令和２年度

設計担当者会議

令和２年　９月２９日～１０月２３日

建設企画課

令和２年度　設計担当者会議

日　時：令和２年　９月２９日～１０月２３日

次　　第

開　　会

挨　　拶

１．積算基準改定関係　（約４０分）

　１－１　土木工事標準積算基準書の改定

　１－２　港湾・漁港請負工事積算基準の改定

　１－３　電気通信設備積算基準書の改定

　１－４　機械設備積算基準書の改定

　１－５　設計業務等標準積算基準書の改定

　１－６　建設機械等損料算定表の改定

２．伝達事項

　２－１　適切な積算の実施について　（約１０分）

　２－２　業界との意見交換会結果について　（約　５分）

　２－３　労務費調査について　（約　５分）

休　　憩　（約１０分）

　２－４　既通知文書について　（約２０分）

３．発注者のための建設業法令遵守について〈土木部　監理課〉　（約２０分）

４．質疑応答　（約１０分）

閉　　会

令和２年度設計担当者会議

開　催　日　時　（案）			対 象 管 内	開 催 場 所
1	9月29日　（ 火 ）	13:30　～　15:30	県央振興局	県央振興局 研修棟
2	10月1日　（ 木 ）	13:00　～　15:00	壱岐振興局	壱岐振興局 別館３階会議室
3	10月2日　（ 金 ）	9:30　～　11:30	対馬振興局	対馬振興局 本館１階会議室
4	10月5日　（ 月 ）	14:00　～　16:00	本庁・長崎振興局 港湾漁港事務所	長崎振興局 ＡＢ会議室
5	10月14日（ 水 ）	13:15　～　15:15	島原振興局	島原振興局 第１会議室
6	10月20日（ 火 ）	13:30　～　15:30	県北振興局	天満庁舎３階 A･B会議室
7	10月23日（ 金 ）	14:00　～　16:00	五島振興局	テレビ会議 （４階C会議室）
8	10月23日（ 金 ）	14:00　～　16:00	上五島支所	テレビ会議 （２階第１会議室）

1-1　土木工事積算基準書の改定

令和２年度　設計担当者会議

１．積算基準改定関係

１－１　令和２年度土木工事標準積算基準書

①改定概要（国土交通省　本省資料、九地整資料）

参考資料

令和2年度　国土交通省
土木工事・業務の積算基準等の改定

国土交通省
大臣官房技術調査課
総合政策局　公共事業企画調整課
国土技術政策総合研究所
　社会資本ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ研究ｾﾝﾀｰ 社会資本ｼｽﾃﾑ研究室

【機密性2】

1．円滑な施工体制の確保

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

（１）現道上の工事等における施工地域補正の改定

国土交通省 工　事

○ 現道上の工事で一般交通の影響を受ける工事や、運搬費・安全費などの費用が割高となる市街地での工事について、より実態に即した積算を可能とするため、施工地域補正を改定。

共通仮設費の施工地域を考慮した補正の改定（案）

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	対象	工種区分		
大都市(１)	東京特別区，横浜市，大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事	2.0	1
大都市(２)	札幌市，･･･（中略）･･･，福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区，横浜市，大阪市の市街地部については，鋼橋架設工事，下水道工事(1),(2)のみ対象とする。	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事(1),(2)	1.5	2
市街地（DID 補正）（１）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事 電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.3	3
一般交通影響有り（１）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000 台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	全ての工種（※）	1.3	4
一般交通影響有り（２）	一般交通影響有り（２）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	全ての工種（※）	1.2	5
市街地（DID 補正）（２）	市街地（DID 補正）（１）で適用となる工種区分以外で，市街地部が施工箇所に含まれる場合。	市街地（DID 補正）（１）以外（※）	1.2	6
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合。	全ての工種（※）	1.3	7

共通仮設費の改定

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	対象	工種区分		
大都市(１)	東京特別区，横浜市，大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事	2.0	1
大都市(２)	札幌市，･･･（中略）･･･，福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区，横浜市，大阪市の市街地部については，鋼橋架設工事，下水道工事(1),(2)のみ対象とする。	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事(1),(2)	1.5	2
市街地（DID 補正）（１）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.4	3
一般交通影響有り（１）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000 台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事		
一般交通影響有り（２）	一般交通影響有り（１）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事		
市街地（DID 補正）（１）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事 ~~電線共同溝工事~~ ~~道路維持工事~~ ~~舗装工事~~ ~~橋梁保全工事~~	1.3	4
一般交通影響有り（１）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000 台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工事（※）	1.3	5
一般交通影響有り（２）	一般交通影響有り（２）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工事（※）	1.2	6
市街地（DID 補正）（２）	市街地（DID 補正）（１）で適用となる工種区分以外で，市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工事（※）	1.2	7
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合。	全ての工種（※）	1.3	8

（１）現道上の工事等における施工地域補正の改定

国土交通省 工　事

現場管理費の施工地域を考慮した補正の改定（案）

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	対象	工種区分		
大都市（１）,（２）	札幌市，･･･（中略）･･･，福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区，横浜市，大阪市の市街地部については，鋼橋架設工事，下水道工事(1),(2)のみ対象とする。	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事(1),(2)	1.2	1
市街地（DID 補正）（１）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事 電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.1	2
一般交通影響有り（１）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000 台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	全ての工種（※）	1.1	3
一般交通影響有り（２）	一般交通影響有り（２）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	全ての工種（※）	1.1	4
市街地（DID 補正）（２）	市街地（DID 補正）（１）で適用となる工種区分以外で，市街地部が施工箇所に含まれる場合。	市街地（DID 補正）（１）以外（※）	1.1	5
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合。	全ての工種（※）	1.0	6

現場管理費の改定

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	対象	工種区分		
大都市（１）,（２）	札幌市，･･･（中略）･･･，福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区，横浜市，大阪市の市街地部については，鋼橋架設工事，下水道工事(1),(2)のみ対象とする。	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事(1),(2)	1.2	1
市街地（DID 補正）（１）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.2	2
一般交通影響有り（１）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000 台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事		
一般交通影響有り（２）	一般交通影響有り（１）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事		
市街地（DID 補正）（１）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事 ~~電線共同溝工事~~ ~~道路維持工事~~ ~~舗装工事~~ ~~橋梁保全工事~~	1.1	3
一般交通影響有り（１）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000 台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工事（※）	1.1	4
一般交通影響有り（２）	一般交通影響有り（２）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工事（※）	1.1	5
市街地（DID 補正）（２）	市街地（DID 補正）（１）で適用となる工種区分以外で，市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工事（※）	1.1	6
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合。	全ての工種（※）	1.0	7

※ 直接工事費約１億円の舗装工事の場合、
工事価格 約164百万円→約168百万円（約400万円:2.7%）増

（２）時間的制約を受ける積算方法の見直し

国土交通省 工事

土木工事において、現場条件により継続的に時間的制約を受け、標準作業時間（8時間）を確保することができない場合の積算方法として、労務費の補正を行う。

時間的制約を受ける積算のイメージ

（昼間施工で時間的制約を受ける場合の例）

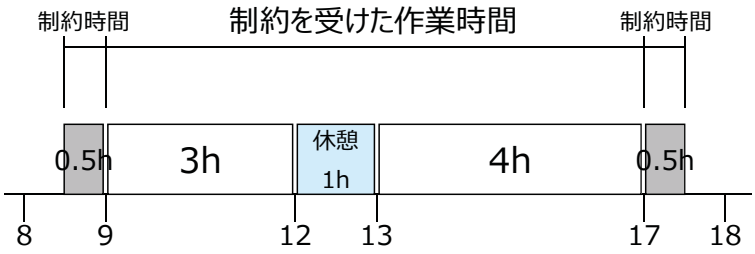

補正割増し係数

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合※1	1.06
時間的制約を著しく受ける場合※2	1.14

※1：作業時間が、7時間/日を超え7.5時間/日以下
※2：作業時間が、4時間/日以上、7時間/日以下

設計労務単価 ＝ 基準額 ×**補正割増し係数**
＝ 基準額 ×**1.14**

時間的制約条件

① 現道の交通量の多い時間帯
② 通勤・通学の時間帯
③ 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
④ 工事現場周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等

以上の時間帯を避けた施工を行う場合。

ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

砂防工事等の山間部の工事を想定して、要件を追加

① 現道の交通量の多い時間帯
② 通勤・通学の時間帯
③ 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
④ 工事現場周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等
⑤ 山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等

①～④の時間帯を避けた施工を行う場合又は⑤の制約を受ける場合。

ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

※ 直接工事費約１億円の砂防・地すべり工事で時間的制約を著しく受ける場合は、工事価格 約200万円（約1.3%）増

4

（３）大規模災害における復興係数・復興歩掛（継続）※長崎県未導入

国土交通省 工事

○ 被災地では、機労材の調達等による間接工事費の支出の増大や工事量の増大による資材やﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ等の不足から作業効率が低下する実態を踏まえ、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入。

被災地における施工確保対策

		東日本大震災	熊本地震	平成30年7月豪雨
復興係数 間接工事費を補正	適用時期	H26.2.3	H29.2.1 (H29.11.1一部引き上げ)	R1.8.19
	対象工種	全ての土木工事	全ての土木工事	全ての土木工事
	対象地域	被災3県（岩手・宮城・福島）	熊本県内	広島県内
	補正率	共通仮設費：1.5	共通仮設費：1.4（阿蘇・上益城） 1.1（その他県内）	共通仮設費：1.1
		現場管理費：1.2	現場管理費：1.1	現場管理費：1.1
復興歩掛 歩掛の日当たり標準作業量を補正	適用時期	H25.10.1	H29.2.1	R1.8.19
	対象工種	土工、コンクリート工	土工	土工
	対象地域	被災3県（岩手・宮城・福島）	熊本県内	広島県内
	補正率	土工：標準作業量を20%低減 コンクリート工：標準作業量を10%低減	土工：標準作業量を20%低減	土工：標準作業量を20%低減

令和２年度も現行の復興係数・復興歩掛を継続

5

2. 働き方改革に取り組める環境整備

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

（4）週休2日の労務費、機械経費（賃料）、間接工事費の補正

国土交通省 工　事

○ 週休２日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し。
○ 受注者希望方式における積算方法を、現場閉所の達成状況に応じた設計変更から、発注者指定方式と同様に 当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行う。

週休２日工事の実施状況

	H29	H30	H31･R1	(R1.9時点)		
				発注者指定	受注者希望	交代制モデル
公告件数	3,841	6,485	4,902	407	4,370	125
実施件数	1,106	3,129	2,458	215	2,159	84
実施率	29%	48%	50%	53%	49%	67%

週休２日の補正係数

(H31･R1年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.01	1.03	1.04
現場管理費	1.02	1.04	1.05

⇒

(R2年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

※週休２日対象工事の中から一部の工事を抽出し、
発注部局の協力のもと、建設業所管部局において下請への賃金の行き渡りについて調査

（５）新たな労務単価の割増し

国土交通省 工　事

○ 休日割増を導入
○ 契約後、受注者の法定休日について報告を貰う。

土木工事標準積算基準書（改定案）

第２章 工事費の積算

① 直接工事費

３ 労務費

労務費は，工事を施工するに必要な労務の費用とし，その算定は次の(1)から(４)によるものとする。

（１）所要人員
　<略>
（２）労務賃金
　<略>
（３）夜間工事の労務単価
　<略>
（４）休日作業の労務単価
緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増し（基準額×割増対象賃金比×0.35）を加算するものとする。

※法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは４週間のうちに４日以上の休日

（参考）労働基準法【抜粋】

（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等）
第三十三条
　災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第三十二条から前条まで若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

２　前項ただし書の規定による届出があつた場合において、行政官庁がその労働時間の延長又は休日の労働を不適当と認めるときは、その後にその時間に相当する休憩又は休日を与えるべきことを、命ずることができる。

３　公務のために臨時の必要がある場合においては、第一項の規定にかかわらず、官公署の事業（別表第一に掲げる事業を除く。）に従事する国家公務員及び地方公務員については、第三十二条から前条まで若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。

（参考）労働基準法に基づく割増賃金率表

種類	支払う条件	割増率
時　間　外 （時間外手当・残業手当）	法定労働時間（1日8時間・週40時間）を超えたとき	25%以上
	時間外労働が限度時間（1か月45時間、1年360時間等）を超えたとき	25%以上（※1）
	時間外労働が1か月60時間を超えたとき（※2）	50%以上（※2）
休　日（休日手当）	法定休日（週1日）に勤務させたとき	35%以上
深　夜（深夜手当）	22時から5時までの間に勤務させたとき	25%以上

（※1）25%を超える率とするよう努めることが必要です。
（※2）中小企業については、当分の間、適用が猶予されています。

（６）宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費の率化等 ※長崎県未導入

国土交通省 業　務

○昨年度、旅費交通費の原則率化（宿泊、滞在を伴う業務は対象外）について、設計業務等標準積算基準書（参考）を一部改定したところである。
○今年度、宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費についても原則率化等により、積算の効率化を図る。

◆ 宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費

従来の積算方法

宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費は積上げにより算出

改訂後の積算方法

区分	旅費	旅費の上限（千円）
測　量　業　務	直接人件費の０．８３％	313
地質調査業務	直接調査費の１．６０％	765
土木設計業務	直接人件費の１．３３％	307
調査、計画業務	直接人件費の２．５９％	904

※ 旅費＝（直接人件費または直接調査費）×率 ・・・ ①

区分	日当・宿泊料〔千円〕
測　量　業　務	7.3X
地　質　調　査　業　務	6.6X
土　木　設　計　業　務	9.1X
調　査　、　計　画　業　務	9.1X

※ 日当＋宿泊料＝係数× X ・・・ ②　X：延べ宿泊日数、滞在日数〔日〕

宿泊、滞在を伴う業務に係る旅費の率化、日当、宿泊料を数式化
⇒率、数式等により算出した額を旅費交通費として積算し算出
※旅費交通費＝①＋②＋③

【注意点】
「往復旅行時間にかかる直接人件費」については、従来どおり別途計上
※　往復旅行時間にかかる直接人件費
＝基準日額（技術者単価）×移動日数 ・・・ ③

3. i-Constructionの更なる拡大

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(7)ICT施工における積算基準の拡充

国土交通省 i-Construction 工事

ICT施工のフロー

共通仮設費（技術管理費） ⇨ 見積のバラツキ
共通仮設費（技術管理費） ⇨ 見積のバラツキ
直接工事費（賃料） ⇨ 賃料の地域差
共通仮設費（技術管理費）・保守点検費・システム初期費 ⇨ 経費の乖離

①ドローン等による3次元**測量**

②3次元測量データによる**設計・施工計画**

③ICT建設機械による**施工**

④**検査**の省力化

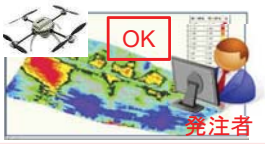

⑤ 3次元データ納品

現　行

項　目		計上項目	積算方法
①	3次元起工測量	共通仮設費	見積徴収 による積上げ
②	3次元設計データ作成	共通仮設費	見積徴収 による積上げ
③	ICT建機施工	直接工事費	損料または賃料
	（保守点検）	共通仮設費	算定式 による積上げ
	（システム初期費）	共通仮設費	定額 による積上げ
④	3次元出来形管理	共通仮設費	率計上（通常工事と同率）
⑤	3次元データ納品	共通仮設費	率計上（通常工事と同率）
その他	社員等従業員給与手当や外注経費等	現場管理費	率計上（通常工事と同率）

改定（案）

積算方法の改定		
見積徴収		
見積徴収		
市場の単価を反映		
算定式		
定額		
補正係数の設定	共通仮設費補正	1.2
補正係数の設定		
補正係数の設定	現場管理費補正	1.1

※直接工事費 約１億円の河川工事の場合、
工事価格 約153百万円→約155百万円（約200万円:1.3%）増（ICT建機賃料の改定含む）

（8）ICT活用工事における小規模施工の積算対応

国土交通省 工事

○ 現場条件により、標準のICT施工機械（クローラ型山積0.8m3）が施工現場に搬入できない、又は配置できない場合などは、標準積算によらず見積りを活用するなど適正な予定価格を設定。

施工土量別の工事件数(H30年度)

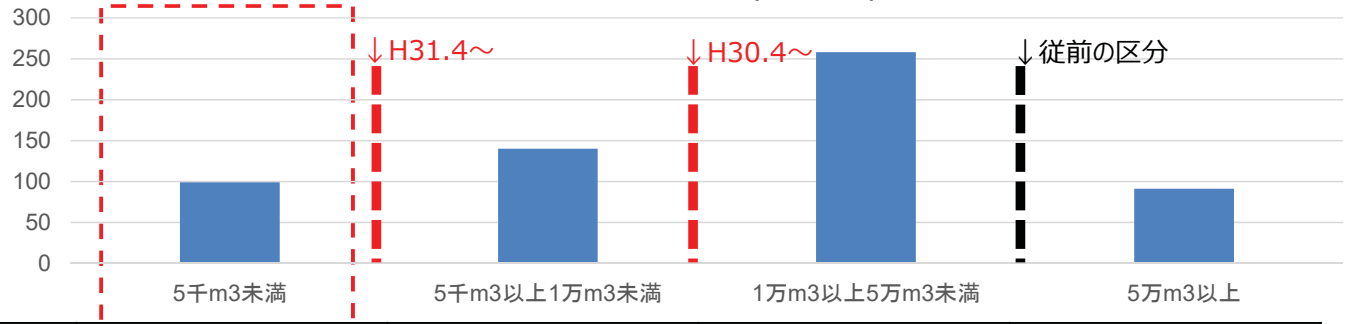

日当り施工量【レキ質土・砂・砂質土・粘性土】×【障害なし】	250㎥/日	290㎥/日	350㎥/日	550㎥/日

現場条件により、標準のICT施工機械※よりも
規格の小さい施工機械を用いる場合は、
標準積算によらず見積りを活用

標準のICT施工機械を活用する場合、5,000m3未満の工事における日当たり施工量には、施工土量による差は見られない。

※バックホウクローラ型山積0.8m3

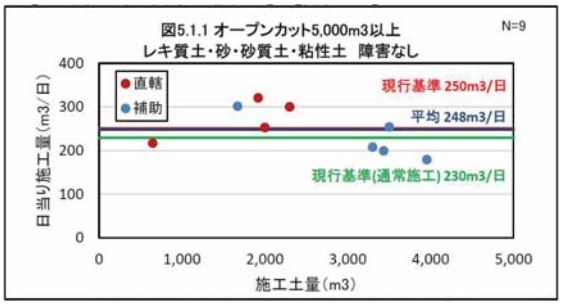

12

（9）ICT施工の新規工種に係わる積算要領ついて ※長崎県未導入

国土交通省 工事

○ ICTの新規工種として、地盤改良工（深層混合）の**「スラリー撹拌工（ICT）」**、舗装工（修繕工）の**「切削オーバーレイ工（ICT）」**の**2**工種を新設

○スラリー撹拌工（ICT）

【ICT施工の概要】

本施工は、セメント及び石灰系固化材のスラリー材（セメントミルク又はモルタル）を圧送・注入し、原地盤と撹拌・混合することにより改良体（コラム）を造成する工法において、地盤改良機の位置・標高をリアルタイムに取得し、ICT建設機械による施工用データとの差分を用いて、作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術による地盤改良工である。

【制定内容】

○施工位置決めの効率化による日当たり施工量の制定
　杭長が短い場合の日当り施工本数が効率化することを反映
○ICT建設機械経費加算額の制定
　ICT地盤改良機に取付る各種機器及び地上の基地局・管理局の賃料
○システム初期費の制定
　ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者へ貸出しに要する費用

（従来）誘導員による位置決め

（ICT）施工位置のガイダンス画面（例）

○切削オーバーレイ工（ICT）

【ICT施工の概要】

本施工は、出来形計測の省力化を図ることが出来るシステムを用いた、ICT路面切削機によるアスファルト路面の切削作業である。路面切削機の位置及び刃先の位置をリアルタイムに取得した、施工履歴データと3次元設計データとの差分による出来形管理を行うものである。

【制定内容】

○ICT建設機械経費加算額の制定
　施工履歴データ取得に必要な各種機器及び地上の基地局・管理局の賃料
○システム初期費の制定
　ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者へ貸出しに要する費用

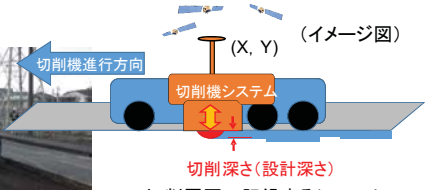

切削履歴の記録するシステム
（路面切削機に後付け）

13

（10）ICT活用業務の積算対応について

国土交通省
業　務

1．改定概要

設計業務等積算基準書の記載内容について、現場状況や業務実態等を踏まえて、修正・追記・削除を行う。

設計業務等積算基準書の修正内容の一例

改正	現行
１－４　測量業務費の積算方式 １－４－１　測量業務費 ３．測量調査費 測量調査費については、「土木設計業務等積算基準」による。 測量調査についての運用は、別表第２による。 なお、「３次元ベクトルデータ作成」及び「３次元設計周辺データ作成」については「ＩＣＴの全面的な活用の推進に関する実施方針」で定められている各実施要領に基づき、測量調査費として計上するものとする。	１－４　測量業務費の積算方式 １－４－１　測量業務費 ３．測量調査費 測量調査費については、「土木設計業務等積算基準」による。 なお、測量調査についての運用は、別表第２による。

改定背景：
「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については『ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針』で定められている各実施要領に基づくこととされており、また、各実施要領において、「測量調査費」として積算することとされているが、今般、その取り扱いを明確化するため、設計業務等積算基準書に明記することとした。

【機密性2】

4．改正品確法等を踏まえた積算基準の改定

（１１）工期と連動した間接工事費の設定

国土交通省 工　事

○ 現状、一時中止に伴う増加費用等の積算の基準は整備されているが、一時中止の有無にかかわらず、受注者に責任がない中で工期を延期した場合（天候要因等の場合）の積算基準を整備。
○ 施工実態に即して、算定方式の係数を見直す。
※本基準を適切に運用できるよう、発注時に天候要因による休日日数を条件明示する。

改定案

□ **算定方法**

G = dg × J × α

G：~~中止期間中の~~工期延期に伴う現場維持等の費用（受注者の責によるものを除く）
dg：~~中止~~工期延期に係る現場経費率（%）
J：対象額（~~一時中止~~工期延期時点の契約上の現場管理費対象純工事費）
α：積上げ費用

$$dg = \left[A\ \left[\left(\frac{J}{a \times J^{b}+N}\right)^{B} - \left(\frac{J}{a \times J^{b}}\right)^{B}\right]\right] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

N：~~中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数。~~
工期延期日数（受注者の責によるものを除く）
R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）
A，B，a，b：各工種毎に決まる係数（別表－１）

現　行

「河川工事」の事例

工種区分	係数A			係 数 B	係 数 a	係 数 b
	地方部（一般交通等の影響なし）	地方部（一般交通等影響有）山間僻地離島	市街地（ＤＩＤ地区・準ずる地区			
河川工事	739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311

改定（案）

工種区分	係数A					係数B					係数a	係数b
	一般交通影響無し	一般交通影響有り（1）	一般交通影響有り（2）	市街地（DID補正）（2）	山間僻地及び離島	一般交通影響無し	一般交通影響有り（1）	一般交通影響有り（2）	市街地（DID補正）（2）	山間僻地及び離島		
河川工事	1901.4	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615

※ 純工事費約２億円の河川工事で約20日間の工期延期をした場合は約146万円が約150万円へ約4万円（約2%）増

（１２）除雪工における積算方法の改定　※長崎県未導入

国土交通省 工　事

○ 施工実態調査の結果を踏まえ、道路除雪工の歩掛を改定。
○ 除雪作業は維持工事に含めて発注することが多いことから、通常４月に行う歩掛改定を次年度の早期発注に間に合うように、年度内に歩掛の一部改定を行う。
○ 改定歩掛の適用は令和2年2月1日以降に契約締結する工事とする。

現　行

除雪機械1時間当たり単価表

名　称	単位	数量
運転手（特殊・一般）	人	1/T
助手（特殊作業員・普通作業員）	人	1/T
土木一般世話役	人	(1/T)/5
機械付労務（特殊作業員・普通作業員）	人	
除雪機械	h	1
付属品損耗費	h	1
燃料費	L	
諸雑費	式	1

改　定

除雪機械1時間当たり単価表

名　称	単位	数量
運転手（特殊・一般）	人	1/T
助手（特殊作業員・普通作業員）	人	1/T
除雪作業世話役（土木一般世話役）	人	**(1/T)/3**
機械付労務（特殊作業員・普通作業員）	人	
除雪機械	h	1
付属品損耗費	h	1
燃料費	L	
諸雑費	式	1

17

（13）労災補償に必要な保険契約における保険料の積算方法の検討

国土交通省 工事

○ 改正品確法において、労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映が法定化されたことを踏まえ、全工種区分の現場管理費を改定。
※併せて、入札説明書において労災補償に必要な保険の付保を要件化

●公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律　概要

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

現場管理費率（算定式）の改定

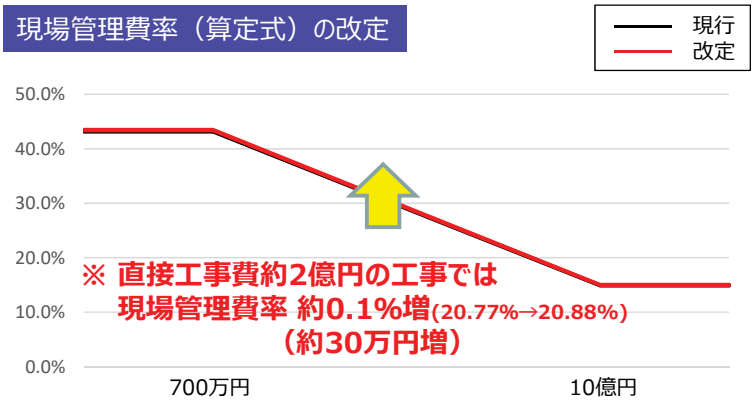

現　行　「河川・道路構造物工事」の事例

工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
河川工事	43.20%	1270×Ｎｐ$^{-0.2145}$	14.90%

改　定

工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
河川工事	43.43%	1276.7×Ｎｐ$^{-0.2145}$	14.98%

（14）墜落制止用器具（フルハーネス型）の原則化に伴う積算対応

国土交通省 工事

※長崎県未導入

○ 安全衛生法関係法令が改正（平成31年2月施行）され、墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となった。
○ 現行の安全帯の使用は、令和4年1月1日までの猶予期間があり、その間の費用計上方法は実績変更により計上。
○ 共通仮設費の率計上に向けて、次年度から諸経費動向調査を実施する。

安衛法令等の改正

	2018(平成30)年 1月	4月	7月	10月	2019(平成31)年 1月	4月	7月	10月	2020(平成32)年 1月	4月	7月	10月	2021(平成33)年 1月	4月	7月	10月	2022(平成34)年以降
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日（1月2日～）
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能（2019(平成31)年2月1日～）												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能（2022(平成34)年1月1日まで）																✕
安全帯の規格改正					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能（2019(平成31)年2月1日～）												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能								販売可能								✕
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

フルハーネス型のイメージ

費用計上のイメージ

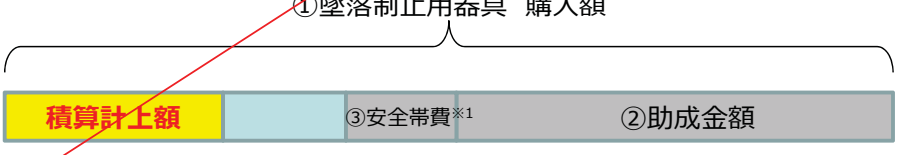

※1安全帯費：共通仮設費の率分に計上されている額を控除

［計算式］

積算計上額＝(①－②－③)×$\frac{\text{当該工事における使用年数}}{\text{耐用年数}}$×購入数量

（15）土木工事標準歩掛

国土交通省
工　事

土木工事標準歩掛の改定概要

土木工事標準歩掛は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における単位施工量当り、若しくは日当りの労務工数、材料数量、機械運転時間等の所要量について工種ごとにとりまとめたもの。「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種を改定。

（１）　新規制定工種 【１工種】

①トンネル補修工（ひび割れ補修工）

（２）　日当り施工量、労務、資機材等の変動により改定を行った工種【１３工種】

①仮橋仮桟橋工、②架設支保工、③ウェルポイント工、④コンクリート工（砂防）、⑤鋼製砂防工、⑥連続鉄筋コンクリート舗装工、⑦トンネル清掃工、⑧道路除雪工、⑨ＰＣ橋片持架設工、⑩トンネル工（ＮＡＴＭ）（発破工法）、⑪トンネル工（ＮＡＴＭ）（機械掘削工法）、⑫小断面トンネル工（ＮＡＴＭ）、⑬トンネル工（ＮＡＴＭ）仮設備工（防音扉工）

トンネル補修工（ひび割れ補修工）【新規工種】

施工フロー

施工状況

表3．1　機種の選定

機　械　名	規　格	単位	数量	摘要
高所作業車	［トラック架装・伸縮ブーム・プラットフォーム型］作業床高9．9m・積載荷重1，000kg	台	1	

（注）高所作業車は，賃料とする。

表5．1　日当り施工量　（m／日）

日当り施工量	単位	数量
ひび割れ補修工（低圧注入工法）	m	8．5

（16）建設機械等損料

国土交通省
工　事

建設機械等損料の改定概要

建設機械損料は、土木請負工事費の積算に用いる機械経費であり、建設業者が所有する建設機械等の償却費、維持修理費、管理費等をとりまとめたもの。実態調査結果を踏まえ、新規機種の追加や既存機種の建設機械損料を改定。

令和２年度建設機械等損料算定表　機械分類別平均変動率表　（変動率：令和２年度／平成３０年度）

区分	基礎価格	標準使用年数	年間標準運転時間	年間標準運転日数	年間標準供用日数	維持修理費率	年間管理費率	残存率	運転1時間当たり換算値損料(13)欄	供用1日当たり換算値損料(15)欄
01 ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ及びｽｸﾚｰﾊﾟ	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00
02 掘削及び積込機	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.97	1.00	1.00	1.00	1.00
03 運搬機械	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
04 ｸﾚｰﾝその他の荷役機械	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	0.99	0.99
05 基礎工事用機械	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01
06 せん孔機械及びﾄﾝﾈﾙ工事用機械	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
07 ﾓｰﾀｸﾞﾚｰﾀﾞ及び路盤用機械	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
08 締固め機械	1.01	1.00	1.00	1.00	1.09	1.00	1.00	1.00	1.01	0.93
09 ｺﾝｸﾘｰﾄ機械	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
10 舗装機械	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01
11 道路維持用機械	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
12 空気圧縮機及び送風機(原動機を含む)	1.00	1.00	－	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00 ※1	0.98
13 建設用ﾎﾟﾝﾌﾟ(原動機を含む)	1.03	1.00	－	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.03 ※1	1.03
15 電気機器	1.00	1.00	－	－	1.00	1.00	1.00	1.00	－	1.00
16 ｳｲﾝﾁ類	1.01	1.00	－	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01 ※1	1.01
17 試験測定機器	1.00	1.00	－	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.02 ※1	1.00
18 鋼橋･PC橋架設用仮設備機器	1.02	1.00	－	－	1.00	1.00	1.00	1.00	－	1.02
20 その他の機器	1.01	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00
40 コンクリート生産設備（ダム施工機械）	1.03	1.15	1.17	1.20	1.17	1.53	1.00	1.00	1.03	1.02
50 除雪用建設機械	1.01	1.00	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	－

※1　運転1日当たり換算値損料

（17）施工パッケージ関係

国土交通省 工　事

改定のポイント

施工パッケージは、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における機械経費、労務費、材料費を含んだ単位施工量当り「単価」を施工パッケージ毎に設定したもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、施工パッケージ単価を改定。

また、施工パッケージ標準単価は、施工実態の変動を反映させているとともに、機械、労務、材料単価の物価変動による乖離が生じないように、毎年度単価の更新を行っています。

施工パッケージ関係　【10工種】

1）日当り施工量、労務、資機材等の改定を行った工種【10工種】

①土工、②安定処理工、③基礎・裏込砕石工、④排水構造物工、⑤塵芥処理工、⑥土工（砂防）、⑦透水性アスファルト舗装工、⑧路側工（取外し）、⑨橋梁付属施設設置工、⑩スノーポール設置・撤去工

「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」の公表

施工パッケージ型積算方式の理解向上に資するため、施工パッケージ標準単価の代表機労材規格のうち、代表機械規格及び代表労務規格の参考数量を「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」として、国土技術政策総合研究所HPに掲載（令和2年3月末公表予定）。

（http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm）

（18）電気通信編

国土交通省 工　事

改定のポイント

電気通信に関する標準歩掛等は、実態調査の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種等を改定。

電気通信編の改定

1）歩掛制定【2工種】

①照明灯プレキャスト基礎設置工

②デジタル陸上移動通信装置設置工

照明灯プレキャスト基礎

2）撤去工事に関する歩掛改定【4工種】

①電気通信設備工事における一般事項（既設設備の撤去工事）、

②空中線装置設置工、③固定型衛星通信用地球局設備設置工、レーダ基地局装置設置工

既設設備の撤去工事において、据付歩掛に対する補正係数及び技術者等の取り扱いの変更を実施

3）移設工事に関する機器管理費率の改定

機器管理費率の補正係数に「機器を移設する場合」を追加

4）電気通信設備工事の日施工量の本基準化

電気通信設備工事における日施工量を制定

電気通信設備工事の工期のイメージ

項目／工期	1	2	3	4	5	6	7	8
準備期間	⇔		工期の大半が機器製作期間					
機器製作期間			⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	
工事期間							⇔	⇔

機器製作期間と工事期間が重複する期間がある

（19）機械設備編

改定のポイント

機械設備編（機械設備積算基準）は、土木機械設備請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における労務工数、材料数量、直接経費等の所要量についてとりまとめたもので、「公共工事機械設備共同調査」の結果等を踏まえ、既存制定工種の改定。

（１）機械設備工事積算基準の改定

積算基準と実態とで乖離が見られたため改定

１）河川用水門設備、揚排水ポンプ設備（除塵設備）、鋼製付属設備の輸送費算定式

２）一般管理費等率の改定

（２）機械設備点検・整備積算基準の改定

積算基準と実態とで乖離が見られたため改定

１）一般管理費等率の改定

24

（20）設計業務等標準歩掛

1. 改定概要

○道路予備修正設計(B)において、実態と乖離のあった歩掛を改定
※その他の歩掛においても、歩掛調査に併せて適宜改定

2. 内容

■道路予備修正設計(B)
実態を踏まえて、現行歩掛の区分を3歩掛に分解

現行歩掛の区分
横断・小構造物・用排水及び道路付帯構造物設計
新規歩掛の区分
①横断設計
②道路付帯構造物及び小構造物設計
③用排水設計

1kmあたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現行歩掛	1.0	0.5	1.0	1.5
新規歩掛①	0.7	0.5	0.8	0.8
〃　②	0.1	0.3	0.6	0.6
〃　③	0.3	0.2	0.6	0.9

現行歩掛の区分
設計図・用地幅杭計画及び関係機関との協議資料作成
新規歩掛の区分
①設計図
②関係機関との協議資料作成
③用地幅杭計画

1kmあたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現行歩掛		1.0	1.0	1.0
新規歩掛①		0.8	1.3	1.8
〃　②		0.7	0.9	0.8
〃　③		0.4	0.7	0.5

25

令和2年度　土木工事標準積算基準書　改正資料
目　　次

編	章	工　　種	改　定　概　要	ページ
総則	総則	請負工事の工事費構成	一部改正	1
総則	工事費の積算	直接工事費	一部改正	2
総則	工事費の積算	間接工事費（共通仮設費）	一部改正	3
総則	工事費の積算	間接工事費（共通仮設費の率分）	一部改正	5
総則	工事費の積算	運搬費	一部改正	7
総則	工事費の積算	重建設機械分解組立	一部改正	11
総則	工事費の積算	準備費	一部改正	12
総則	工事費の積算	安全費	一部改正	13
総則	工事費の積算	技術管理費	一部改正	14
総則	工事費の積算	現場管理費	一部改正	15
総則	一般管理費等及び消費税等相当額	一般管理費等	一部改正	19
総則	随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の減額となる場合の運用について	随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の調整について	一部改正	20
総則	随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費の調整及びスライド条項の減額となる場合の運用について	工事請負契約書第25条（スライド条項）の減額となる場合の運用について	一部改正	21
総則	数値基準等	数量総括表への条件明示	一部改正	22
総則	原動機燃料消費量	原動機燃料消費量	一部改正	40
総則	建設機械運転労務等	機械運転単価表	一部改正	41
総則	土木請負工事の特許使用料の積算	土木請負工事の特許使用料の積算について	一部改正	42
総則	時間的制約を受ける公共土木工事の積算	時間的制約を受ける公共土木工事の積算について	一部改正	43
総則	工事の一時中止に伴う増加費用等の積算	工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について	一部改正	45
総則	1日未満で完了する作業の積算	1日未満で完了する作業の積算	一部改正	51
総則	その他	作業日当り標準作業	一部改正	55

桃色マーカー：廃止歩掛

黄色マーカー：本省資料に掲載された改定工種（土木工事標準歩掛）
緑色マーカー：本省資料に掲載された改定工種（施工パッケージ）

令和2年度　土木工事標準積算基準書　改正資料
目　　次

編	章	工　　種	改　　定　　概　　要	ページ
総則	その他	市場単価の1日当り標準施工	一部改正	98
共通工	土工	土工	一部改正　押土の有無が500m3から5000m3以上に変更	100
共通工	土工	土工(ICT)	一部改正　ICT建機の賃料加算額が追加	118
共通工	土工	安定処理工	一部改正	126
共通工	土工	安定処理工(自走式土質改良工)	一部改正	127
共通工	土工	法面整形工(ICT)	一部改正　ICT建機の賃料加算額が追加	128
共通工	共通工	基礎・裏込砕石工、基礎・裏込栗石工	一部改正　基礎・裏込栗石工が廃止	131
共通工	共通工	コンクリートブロック積(張)工	一部改正	140
共通工	共通工	場所打擁壁工(1)	一部改正	154
共通工	共通工	場所打擁壁工(2)	一部改正	155
共通工	共通工	プレキャスト擁壁工	一部改正	157
共通工	共通工	構造物補修工(ひび割れ補修工)	一部改正　道路ボックスカルバートが追加対象	158
共通工	共通工	構造物補修工(断面修復工(左官工法))	一部改正　道路ボックスカルバートが追加対象	160
共通工	共通工	排水構造物工	一部改正	161
共通工	共通工	排水構造物工(溶接金網及び埋設鋼板型枠)	一部改正　管(函)渠型側溝(1000,2430mm)が廃止	173
共通工	共通工	排水構造物工(現場打ち水路(本体))	一部改正	177
共通工	共通工	排水構造物工(現場打ち集水桝・街渠桝(本体))	一部改正	178
共通工	共通工	軟弱地盤処理工(粉体噴射攪拌(DJM工法))	一部改正	179
共通工	共通工	スラリー攪拌工	一部改正	180
共通工	共通工	高圧噴射攪拌工	一部改正	182
共通工	共通工	中層混合処理工	一部改正　深層混合処理機(スラリー式)が追加	188

令和2年度　土木工事標準積算基準書　改正資料
目　　次

編	章	工　　種	改　　定　　概　　要	ページ
共通工	共通工	旧橋撤去工	一部改正	191
共通工	共通工	発泡スチロールを用いた超軽量盛土工	一部改正	192
共通工	共通工	函渠工(2)	一部改正	194
共通工	共通工	函渠工(3)大型プレキャストボックスカルバート工	一部改正	196
共通工	共通工	殻運搬	一部改正	198
共通工	基礎工	鋼管・既製コンクリート杭打工(中堀工)	一部改正	203
共通工	基礎工	鋼管・既製コンクリート杭打工(鋼管ソイルセメント杭工)	一部改正	206
共通工	基礎工	鋼管・既製コンクリート杭打工(回転杭工)	一部改正	207
共通工	基礎工	杭頭処理工	一部改正	210
共通工	基礎工	全回転式オールケーシング工	一部改正	211
共通工	基礎工	リバースサーキュレーション工	一部改正	213
共通工	基礎工	場所打杭工(大口径ボーリングマシン工)	一部改正	215
共通工	基礎工	場所打杭工(ダウンザホールハンマ工)	一部改正	218
共通工	基礎工	深礎工	一部改正	219
共通工	基礎工	ニューマチックケーソン工	一部改正　止水壁ケーソンが追加	220
共通工	基礎工	基礎工(鋼管矢板基礎工)	一部改正	230
共通工	仮設工	仮設工	一部改正　修理費及び損耗費算定方法が変更	233
共通工	仮設工	バイブロハンマ工	一部改正　整備費、補助工法が追加	239
共通工	仮設工	油圧圧入引抜工	一部改正	243
共通工	仮設工	ディーゼルハンマ・プレボーリング	一部改正　整備費が追加	244
共通工	仮設工	鋼矢板(H形鋼)工(クレーン引抜工)	一部改正	249

令和2年度　土木工事標準積算基準書　改正資料
目　　次

編	章	工　　種	改　　定　　概　　要	ページ
共通工	仮設工	鋼矢板打込施工法選定表(参考)	一部改正	250
共通工	仮設工	仮設材設置撤去工	一部改正　修理費及び損耗費が追加	251
共通工	仮設工	締切排水工	一部改正	259
共通工	仮設工	ウエルポイント工	一部改正	260
共通工	仮設工	仮橋・仮桟橋工	一部改正	265
共通工	仮設工	仮設電力設備工	一部改正	280
共通工	仮設工	グラフによる標準的な仮設電力設備の積算	一部改正	284
共通工	仮設工	法面工(仮設用モルタル吹付工)	一部改正	286
河川	河川海岸	消波根固めブロック工	一部改正　鋼製型枠の種類が追加	288
河川	河川海岸	消波工	一部改正　異形ブロックの細分化	302
河川	河川海岸	浚渫工(バックホウ浚渫船)	一部改正	305
河川	河川維持工	堤防除草工	一部改正	306
河川	河川維持工	伐木除根工	一部改正	308
河川	河川維持工	塵芥処理工	一部改正　積込が追加	313
河川	河川維持工	粗朶沈床工	一部改正	324
河川	河川維持工	機械土工(河床等掘削)	一部改正	327
河川	河川維持工	巨石積(張)工	一部改正	330
河川	河川維持工	護岸基礎ブロック工	一部改正	331
河川	河川維持工	かごマット工(多段積型)	一部改正	338
河川	河川維持工	ブロックマット工	一部改正	342
河川	河川維持工	光ケーブル配管工	一部改正	345

令和2年度　土木工事標準積算基準書　改正資料
目　　次

編	章	工　　種	改　定　概　要	ページ
河川	砂防工	土工(砂防)	一部改正　小規模土工が追加	346
		土工(バックホウ床掘山積0.45m3(平積0.35m3))	廃止　砂防（土工）に統合	354
河川	砂防工	コンクリート工	一部改正　チッピングに人力施工が追加	358
河川	砂防工	コンクリート工(ケーブルクレーン打設)	一部改正	368
河川	砂防工	残存型枠工	一部改正	376
		砂防コンクリート生産(ミキサによる混合)工	廃止	380
河川	砂防工	仮設備工	一部改正	383
河川	砂防工	石材等採取工(割石、雑割石、野面採取)	一部改正	390
河川	砂防工	砂防土砂仮締切・砂防土砂土のう仮締切	一部改正	391
河川	砂防工	砂防コンクリート締切	一部改正	400
河川	砂防工	鋼製砂防工	一部改正　堰堤の種類が変更	407
河川	地すべり防止工	集水井工(ライナープレート土留工法)	一部改正	415
河川	地すべり防止工	集水井工(プレキャスト土留工法)	一部改正	423
河川	地すべり防止工	地すべり防止工(山腹水路工)	一部改正	428
河川	地すべり防止工	地すべり防止工(ふとんかご)	一部改正	443
河川	地すべり防止工	地すべり防止工(じゃかご)	一部改正	445
河川	地すべり防止工	集排水ボーリング孔洗浄工	一部改正	448
道路	舗装工	路盤工(ICT)	一部改正	449
道路	舗装工	透水性アスファルト舗装工	一部改正	453
道路	舗装工	コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装工)	一部改正　目地切り・清掃が追加	457
道路	付属施設工	ボックスビーム設置工	一部改正	462

令和2年度　土木工事標準積算基準書　改正資料
目　　次

編	章	工　　種	改　　定　　概　　要	ページ
		基礎杭打工(しゃ音壁)	廃止	465
道路	付属施設工	路側工(据付け)	一部改正	469
道路	付属施設工	路側工(取外し)	一部改正	475
道路	付属施設工	特殊ブロック設置工	一部改正	476
道路	付属施設工	橋梁付属施設設置工	一部改正　適用条件が変更	478
道路	付属施設工	スノーポール設置・撤去工	一部改正	484
道路	道路維持修繕工	路面切削工	一部改正	487
道路	道路維持修繕工	切削オーバーレイ工	一部改正　平均切削深さ12cm以上、橋面舗装が追加	489
道路	道路維持修繕工	舗装版破砕工	一部改正	490
道路	道路維持修繕工	道路打換え工	一部改正	491
道路	道路維持修繕工	橋梁補修工(支承取替工)	一部改正	498
道路	道路維持修繕工	落橋防止装置工	一部改正　現場孔明が追加	506
道路	道路維持修繕工	トンネル清掃工	一部改正	515
道路	道路維持修繕工	トンネル補修工(ひび割れ補修工)	新規改定による追加工種のため	520
道路	道路維持修繕工	桁連結工	廃止	523
道路	道路維持修繕工	横断歩道橋補修工	一部改正	529
道路	共同溝工	共同溝工(1)(構造物単位)共同溝(2)	一部改正	530
道路	共同溝工	電線共同溝工(C・C・BOX)	一部改正	535
道路	トンネル工	トンネル工(NATM)[発破工法]	一部改正　岩区分DⅢ・先受けボルトが追加	540
道路	トンネル工	トンネル工(NATM)[機械掘削工法]	一部改正　通常断面・大断面、岩区分DⅢが追加	615
道路	トンネル工	トンネル工(NATM)坑口工(DⅢパターン)	廃止(発破工法、機械掘削工法へ移行)	683

令和2年度　土木工事標準積算基準書　改正資料
目　　次

編	章	工　　種	改　　定　　概　　要	ページ
道路	トンネル工	トンネル工(NATM)非常駐車帯工	廃止(発破工法、機械掘削工法へ移行)	730
道路	トンネル工	トンネル工(NATM)仮設備工(防音扉工)	一部改正	792
道路	トンネル工	小断面トンネル工(NATM)	一部改正　設計掘削断面35m2以上が追加 レール方式が廃止	794
道路	道路除雪工	道路除雪工	一部改正	848
道路	橋梁工	鋼橋製作工	一部改正	855
道路	橋梁工	橋梁塗装工(工場塗装及び塗装前処理)	一部改正	857
道路	橋梁工	鋼橋架設工	一部改正	859
道路	橋梁工	プレビーム桁製作工(現場)	一部改正	864
道路	橋梁工	鋼橋床版工	一部改正	868
道路	橋梁工	グレーチング床版架設工及び足場工	一部改正	871
道路	橋梁工	ポストテンション桁製作工	一部改正	872
道路	橋梁工	PC橋架設工	一部改正	875
道路	橋梁工	PC橋片持架設工	一部改正	877
道路	橋梁工	架設支保工	一部改正	889
道路	橋梁工	橋台・橋脚工(2)	一部改正	901
公園	公園植栽工	公園植栽工	一部改正	902
土木工事標準単価及び市場単価	土木工事標準単価	区画線工	一部改正	903
土木工事標準単価及び市場単価	土木工事標準単価	高視認性区画線工	一部改正	905
土木工事標準単価及び市場単価	土木工事標準単価	橋梁塗装工	一部改正	908
土木工事標準単価及び市場単価	土木工事標準単価	コンクリートブロック積工	一部改正	910
土木工事標準単価及び市場単価	土木工事標準単価	排水構造物工	一部改正	915

令和2年度　土木工事標準積算基準書　改正資料
目　　次

編	章	工　　種	改　　定　　概　　要	ページ
土木工事標準単価及び市場単価	市場単価	インターロッキングブロック工	一部改正	917
土木工事標準単価及び市場単価	市場単価	防護柵工(ガードレール)	一部改正	918
土木工事標準単価及び市場単価	市場単価	法面工	一部改正　間詰モルタルが追加	924
土木工事標準単価及び市場単価	市場単価	吹付枠工	一部改正	933
土木工事標準単価及び市場単価	市場単価	橋梁付属物工(橋梁用伸縮継手装置設置工、橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工)	一部改正	938
土木工事標準単価及び市場単価	市場単価	薄層カラー舗装工	一部改正	947
土木工事標準単価及び市場単価	市場単価	道路標識設置工	一部改正	948
土木工事標準単価及び市場単価	市場単価	道路付属物設置工	一部改正	950
土木工事標準単価及び市場単価	市場単価	公園植栽工	一部改正	954
土木工事標準単価及び市場単価	市場単価	グルービング工	一部改正	955
土木工事標準単価及び市場単価	市場単価	鉄筋挿入工(ロックボルト工)	一部改正	957

②その他の改定

〇共通編

１）共通仮設費の地域補正の細分化　Ⅰ-2-②-7

２）現場管理費の地域補正の細分化　Ⅰ-2-②-44

〇参考編（県独自）

記載内容について、現行の運用と合わないものを見直し

１）　資材価格の決定の更新　i-2-②-1

古い通知文から H31 年度の通知文に更新した。

２）見積歩掛の積算の更新　i-2-②-20

古い通知文から H31 年度の通知文に更新した。

３）建設コンサルタント業務等の手続きの追加　ⅰ-2-②-24

プロポーザル方式の見積方法を併せて追加した。

４）工事の一時中止に伴う増加費用等の積算の削除　ⅰ-10-①-1

工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算に変更されたため参考資料編から削除した。

５）河川工事等における鋼矢板選定の追加　　ⅱ-5-②-1

平成３０年度の会計検査において指摘を受け、仮設構造物の仮設材選定に鋼矢板のハット型を入れ比較する通知文を追加した。

６）鋼橋積算基準書の削除　ⅳ-7-鋼-1

積算基準書の記載内容と変わらないため、削除した。

土木工事標準積算基準書　新旧対照表（R02.10.01）

頁	改訂前	改訂後	摘要
Ⅰ-2-②-7	**共通仮設費　地域補正**	現行どおり	

2－1　共通仮設費の率分

（1）　共通仮設費の率分の積算

1）　共通仮設費の率分の算定は，別表第１（第１表～第５表）の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を，当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。

2）　対象額の算定にあたっては，「２．共通仮設費（２）算定方法 1)率計算による部分」及び「２．共通仮設費（２）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

（2）　共通仮設費率の補正

1）　施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

イ）　表－２の適用条件に該当する場合，別表第１（第１表～第４表）の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。

表－２　地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
大都市(1)	舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事	東京特別区，横浜市，大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	2.0	1
大都市(2)	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事（1），（2）	札幌市，仙台市，さいたま市，川口市，草加市，千葉市，市川市，船橋市，習志野市，浦安市，東京特別区，八王子市，横浜市，川崎市，相模原市，新潟市，静岡市，名古屋市，京都市，大阪市，堺市，神戸市，尼崎市，西宮市，芦屋市，広島市，北九州市，福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区，横浜市，大阪市の市街地部については，鋼橋架設工事，下水道工事（1），（2）のみ対象とする。	1.5	2
市街地（DID補正）（1）	鋼橋架設工事 電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	3
一般交通影響有り（1）	全ての工種（※）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	4
一般交通影響有り（2）	全ての工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	5
市街地（DID補正）（2）	市街地（DID補正）（1）以外（※）	市街地（DID補正）（1）で適用となる工種区分以外で，市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	6
山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	7

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

（注）１．市街地とは，施工地域が人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区をいう。
なお，ＤＩＤ地区とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人／km2以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

２．適用条件の複数に該当する場合は，適用優先順に従い決定するものとする。

表－２　地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	対象	工種区分		
大都市（1）	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事	2.0	1
大都市（2）	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事（1）、（2）を対象とする。	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事（1）、（2）	1.5	2
市街地（DID補正）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.4	3
一般交通影響有り（1）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事		
一般交通影響有り（2）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事		
市街地（DID補正）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事	1.3	4

現行どおり

土木工事標準積算基準書　新旧対照表（R02.10.01）

頁	改訂前	改訂後	摘要
Ⅰ-2-②-7	**共通仮設費　地域補正**	現行どおり	

２－１　共通仮設費の率分

（１）　共通仮設費の率分の積算

１）　共通仮設費の率分の算定は，別表第１（第１表～第５表）の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を，当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。

２）　対象額の算定にあたっては，「２．共通仮設費（２）算定方法 1)率計算による部分」及び「２．共通仮設費（２）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

（２）　共通仮設費率の補正

１）　施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

イ）　表－２の適用条件に該当する場合，別表第１（第１表～第４表）の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。

表－２　地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
大都市(1)	舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事	東京特別区，横浜市，大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	2.0	1
大都市(2)	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事（1），（2）	札幌市，仙台市，さいたま市，川口市，草加市，千葉市，市川市，船橋市，習志野市，浦安市，東京特別区，八王子市，横浜市，川崎市，相模原市，新潟市，静岡市，名古屋市，京都市，大阪市，堺市，神戸市，尼崎市，西宮市，芦屋市，広島市，北九州市，福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区，横浜市，大阪市の市街地部については，鋼橋架設工事，下水道工事（1），（2）のみ対象とする。	1.5	2
市街地（DID 補正）（1）	鋼橋架設工事 電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	3
一般交通影響有り（1）	全ての工種（※）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が 5,000 台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	4
一般交通影響有り（2）	全ての工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	5
市街地（DID 補正）（2）	市街地（DID 補正）（1）以外（※）	市街地（DID 補正）（1）で適用となる工種区分以外で，市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	6
山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	7

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

（注）１．市街地とは，施工地域が人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区をいう。
なお，ＤＩＤ地区とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人／km2以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

２．適用条件の複数に該当する場合は，適用優先順に従い決定するものとする。

Ⅰ-2-②-7

一般交通影響有り（1）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	1.3	5
一般交通影響有り（2）	一般交通影響有り（1）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	1.2	6
市街地（DID補正）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	1.2	7
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合。	全ての工種（※）	1.3	8

現行どおり

土木工事標準積算基準書　新旧対照表（R02.10.01）

頁	改訂前	改訂後	摘要
Ⅰ-2-②-44	**現場管理費　地域補正**	現行どおり	

ロ）　緊急工事の場合

緊急工事は 2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは，昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第９条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第 10 条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。

２）施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算

イ）　表－３の適用条件に該当する場合，別表第２（第１表～第４表）の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

表－３　地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
大都市（1），（2）	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事（1），（2）	札幌市，仙台市，さいたま市，川口市，草加市，千葉市，市川市，船橋市，習志野市，浦安市，東京特別区，八王子市，横浜市，川崎市，相模原市，新潟市，静岡市，名古屋市，京都市，大阪市，堺市，神戸市，尼崎市，西宮市，芦屋市，広島市，北九州市，福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
市街地（DID 補正）（1）	鋼橋架設工事 電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2
一般交通影響有り（1）	全ての工種（※）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が 5,000 台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3
一般交通影響有り（2）	全ての工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4
市街地（DID 補正）（2）	市街地（DID 補正）（1）以外（※）	市街地（DID 補正）（1）で適用となる工種区分以外で，市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5
山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

（注）１．市街地とは，施工地域が人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区をいう。
なお，ＤＩＤ地区とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人／km2 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

２．適用条件の複数に該当する場合は，適用優先によるが，共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

Ⅰ-2-②-44

表－３　地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	対象	工種区分		
大都市（1）、（2）	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事（1）、（2）	1.2	1
市街地（DID補正）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.2	2
一般交通影響有り（1）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	鋼橋架設工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事		
一般交通影響有り（2）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	鋼橋架設工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事		

現行どおり

土木工事標準積算基準書　新旧対照表（R02.10.01）

頁	改訂前	改訂後	摘要
Ⅰ-2-②-44	**現場管理費　地域補正**	現行どおり	

ロ）　緊急工事の場合

緊急工事は 2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは，昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第９条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第 10 条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。

２）施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算

イ）　表－３の適用条件に該当する場合，別表第２（第１表～第４表）の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

表－３　地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
大都市（1），（2）	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事（1），（2）	札幌市，仙台市，さいたま市，川口市，草加市，千葉市，市川市，船橋市，習志野市，浦安市，東京特別区，八王子市，横浜市，川崎市，相模原市，新潟市，静岡市，名古屋市，京都市，大阪市，堺市，神戸市，尼崎市，西宮市，芦屋市，広島市，北九州市，福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
市街地（DID 補正）（1）	鋼橋架設工事 電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2
一般交通影響有り（1）	全ての工種（※）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が 5,000 台/日以上の車道において，車線変更を促す規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3
一般交通影響有り（2）	全ての工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において，車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4
市街地（DID 補正）（2）	市街地（DID 補正）（1）以外（※）	市街地（DID 補正）（1）で適用となる工種区分以外で，市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5
山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

（注）１．市街地とは，施工地域が人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区をいう。
なお，ＤＩＤ地区とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人／km2 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

２．適用条件の複数に該当する場合は，適用優先によるが，共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

Ⅰ-2-②-44

市街地（DID補正）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	1.1	3
一般交通影響有り（1）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	1.1	4
一般交通影響有り（2）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	1.1	5
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区の場合。	全ての工種（※）	1.0	6

現行どおり

頁	改訂前	改訂後	摘要
i -2-①-1	**参考資料　第１編　総則　直接工事費・間接工事費の端数処理** 参考資料にはな	①工事費の積算 ①-1　直接工事費、間接工事費の端数処理 1）単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。 2）直接工事費計は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 3）共通仮設費の各細別ごとの積み上げ金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 4）共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 5）現場管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 6）一般管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 7）歩掛における数量の計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第２位止め、小数第３位四捨五入する。ただし、計算結果が0.01未満の場合、小数第３位まで表示する。 8）間接工事費等の率計算において、対象としない額の合計金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り上げる。（別添１参照） 9）処分費等諸経費対象外の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り上げる。 10）共通仮設費、現場管理費を週休2日補正した率は、下記のとおりとする。 ①算定式により求められる共通仮設費率及び現場管理費率を、それぞれ小数第２位止め、小数第３位四捨五入の端数処理を行う。 ②その後、施工地域補正及び週休2日補正を乗じて、再度、小数第２位止め、小数第３位四捨五入の端数処理を行う。 11）共通仮設費、現場管理費を週休2日補正及びＩＣＴ補正をした率は、下記のとおりとする。 ①算定式により求められる共通仮設費率及び現場管理費率を、それぞれ小数第２位止め、小数第３位四捨五入の端数処理を行う。 ②その後、施工地域補正、週休2日補正及びＩＣＴ補正を乗じて、再度、小数第２位止め、小数第３位四捨五入の端数処理を行う。 12）現場管理費を週休2日補正、ＩＣＴ補正及び熱中症対策補正をした率は、下記のとおりとする。 ①算定式により求められる現場管理費率を、小数第２位止め、小数第３位四捨五入の端数処理を行う。 ②その後、施工地域補正、週休2日補正及びＩＣＴ補正を乗じて、再度、小数第2位止め、小数第３位四捨五入の端数処理を行う。その後、熱中症対策補正を加算する。 ③熱中症対策補正は、熱中症対策補正値、真夏日率とも小数第２位止め、小数第３位四捨五入の端数処理を行う。 13）スクラップがある場合や現場環境改善費がある場合の計算例は、別添２を参照。 14）処分費等諸経費対象外の金額の計算例は、別添２を参照。 15）市場単価及び土木工事積算単価については、「市販公表図書」を発行している団体（物価資料「建設物価」、「積算資料」）の単価を平均し、1,000円未満の単価について小数第１位四捨五入、1,000円以上の単価については有効桁上位３桁有効（以下切り捨て）とする。 また、補正値を乗じた単価については、小数第３位を切り捨ての端数処理を行う。 なお、補正値が複数ある場合の合算後の補正値は、小数第３位四捨五入の端数処理を行う。 （週休２日補正を行う港湾工事市場単価を除く） ※諸経費の端数処理について、より詳細に記載しました。 i -2-①-1	

頁	改訂前	改訂後	摘要
i-10-①-1	**参考資料　第ｉ編　総則　第１０章　工事中止に伴う増加費用等** 第１０章　工事の一時中止に伴う増加費用等の積算 国官技第３４６号の３ 平成２８年３月１４日 各都道府県土木（土木・建築）部長　殿 政令指定都市建設（土木・建築）部局長　殿 国土交通省大臣官房技術審議官 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法について 標記について、別添のとおり各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局あて通知したので、参考までに送付する。 なお、貴管内の市町村へ周知方お願いする。 ｉ－１０－①－１	**削除** ※共通編　第Ⅰ編　総則　第10章に記載しました。	

1-2 港湾・漁港請負工事積算基準書の改定

港湾・漁港請負工事積算基準（令和２年 10 月）主な変更点

第１部

- 第２章 工事費の積算　２節 間接工事費
  ２．共通仮設費　２－８ 技術管理費
  - 共通仮設費率に含まれる項目の追記（一般土木との整合を図るため）

- 第３章 直接工事費の施工歩掛　１節 浚渫・土捨工
  ３．グラブ浚渫工　及び　４．硬土盤浚渫工　、５．岩盤浚渫工
  - グラブ浚渫船の規格によってはアンカー式・スパッド式どちらも適用可能なため型式（アンカー・スパッド）を削除

- 第３章 直接工事費の施工歩掛　４節 本体工　４．１ケーソン式
  ３．ケーソン進水据付工　３－５ 上蓋
  - 市場単価からの削除に伴いケーソン据付用上蓋の使用料は見積により対応

- 第５章 間接工事費の施工歩掛　４節 事業損失防止施設費
  ２．水質汚濁防止膜　２－５汚濁防止膜保守管理
  - 市場単価化による歩掛の削除

※その他軽微な変更については省略

令和２年度　港湾請負工事積算基準　新旧対比表

掲載頁：第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 P2-2-5 番号1

現行（旧：平成３１年度）

２－８－２　積算方法

１）率積算

共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。

（1）品質管理基準に含まれる試験に要する費用
（2）出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用
（3）工程管理のための資料の作成等に要する費用
（4）工事完成図書類の作成に要する費用
（5）建設材料の品質記録保存に要する費用
（6）コンクリートの中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用
（7）コンクリート非破壊試験および単位水量試験に要する費用
（8）塗装膜厚施工管理に要する費用
（9）施工管理で使用するＯＡ機器の費用

改定（新：令和２年度）

２－８－２　積算方法

１）率積算

共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。

（1）品質管理基準に含まれる試験に要する費用
（2）出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用
（3）工程管理のための資料の作成等に要する費用
（4）工事完成図書類の作成に要する費用
（5）建設材料の品質記録保存に要する費用
（6）コンクリートの中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用
（7）コンクリート非破壊試験および単位水量試験に要する費用
（8）塗装膜厚施工管理に要する費用
（9）施工管理で使用するＯＡ機器の費用
（10）PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用
（11）建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用

コメント

土木基準との横並びをはかるため追記

掲載頁：第3章 直接工事費の施工歩掛 1節 浚渫・土捨工 P3-1-24 番号2

現行（旧：平成３１年度）

３－１－５　主作業船の規格区分と船団構成

１）主作業船の規格区分

グラブ浚渫船（普通地盤用）の規格区分	実装グラブ（普通地盤用）の範囲（m³）	摘　要
鋼Ｄ 2.5m³	1.5＜　≦ 3.5	アンカー式
〃　5　〃	3.5＜　≦ 7.0	〃
〃　9　〃	7.0＜　≦11.5	〃
〃 15　〃	11.5＜　≦18.0	スパッド式
〃 23　〃	18.0＜　≦26.5	〃
〃 30　〃	26.5＜　≦31.0	〃

注）なお、アンカー式およびスパッド式については、現場条件により別途考慮することができる。

改定（新：令和２年度）

３－１－５　主作業船の規格区分と船団構成

１）主作業船の規格区分

グラブ浚渫船（普通地盤用）の規格区分	実装グラブ（普通地盤用）の範囲（m³）	摘　要
鋼Ｄ 2.5m³	1.5＜　≦ 3.5	~~アンカー式~~（削除）
〃　5　〃	3.5＜　≦ 7.0	~~〃~~（削除）
〃　9　〃	7.0＜　≦11.5	~~〃~~（削除）
〃 15　〃	11.5＜　≦18.0	スパッド式
〃 23　〃	18.0＜　≦26.5	〃
〃 30　〃	26.5＜　≦31.0	〃

注）なお、アンカー式およびスパッド式については、現場条件により別途考慮することができる。

コメント

アンカー式に限らずスパット式も適用可能なため削除

掲載頁：第3章 直接工事費の施工歩掛 1節 浚渫・土捨工 P3-1-30 番号3

現行（旧：平成３１年度）

４－１－５　主作業船の規格区分と船団構成

１）主作業船の規格区分

グラブ浚渫船（硬土盤用）規格	装備グラブ（m³）		実装グラブ（硬土盤用）の範囲（m³）	摘　要
	普通地盤用	硬土盤用		
フライ級　鋼Ｄ 3.5m³	5.0	3.5	2.5＜　≦ 4.5	アンカー式
ライト級　〃　5.5〃	9.0	5.5	4.5＜　≦ 6.5	〃
ヘビー級　〃　7.5〃	15.0	7.5	6.5＜　≦ 9.0	スパッド式
ｽｰﾊﾟｰﾍﾋﾞｰ級　〃 11.5〃	23.0	11.5	9.0＜　≦13.0	〃

注）なお、アンカー式およびスパッド式については、現場条件により別途考慮することができる。

改定（新：令和２年度）

４－１－５　主作業船の規格区分と船団構成

１）主作業船の規格区分

グラブ浚渫船（硬土盤用）規格	装備グラブ（m³）		実装グラブ（硬土盤用）の範囲（m³）	摘　要
	普通地盤用	硬土盤用		
フライ級　鋼Ｄ 3.5m³	5.0	3.5	2.5＜　≦ 4.5	~~アンカー式~~（削除）
ライト級　〃　5.5〃	9.0	5.5	4.5＜　≦ 6.5	~~〃~~（削除）
ヘビー級　〃　7.5〃	15.0	7.5	6.5＜　≦ 9.0	スパッド式
ｽｰﾊﾟｰﾍﾋﾞｰ級　〃 11.5〃	23.0	11.5	9.0＜　≦13.0	〃

注）なお、アンカー式およびスパッド式については、現場条件により別途考慮することができる。

コメント

アンカー式に限らずスパット式も適用可能なため削除

令和２年度　港湾請負工事積算基準　新旧対比表

掲載頁

第3章
直接工事費の施工歩掛
1節
浚渫・土捨工
P3-1-36

番号4

現行（旧：平成３１年度）

５－１－５　主作業船の規格区分と船団構成

1）主作業船の規格区分

グラブ浚渫船（岩盤用）規格	主要装備			実装グラブ（硬土盤用）の範囲（m³）	摘　要
	装備グラブ（m³）		砕岩棒（t）		
	普通地盤用	硬土盤用			
フライ級　鋼D3.5m³	5.0	3.5	20	2.5＜　≦4.5	アンカー式
ライト級　〃　5.5〃	9.0	5.5	30	4.5＜　≦6.5	〃
ヘビー級　〃　7.5〃	15.0	7.5	45	6.5＜　≦9.0	スパッド式

注）なお、アンカー式およびスパッド式については、現場条件により別途考慮することができる。

改定（新：令和２年度）

５－１－５　主作業船の規格区分と船団構成

1）主作業船の規格区分

グラブ浚渫船（岩盤用）規格	主要装備			実装グラブ（硬土盤用）の範囲（m³）	摘　要
	装備グラブ（m³）		砕岩棒（t）		
	普通地盤用	硬土盤用			
フライ級　鋼D3.5m³	5.0	3.5	20	2.5＜　≦4.5	~~アンカー式~~（削除）
ライト級　〃　5.5〃	9.0	5.5	30	4.5＜　≦6.5	~~〃~~（削除）
ヘビー級　〃　7.5〃	15.0	7.5	45	6.5＜　≦9.0	スパッド式

注）なお、アンカー式およびスパッド式については、現場条件により別途考慮することができる。

コメント

アンカー式に限らずスパット式も適用可能なため削除

第3章
直接工事費の施工歩掛
1節
浚渫・土捨工
P3-1-(15)

番号5

現行（旧：平成３１年度）

１－４　作業船の規格区分と組合せ

1）土運船の規格区分

土運船規格区分	土運船の積載量範囲	能力算定用基準積載容量	摘　要
鋼　100m³積	≦160m³	100m³	
鋼　300m³積	160＜　≦450m³	300m³	

改定（新：令和２年度）

１－４　作業船の規格区分と組合せ

1）土運船の規格区分

土運船規格区分	土運船の積載量範囲	公称泥舶容量	摘　要
鋼　100m³積	≦160m³	100m³	
鋼　300m³積	160＜　≦450m³	300m³	

コメント

言葉の統一

第3章
直接工事費の施工歩掛
4節
本体工
4.1
ケーソン式
P3-4.1-35

番号6

現行（旧：平成３１年度）

３－５－２　代価表作成手順

【第４章　市場単価】

・ケーソン形状
・工法
→ 市場単価適用の検討 →
・市場単価適用条件以外は、別途積算

↓

・ケーソン天端面積
・標準市場単価（上蓋使用料）
・標準市場単価（ｸﾚｰﾝ抜き）
・クレーンの機種・規格
「２－３－２」
または貸与クレーンの規格
→ 代価表の作成 →
・ケーソン据付用上蓋取付・取外
１函当り代価表

改定（新：令和２年度）

３－５－２　代価表作成手順

【第４章　市場単価】

・ケーソン形状
・工法
→ 市場単価適用の検討 →
・市場単価適用条件以外は、別途積算

↓

・ケーソン天端面積
・上蓋使用料
・標準市場単価（ｸﾚｰﾝ抜き）
・クレーンの機種・規格
「２－３－２」
または貸与クレーンの規格
→ 代価表の作成 →
・ケーソン据付用上蓋取付・取外
１函当り代価表

コメント

標準市場単価からの除外による変更

令和２年度　港湾請負工事積算基準　新旧対比表

掲載頁

第3章
直接工事費の施工歩掛
4節
本体工
4.1
ケーソン式
P3-4.1-35

番号7

現行（旧：平成３１年度）

３－５－４　施工歩掛

１）代価表

（1）ケーソン据付用上蓋取付･取外　１函当り

名称	形状寸法	単位	数量				摘要
			ケーソン製作用台船方式(FD)	陸上 ケーソン製作用台船方式(DD)	陸上クレーン	貸与クレーン / 海上クレーン	
上蓋使用料		m²					市場単価
上蓋取付取外	クレーン抜き	函	1				〃

注）1.ラフテレーンクレーンまたはクローラクレーンの規格は現場条件により決定する。
2.貸与クレーン運転費は、必要費用を計上する。
3.上蓋使用料はケーソン天端面積を対象とする。

改定（新：令和２年度）

３－５－４　施工歩掛

１）代価表

（1）ケーソン据付用上蓋取付･取外　１函当り

名称	形状寸法	単位	数量				摘要
			ケーソン製作用台船方式(FD)	陸上 ケーソン製作用台船方式(DD)	陸上クレーン	貸与クレーン / 海上クレーン	
上蓋使用料		m²					見積もりによる
上蓋取付取外	クレーン抜き	函	1				市場単価

注）1.ラフテレーンクレーンまたはクローラクレーンの規格は現場条件により決定する。
2.貸与クレーン運転費は、必要費用を計上する。
3.上蓋使用料はケーソン天端面積を対象とする。

コメント

標準市場単価からの除外による変更

現行（旧：平成３１年度）

３－７－２　ケーソン仮置

３－７－２－１　代価表作成手順

３－７－２－２

↓

３－７－２－３

・えい航距離 → えい航用引船の運転時間の選定 → ③えい航用引船の運転時間
・えい航距離が17.4kmを超える場合は別途算定（回航・えい航に計上）

↓

改定（新：令和２年度）

３－７－２　ケーソン仮置

３－７－２－１　代価表作成手順

３－７－２－２

↓

３－７－２－３

・えい航距離 → えい航用引船の運転時間の選定 → ③えい航用引船の運転時間
・えい航距離が17.4kmを超える場合は回航・えい航にて別途計上

↓

コメント

分かりやすい文に変更

第3章
直接工事費の施工歩掛
4節
本体工
4.1
ケーソン式
P3-4.1-40

番号8

現行（旧：平成３１年度）

３－７－２－３　施工歩掛

１）作業能力

ケーソンえい航１函当り引船②、③の１日当りの運転時間は、下表による。

えい航距離	5.8kmまで	11.6kmまで	17.4kmまで	摘要
運転時間(h)	2	4	6	

注）ケーソンえい航距離が17.4kmを超える場合は、「本節　３－８　回航・えい航」によりケーソン回航・えい航費を別途積算する。

改定（新：令和２年度）

３－７－２－３　施工歩掛

１）作業能力

ケーソンえい航１函当り引船②、③の１日当りの運転時間は、下表による。

えい航距離	5.8kmまで	11.6kmまで	17.4kmまで	摘要
運転時間(h)	2	4	6	

注）ケーソンえい航距離が17.4kmを超える場合は、「本節　３－８　回航・えい航」にて別途計上するものとし本項では計上しない。

コメント

分かりやすい文に変更

第3章
直接工事費の施工歩掛
4節
本体工
4.1
ケーソン式
P3-4.1-40

番号9

令和２年度　港湾請負工事積算基準　新旧対比表

掲載頁

現行（旧：平成３１年度）

第3章
直接工事費の施工歩掛
4節
本体工
4.1
ケーソン式
P3-4.1-41

番号10

２）代価表
（1）ケーソン仮置　１函当り

名称	形状寸法	単位	数量 400t未満	400t～1,000t未満	1,000t～1,600t未満	1,600t～2,000t未満	2,000t～2,500t未満	2,500t～3,500t未満	3,500t～4,500t未満	4,500t～5,500t未満	摘要
起重機船	非航旋回鋼D150t吊	日	0.33		0.50		1				運6H／就8H
引船　①	鋼D 700PS型	〃	0.33		0.50		1				運2H／就8H

注）1.潮流等海象条件が悪い場合は、現地の状況を考慮し当該引船②の規格以下の引船③１隻を追加することができる。
2.ケーソンえい航距離が17.4kmを超える場合は、「本節　３－８　回航・えい航」によりケーソン回航・えい航費を別途積算する。
3.現場条件により安全監視船を計上することができる（共通仮設費に計上する）。

第3章
直接工事費の施工歩掛
4節
本体工
4.1
ケーソン式
参考資料-4
上蓋（回航用上蓋取付取外）
P3-4.1-(10)

番号11

４．施工歩掛
１）ケーソンえい航，回航上蓋使用料
上蓋使用料＝製作単価（円／m²）×ケーソン天端面積（m²）×残存率（0.9）×維持修理費率（1.35）×転用回数（1/10）　（小数１位切捨て）

第3章
直接工事費の施工歩掛
4節
本体工
4.1
ケーソン式
補足資料-1
本体工（ケーソン式）
P3-4.1-(14)

番号12

５．大型フローティングドック（FD10,000t積）
ＦＤ10,000ｔ積の単価表、総トン数及び回航・えい航用引船の規格を示す。

１）単価表

名称	形状寸法	単位	数量 10,000ｔ積	摘要
主燃料	軽油		187	
船団長		人	1×β	
高級船員		〃	—	
普通船員		〃	4×β	
損料	供用	日	α	

改定（新：令和２年度）

２）代価表
（1）ケーソン仮置　１函当り

名称	形状寸法	単位	数量 400t未満	400t～1,000t未満	1,000t～1,600t未満	1,600t～2,000t未満	2,000t～2,500t未満	2,500t～3,500t未満	3,500t～4,500t未満	4,500t～5,500t未満	摘要
起重機船	非航旋回鋼D150t吊	日	0.33		0.50		1				運6H／就8H
引船　①	鋼D 700PS型	〃	0.33		0.50		1				運2H／就8H

注）1.潮流等海象条件が悪い場合は、現地の状況を考慮し当該引船②の規格以下の引船③１隻を追加することができる。
2.「本節　３－８　回航・えい航」によりケーソン回航・えい航費用を別途計上した場合は、引船②、③は計上しない。
3.現場条件により安全監視船を計上することができる（共通仮設費に計上する）。

４．施工歩掛
１）ケーソンえい航，回航上蓋使用料
上蓋使用料＝見積もりによる

５．大型フローティングドック（FD10,000t積）
ＦＤ10,000ｔ積の単価表、総トン数及び回航・えい航用引船の規格を示す。

１）単価表

名称	形状寸法	単位	数量 10,000ｔ積	摘要
主燃料	軽油		255	
船団長		人	1×β	
高級船員		〃	—	
普通船員		〃	4×β	
損料	供用	日	α	

コメント

分かりやすい文に変更

標準市場単価からの除外による変更

燃料消費量を改定

令和２年度　港湾請負工事積算基準　新旧対比表

掲載頁 48

第3章 直接工事費の施工歩掛 4節 本体工 4.1 ケーソン式 補足資料-1 本体工（ケーソン式） P3-4.1-(16) 番号13

８．ケーソン据付用上蓋取付および取外の計上
上蓋の取付および取外が別件工事の場合は、下記により計上する。

ケーソン据付用上蓋取付･取外　１函当り

名称	形状寸法	単位	数量 取付 ケーソン製作用 台船方式(FD)	取付 陸上 ケーソン製作用 台船方式(DD) 陸上クレーン	取付 陸上 貸与クレーン	取付 海上 海上クレーン	取外 海上 海上クレーン	摘要
上蓋使用料		m²						市場単価
上蓋取付取外	クレーン抜き	函	0.6				0.4	〃
ラフテレーンクレーンまたはクローラクレーン	（油）　t吊	日	－	0.3	－	－	－	標準運転時間
貸与ｸﾚｰﾝ運転費	t吊	〃	－	－	0.3	－	－	
起重機船	非航旋回鋼Ｄ120t吊	〃	－	－	－	0.3	0.2	運4H／就8H
引船	鋼Ｄ700PS型	〃	－	－	－	0.3	0.2	運2H／就8H

注）1.ラフテレーンクレーンまたはクローラクレーンの規格は現場条件により決定する。
2.貸与クレーン運転費は、必要費用を計上する。
3.上蓋使用料はケーソン天端面積を対象とする。

第3章 直接工事費の施工歩掛 4節 本体工 4.5 鋼矢板式 補足資料-1 本体工（鋼矢板式、鋼杭式共通） P3-4.5-(13) 番号14

３．鋼管杭、鋼管矢板のエキストラ
設計図書に付属品等が記載されていない場合は、下記を参考とする。

１）鋼管杭、鋼管矢板のエキストラ対象質量

項目	素管質量	付属品質量 補強ﾊﾞﾝﾄﾞ	裏当てﾘﾝｸﾞ(ｼﾞｮｲﾝﾄ)	ﾁｬｯｷﾝｸﾞﾌﾟﾚｰﾄ	ｱﾝｸﾞﾙﾘﾝｸﾞ吊金具	鋼管矢板継手(爪)	その他付属品
規格	○	△注④					
外径	○	○	○				
肉厚	○						
長さ	○	○	○	○	○	○	○
地域	○	○	○	○	○	○	○

注）1.外径エキストラは、鋼管本体、端部補強バンド、現場円周溶接用部材の質量を対象とする。
（単管に取付けられた場合に限る）
2.長さエキストラは、鋼管本体、継手及び本体または継手に取付けられている全ての付属品の質量を対象とする。（単管に取付けられた場合に限る）
3.地域エキストラは、鋼管本体、継手及び全ての付属品の質量を対象とする。
（単管への取付の有無にかかわらず全ての質量）
4.補強バンドが単管と同一規格でベース規格外の場合は、規格エキストラの対象とする。

８．ケーソン据付用上蓋取付および取外の計上
上蓋の取付および取外が別件工事の場合は、下記により計上する。

ケーソン据付用上蓋取付･取外　１函当り

名称	形状寸法	単位	数量 取付 ケーソン製作用 台船方式(FD)	取付 陸上 ケーソン製作用 台船方式(DD) 陸上クレーン	取付 陸上 貸与クレーン	取付 海上 海上クレーン	取外 海上 海上クレーン	摘要
上蓋使用料		m²						見積もりによる
上蓋取付取外	クレーン抜き	函	0.6				0.4	市場単価
ラフテレーンクレーンまたはクローラクレーン	（油）　t吊	日	－	0.3	－	－	－	標準運転時間
貸与ｸﾚｰﾝ運転費	t吊	〃	－	－	0.3	－	－	
起重機船	非航旋回鋼Ｄ120t吊	〃	－	－	－	0.3	0.2	運4H／就8H
引船	鋼Ｄ700PS型	〃	－	－	－	0.3	0.2	運2H／就8H

注）1.ラフテレーンクレーンまたはクローラクレーンの規格は現場条件により決定する。
2.貸与クレーン運転費は、必要費用を計上する。
3.上蓋使用料はケーソン天端面積を対象とする。

３．鋼管杭、鋼管矢板のエキストラ
設計図書に付属品等が記載されていない場合は、下記を参考とする。

１）鋼管杭、鋼管矢板のエキストラ対象質量

項目	素管質量	付属品質量 補強ﾊﾞﾝﾄﾞ	裏当てﾘﾝｸﾞ(ｼﾞｮｲﾝﾄ)	ﾁｬｯｷﾝｸﾞﾌﾟﾚｰﾄ	ｱﾝｸﾞﾙﾘﾝｸﾞ吊金具	鋼管矢板継手(爪)	その他付属品
規格	○	△注④					
外径	○	○	○				
肉厚	○						
長さ	○	○	○	○	○	○	○
地域	○	○	○	○	○	○	○

注）1.外径エキストラは、鋼管本体、端部補強バンド、現場円周溶接用部材の質量を対象とする。
（単管に取付けられた場合に限る）
2.長さエキストラは、鋼管本体、継手及び本体または継手に取付けられている全ての付属品の質量を対象とする。（単管に取付けられた場合に限る）
3.地域エキストラは、鋼管本体、継手及び全ての付属品の質量を対象とする。
（単管への取付の有無にかかわらず全ての質量）
4.補強バンドが単管と同一規格でベース規格外の場合は、規格エキストラの対象とする。
5.重防食の塗覆装長は、重防食エキストラの経済性を考慮し設定するものとする。

コメント

標準市場単価からの除外による変更

経済性を考慮する旨の注釈を追記

令和２年度　港湾請負工事積算基準　新旧対比表

<table>
<tr><th>掲　載　頁</th><th>現行（旧：平成３１年度）</th><th>改定（新：令和２年度）</th><th>コメント</th></tr>
<tr><td>第3章
直接工事費の施工歩掛
4節
本体工
4.5
鋼矢板式
補足資料-1
本体工（鋼矢板式、鋼杭式共通）
P3-4.5-(15)

番号15</td><td>取　付　詳　細　図
 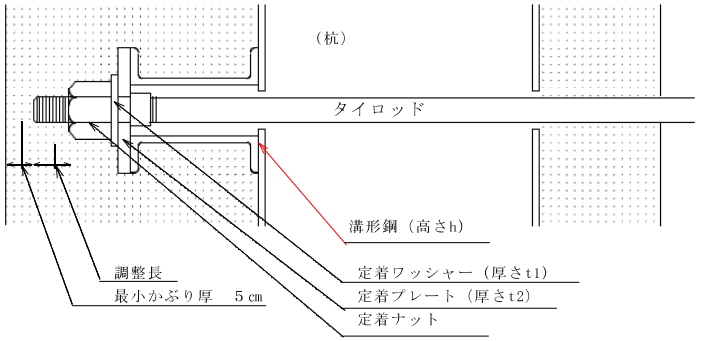
</td><td>取　付　詳　細　図
 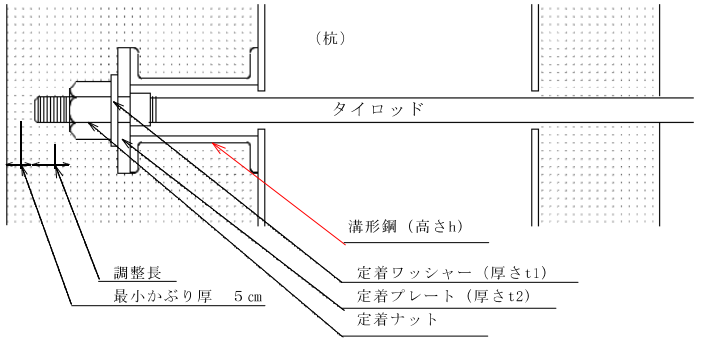
</td><td>矢印が指す箇所を分かりやすく変更</td></tr>
<tr><td>第5章
間接工事費の施工歩掛
2節
運搬費
P5-2-1

番号16</td><td>１－４　標準的な積算手順
仮設材等運搬の積算 →・仮設材等運搬代価表
３－３　仮設材等運搬
運搬車両の選定
↓
貨物自動車運賃の算定
↓
荷卸し・積込み費用の計上
↓
代価表の作成</td><td>１－４　標準的な積算手順
仮設材等運搬の積算 →・仮設材等運搬代価表
３－３　仮設材等運搬
運搬車両の選定
↓
貨物自動車運賃の算定
↓
取卸し・積込み費用の計上
↓
代価表の作成</td><td>言葉の統一</td></tr>
<tr><td>第5章
間接工事費の施工歩掛
2節
運搬費
P5-2-8

番号17</td><td>(3)運搬　１式当り
名称 / 形状寸法 / 単位 / 数量 / 摘要
貨物自動車運賃 / t車 / 台 / / </td><td>(3)運搬　１式当り
名称 / 形状寸法 / 単位 / 数量 / 摘要
貨物自動車運賃 / ~~t車~~（削除） / 台 / / </td><td>字句の削除</td></tr>
<tr><td>第5章
間接工事費の施工歩掛
2節
運搬費
P5-2-9

番号18</td><td>３－３　仮設材等運搬
３－３－１　代価表作成手順
３－３－２
・運搬物の質量、形状
・運搬距離（片道） → 貨物自動車運賃の算定 →①貨物自動車運賃
↓
・仮設材の種類
・現場条件 → 荷卸し・積込み費用の計上の検討 →②荷卸し・積込み費用が必要な場合計上する
↓
①貨物自動車運賃 → 代価表の作成 →・仮設材等運搬１式当り代価表</td><td>３－３　仮設材等運搬
３－３－１　代価表作成手順
３－３－２
・運搬物の質量、形状
・運搬距離（片道） → 貨物自動車運賃の算定 →①貨物自動車運賃
↓
・仮設材の種類
・現場条件 → 取卸し・積込み費用の計上の検討 →②取卸し・積込み費用が必要な場合計上する
↓
①貨物自動車運賃 → 代価表の作成 →・仮設材等運搬１式当り代価表</td><td>言葉の統一</td></tr>
</table>

令和２年度　港湾請負工事積算基準　新旧対比表

掲載頁

第5章
間接工事費の施工歩掛
2節
運搬費
P5-2-10

番号19

現行（旧：平成３１年度）

２）仮設材(鋼矢板、Ｈ形鋼、覆工板等)の積込み、取卸しに要する費用
仮設材(鋼矢板、Ｈ形鋼、覆工板等)の積込み・取卸し費

場所	作業	費用（円／t）		
基地	積込み	750	1,500	3,000
現場	取卸し	750		
	積込み	750	1,500	
基地	取卸し	750		

(1) 仮設材等運搬　１式当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
貨物自動車運賃	t車	式		
荷卸し・積込み費用		式		

注）鋼矢板、Ｈ形鋼、覆工板ならびにそれに準ずる仮設材については、荷卸し・積込み費用を計上する。

改定（新：令和２年度）

２）仮設材(鋼矢板、Ｈ形鋼、覆工板等)の積込み、取卸しに要する費用
仮設材(鋼矢板、Ｈ形鋼、覆工板等)の積込み・取卸し費

場所	作業	費用（円／t）		
基地	積込み	750	1,500	3,000
現場	取卸し	750		
	積込み	750	1,500	
基地	取卸し	750		

(1) 仮設材等運搬　１式当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
貨物自動車運賃	~~t車~~（削除）	式		
取卸し・積込み費用		式		

注）鋼矢板、Ｈ形鋼、覆工板ならびにそれに準ずる仮設材については、取卸し・積込み費用を計上する。

コメント

字句の削除

言葉の統一

第5章
間接工事費の施工歩掛
2節
事業損失防止施設費
P5-4-2

番号20

現行（旧：平成３１年度）

２．水質汚濁防止膜
水質汚濁防止膜に含まれる代価表は、下表のとおりである。

種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素(レベル6)	
事業損失防止施設費	水質汚濁防止膜	汚濁防止膜設置・撤去	汚濁防止膜設置　120m当り
			汚濁防止膜撤去　120m当り
			汚濁防止膜賃料　１式当り
		汚濁防止膜移設	汚濁防止膜移設　120m当り
		汚濁防止膜保守管理	保守管理　１式当り
		汚濁防止膜清掃	汚濁防止膜清掃　100m²当り
	水質汚濁防止膜（処分費）	汚濁防止膜清掃（処分費）	処分費　１式当り

改定（新：令和２年度）

２．水質汚濁防止膜
水質汚濁防止膜に含まれる代価表は、下表のとおりである。

種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素(レベル6)	
事業損失防止施設費	水質汚濁防止膜	汚濁防止膜設置・撤去	汚濁防止膜設置　120m当り
			汚濁防止膜撤去　120m当り
			汚濁防止膜賃料　１式当り
		汚濁防止膜移設	汚濁防止膜移設　120m当り
		汚濁防止膜保守管理	汚濁防止膜点検　１式当り
		汚濁防止膜清掃	汚濁防止膜清掃　100m²当り
	水質汚濁防止膜（処分費）	汚濁防止膜清掃（処分費）	処分費　１式当り

コメント

市場単価化による改定

令和２年度　港湾請負工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（旧：平成３１年度）	改定（新：令和２年度）	コメント
第5章 間接工事費の施工歩掛 4節 事業損失防止施設費 P5-4-4 番号21	**２－５　汚濁防止膜保守管理** **２－５－１　代価表作成手順** ・現場条件 → 作業船の選定 → ①交通船または潜水士船 ↓ ・汚濁防止膜設置期間 → 点検回数の算定 → ②点検回数 ↓ ②点検回数 → 点検歩掛の算定 → ③運転日数（交通船または潜水士船）、④普通作業員人数 ↓ ①交通船または潜水士船、③運転日数、④普通作業員人数 → 代価表の作成 → ・保守管理１式当り　代価表	**２－５　汚濁防止膜保守管理** **２－５－１　代価表作成手順** **［汚濁防止膜保守管理の積算］** ・工種等、・供用係数 → 市場単価適用の検討 → ・市場単価適用条件以外は別途積算 ↓ **【第４章　市場単価】** ・標準市場単価 → 代価表の作成 → ・汚濁防止膜保守管理１式当り代価表	市場単価化による改定
	２－５－２　施工方式 １）保守管理は、３日に１回の点検を標準とする。 ２）１回の保守管理は施工延長1,000mまでとし、1,000mを超える場合は別途考慮する。 ３）船舶機械の組合せ	**２－５－２　施工方式** １）汚濁防止膜保守管理は、３日に１回の点検を標準とする。 ~~２）１回の保守管理は施工延長1,000mまでとし、1,000mを超える場合は別途考慮する。~~（削除） ~~３）船舶機械の組合せ~~（削除）	

名　称	形状寸法	保守管理	摘　要
交通船 または 潜水士船	FRPD 70PS型 D180PS型　3～5t吊	○	

~~名　称~~	~~形状寸法~~	~~保守管理~~	~~摘　要~~
~~交通船 または 潜水士船~~	~~FRPD 70PS型 D180PS型　3～5t吊~~	~~○~~	

２－５－３　施工歩掛

１）作業能力

点検１回当りの作業船および普通作業員の歩掛は、下表のとおりとする。

名　称	形状寸法	単位	数　量		摘　要
			500m未満	500m以上	
交通船	FRPD 70PS型	日	0.3	0.6	点検１回当り
普通作業員		人	0.2	0.4	〃

２）代価表

（1）保守管理　１式当り

名　称	形状寸法	単位	数　量	摘　要
交通船	FRPD 70PS型	日		就業8H
普通作業員		人		
雑材料				

注）1.現場条件により交通船に替えて潜水士船を計上することができる。
2.現場条件により就業時間を変更する場合は、別途積算する。

〔計　算　例〕

条件：施工延長 700m，対象期間 70日

①点検回数

70日 × 1回／3日 ＝ 23回　（小数１位四捨五入）

②交通船

運転日数　0.6日／回 × 23回 ＝ 13.8日　（小数２位四捨五入）

③普通作業員

0.4人／回 × 23回 ＝ 9.2人　（小数２位四捨五入）

~~２）代価表~~

~~（1）保守管理　１式当り~~

~~名　称~~	~~形状寸法~~	~~単位~~	~~数　量~~	~~摘　要~~
~~交通船~~	~~FRPD 70PS型~~	~~日~~		~~就業8H~~
~~普通作業員~~		~~人~~		
~~雑材料~~				

~~注）1.現場条件により交通船に替えて潜水士船を計上することができる。~~
~~2.現場条件により就業時間を変更する場合は、別途積算する。~~

~~〔計　算　例〕~~

~~条件：施工延長 700m，対象期間 70日~~

~~①点検回数~~

~~70日 × 1回／3日 ＝ 23回　（小数１位四捨五入）~~

~~②交通船~~

~~運転日数　0.6日／回 × 23回 ＝ 13.8日　（小数２位四捨五入）~~

~~③普通作業員~~

~~0.4人／回 × 23回 ＝ 9.2人　（小数２位四捨五入）~~

２－５－３　施工歩掛

１）代価表

（1）汚濁防止膜保守管理　１式当り

名　称	形状寸法	単位	数量	摘　要
汚濁防止膜点検		回		市場単価

〔計　算　例〕

条件：施工延長 700m，対象期間 70日

①点検回数

70日 × 1回／3日 ＝ 23回　（小数１位四捨五入）

~~②交通船~~　（削除）

~~運転日数　0.6日／回 × 23回　13.8日　（小数２位四捨五入）~~

~~③普通作業員~~

~~0.4人／回 × 23回　9.2人　（小数２位四捨五入）~~

~~２）代価表~~

~~（1）保守管理　１式当り~~

~~名　称~~	~~形状寸法~~	~~単位~~	~~数　量~~	~~摘　要~~
~~交通船~~	~~FRPD 70PS型~~	~~日~~		~~就業8H~~
~~普通作業員~~		~~人~~		
~~雑材料~~				

~~注）1.現場条件により交通船に替えて潜水士船を計上することができる。~~
~~2.現場条件により就業時間を変更する場合は、別途積算する。~~

~~〔計　算　例〕~~

~~条件：施工延長 700m，対象期間 70日~~

~~①点検回数~~

~~70日 × 1回／3日 ＝ 23回　（小数１位四捨五入）~~

~~②交通船~~

~~運転日数　0.6日／回 × 23回 ＝ 13.8日　（小数２位四捨五入）~~

~~③普通作業員~~

~~0.4人／回 × 23回 ＝ 9.2人　（小数２位四捨五入）~~

令和２年度　港湾請負工事積算基準　新旧対比表

掲載頁

第5章
間接工事費の施工歩掛
5節
安全費
P5-5-4

番号22

現行（旧：平成３１年度）

３－２－２　施工歩掛

１）代価表

（1）安全監視船　１式当り

名　称	形状寸法	単位	数　量	摘　要
安全監視船	FRPD 180PS型	日		就業　H
安全監視船	FRPD 260PS型	日		就業　H
国際ＶＨＦ装備		日		損料
雑　材　料				

注）1.国際VHF装備の使用は260PS型を標準とする。
2.安全監視船の規格は、現場条件により他規格を使用できる。
3.安全監視船の就業時間は、監視対象船舶の就業時間と同一とする。
4.国際VHF装備損料＝供用1日当り損料×α（供用係数）

改定（新：令和２年度）

３－２－２　施工歩掛

１）代価表

（1）安全監視船　１式当り

名　称	形状寸法	単位	数　量	摘　要
安全監視船	FRPD 180PS型	日		就業　H
安全監視船	FRPD 260PS型	日		就業　H
国際ＶＨＦ装備		日		損料
雑　材　料				

注）1.安全監視船の規格は180PS型を標準とし、国際VHF装備使用の場合は260PS型を標準とする。
2.安全監視船の規格は、現場条件により他規格を使用できる。
3.安全監視船の就業時間は、監視対象船舶の就業時間と同一とする。
4.国際VHF装備損料＝供用1日当り損料×α（供用係数）

コメント

分かりやすい文に変更

掲載頁

第2編
測量・調査等業務

1節
測量業務
P2-1-(4)

番号23

現行（旧：平成３１年度）

２－４－２　艤装テスト

測量船への機器取付および動作確認を実施する。

艤装テスト　１式当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
交通車	ライトバン 2ℓ	日	1	運2H／就8H
主任技師	測量	人	0.5	
技師	〃	〃	1	
技師補	〃	〃	1	
助手	〃	〃	0.5	
測量船	FRP D 70PS型	日	1	就業8H
ＧＮＳＳ		〃	1	損料　注）
ﾏﾙﾁﾋﾞｰﾑ測深機		〃	1	損料　注）
雑　材　料		%	1	

注）1.機種の選定は仕様書の定めによる。
2.測量機器の使用で、従局までの機械運搬が必要な場合は別途計上する。
3.GNSSは、DGNSSを標準とする。なお、より高い精度を必要とする場合には
RTKGNSS（特定小電力方式）を使用することができる。
損料は以下による。
GNSSおよびマルチビーム測深機１日当り損料＝供用１日当り損料×α（供用係数）
（参考）各GNSSの測量機器構成

名称	測量機器構成
RTKGNSS	陸上基準点１点、移動局１点（GNSS受信機計２台）
DGNSS	陸上基準点１点、移動局１点（GNSS受信機計１台）

改定（新：令和２年度）

２－４－２　艤装テスト

測量船への機器取付および動作確認を実施する。

艤装テスト　１式当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
交通車	ライトバン 2ℓ	日	1	運2H／就8H
主任技師	測量	人	1	
技師	〃	〃	1.5	
技師補	〃	〃	1.5	
助手	〃	〃	1	
測量船	FRP D 70PS型	日	1	就業8H
ＧＮＳＳ		〃	1	損料　注）
ﾏﾙﾁﾋﾞｰﾑ測深機		〃	1	損料　注）
雑　材　料		%	1	

注）1.機種の選定は仕様書の定めによる。
2.測量機器の使用で、従局までの機械運搬が必要な場合は別途計上する。
3.GNSSは、DGNSSを標準とする。なお、より高い精度を必要とする場合には
RTKGNSS（特定小電力方式）を使用することができる。
損料は以下による。
GNSSおよびマルチビーム測深機１日当り損料＝供用１日当り損料×α（供用係数）
（参考）各GNSSの測量機器構成

名称	測量機器構成
RTKGNSS	陸上基準点１点、移動局１点（GNSS受信機計２台）
DGNSS	陸上基準点１点、移動局１点（GNSS受信機計１台）

コメント

歩掛の改定

52

令和２年度　港湾請負工事積算基準　新旧対比表

掲載頁：第2編 測量・調査等業務 1節 測量業務 P2-1-(5) 番号24

現行（旧：平成３１年度）

②能力係数

影響要因		適用明細	補正係数	摘要
E1	海域区分	港内水域	-0.10	
		港外水域	0.00	
		航路水域	-0.50	
E2	その他現場条件	影響なし	0.00	潮流、船舶および他工事等による水面障害等を考慮する。
		やや影響あり	-0.05	
		悪い	-0.10	
E3	転船に要する距離	100m以下	-0.05	測線間隔50m以下の場合100m以下を適用
		100m超え	-0.15	
E4	最大測深幅	スワス幅　60°	0.70	港湾構造物もしくは水深31m以上
		スワス幅　90°	1.90	水深31m未満、かつ1.0m平面格子内に3点以上の密度を要する場合
		スワス幅 120°	2.20	上記以外の場合
E5	重複率	20%（水深差　～10m）	0.80	
		40%（水深差10～20m）	0.60	
		60%（水深差20m以上）	0.40	
		100%（水路測量）	0.20	
E6	作業時間区分	5km未満	0.92	現地までの往復平均距離により区分する。なお、水中音速度測定に要する時間（0.5h）を含む。
		5km以上 ～ 10km未満	0.78	
		10km以上 ～ 25km未満	0.55	

改定（新：令和２年度）

②能力係数

影響要因		適用明細	補正係数	摘要
E1	海域区分	港内水域	-0.10	
		港外水域	0.00	
		航路水域	-0.50	
E2	その他現場条件	影響なし	0.00	潮流、船舶および他工事等による水面障害等を考慮する。
		やや影響あり	-0.05	
		悪い	-0.10	
E3	転船に要する距離	100m以下	-0.05	測線間隔50m以下の場合100m以下を適用
		100m超え	-0.15	
E4	最大測深幅	スワス幅　60°	0.70	港湾構造物もしくは水深31m以上
		スワス幅　90°	1.90	水深31m未満の場合
		スワス幅 120°	2.20	
E5	重複率	20%（水深差　～10m）	0.80	
		40%（水深差10～20m）	0.60	
		60%（水深差20m以上）	0.40	
		100%（水路測量）	0.20	
E6	作業時間区分	5km未満	0.92	現地までの往復平均距離により区分する。なお、水中音速度測定に要する時間（0.5h）を含む。
		5km以上 ～ 10km未満	0.78	
		10km以上 ～ 25km未満	0.55	

注）E4スワス幅90°は、測量業務の目的及び現場条件等によって適用することができる。

コメント

摘要欄の改定

注釈を追記

53

掲載頁：第2編 測量・調査等業務 1節 測量業務 P2-1-(5) 番号25

現行（旧：平成３１年度）

(4) 代価表

マルチビーム測深　１日当り（　　km²）

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
交通車	ライトバン ２ℓ	日	1	運2H／就8H
測量船	FRPD70PS型	〃	1	就業8H
主任技師	測量	人	1	
技師	〃	〃	1	
技師補	〃	〃	1	
助手	〃	〃	1	
GNSS		日	1	損料　注）
ﾏﾙﾁﾋﾞｰﾑ測深機		〃	1	損料　注）
雑材料		%	2	

注）1.マルチビーム測深機の機種の選定は特記仕様書の定めによる。
2.測量機器の使用で、従局までの機械運搬が必要な場合は別途計上する。
3.GNSSは、DGNSSを標準とする。なお、より高い精度を必要とする場合にはRTKGNSS（特定小電力方式）を使用することができる。
損料は以下による。
GNSSおよびマルチビーム測深機１日当り損料＝供用１日当り損料×α（供用係数）

改定（新：令和２年度）

(4) 代価表

マルチビーム測深　１日当り（　　km²）

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
交通車	ライトバン ２ℓ	日	1	運2H／就8H
測量船	FRPD70PS型	〃	1	就業8H
主任技師	測量	人	1	
技師	〃	〃	1	
技師補	〃	〃	1	
助手	〃	〃	0.5	
GNSS		日	1	損料　注）
ﾏﾙﾁﾋﾞｰﾑ測深機		〃	1	損料　注）
雑材料		%	2	

注）1.マルチビーム測深機の機種の選定は特記仕様書の定めによる。
2.測量機器の使用で、従局までの機械運搬が必要な場合は別途計上する。
3.GNSSは、DGNSSを標準とする。なお、より高い精度を必要とする場合にはRTKGNSS（特定小電力方式）を使用することができる。
損料は以下による。
GNSSおよびマルチビーム測深機１日当り損料＝供用１日当り損料×α（供用係数）

コメント

歩掛の改定

令和２年度　港湾請負工事積算基準　新旧対比表

<table>
<tr><th>掲　載　頁</th><th>現行（旧：平成３１年度）</th><th>改定（新：令和２年度）</th><th>コメント</th></tr>
<tr><td>第2編
測量・調査等業務

1節
測量業務
P2-1-(6)

番号26</td><td>(2) 労務人数
職種別人員は測深面積(A)をもとに、下表により求める。
<table><tr><th>名称</th><th>マルチビーム測深</th><th>摘要</th></tr><tr><td>主任技師</td><td>3.0＋1.0×A</td><td rowspan="3">A：測深面積(km²)</td></tr><tr><td>技師</td><td>10.0＋3.2×A</td></tr><tr><td>技師補</td><td>9.0＋4.4×A</td></tr></table>注）端数処理は小数２位四捨五入とする。</td><td>(2) 労務人数
職種別人員は測深面積(A)をもとに、下表により求める。
<table><tr><th>名称</th><th>マルチビーム測深</th><th>摘要</th></tr><tr><td>主任技師</td><td>4＋0.6×A</td><td rowspan="3">A：測深面積(km²)</td></tr><tr><td>技師</td><td>10＋5.1×A</td></tr><tr><td>技師補</td><td>9＋4.6×A</td></tr></table>注）端数処理は小数２位四捨五入とする。</td><td>歩掛の改定</td></tr>
<tr><td>第2編
測量・調査等業務

5節
磁気探査業務
P2-5-1

番号27</td><td>１－１　適用範囲
この積算基準は、港湾工事における磁気探査業務（工事）を実施する場合に適用する。

１－２　積算価格の構成
 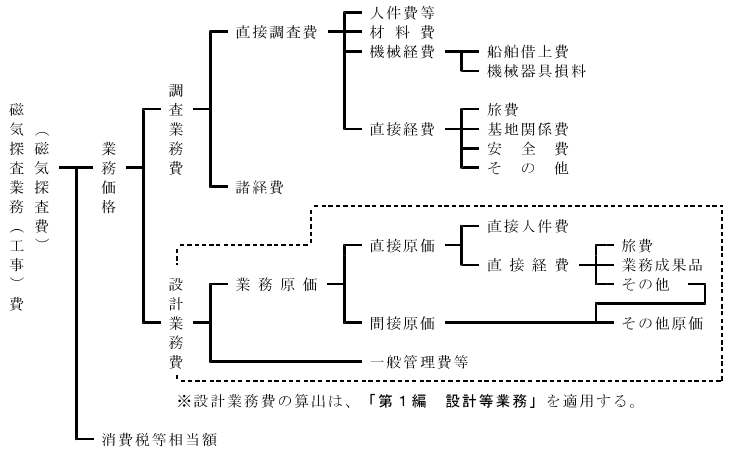
注）作業船の回航等を含む場合の構成
 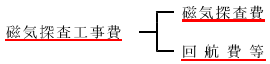 </td><td>１－１　適用範囲
この積算基準は、港湾工事における磁気探査業務（工事）を実施する場合に適用する。

１－２　積算価格の構成
 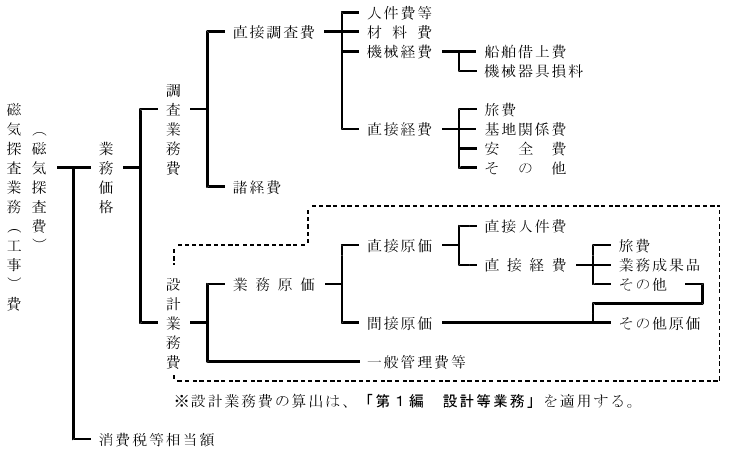
注）積算価格の構成は磁気探査を単独で積算する場合であり、作業船に回航・えい航が必要な場合は、工事費の積算－間接工事費－共通仮設費（積上）にて計上し、合併積算とする。</td><td>分かりやすい文に変更</td></tr>
<tr><td>第2編
測量・調査等業務

その他
P2-(9)

番号28</td><td>②風向・風速整理　30日当り（720回）
<table><tr><th>名称</th><th>形状寸法</th><th>単位</th><th>数量</th><th>摘要</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>注）整理にパソコン等を使用し、本歩掛により難い場合は、別途決定する。
③風向・風速年間整理　12ヶ月当り
<table><tr><th>名称</th><th>形状寸法</th><th>単位</th><th>数量</th><th>摘要</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td><td>③風向・風速整理　30日当り（720回）
<table><tr><th>名称</th><th>形状寸法</th><th>単位</th><th>数量</th><th>摘要</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>注）整理にパソコン等を使用し、本歩掛により難い場合は、別途決定する。
④風向・風速年間整理　12ヶ月当り
<table><tr><th>名称</th><th>形状寸法</th><th>単位</th><th>数量</th><th>摘要</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td><td>番号の修正</td></tr>
</table>

令和２年度　港湾請負工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（旧：平成３１年度）	改定（新：令和２年度）	コメント
第3編 土質調査業務 P3-1-1 番号29	**１－１　適用範囲** この積算基準は、港湾工事における土質調査を実施する場合に適用する。 **１－２　積算価格の構成** 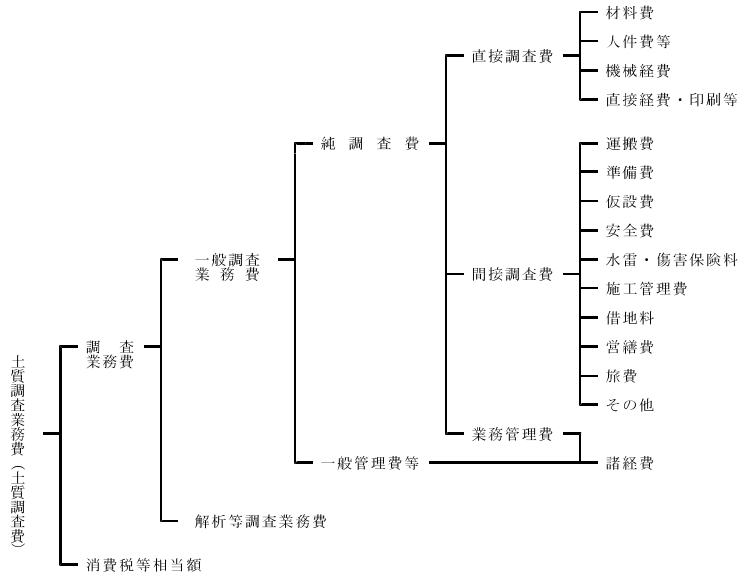 注）作業船の回航等を含む場合の構成 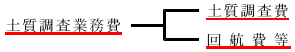 	**１－１　適用範囲** この積算基準は、港湾工事における土質調査を実施する場合に適用する。 **１－２　積算価格の構成** 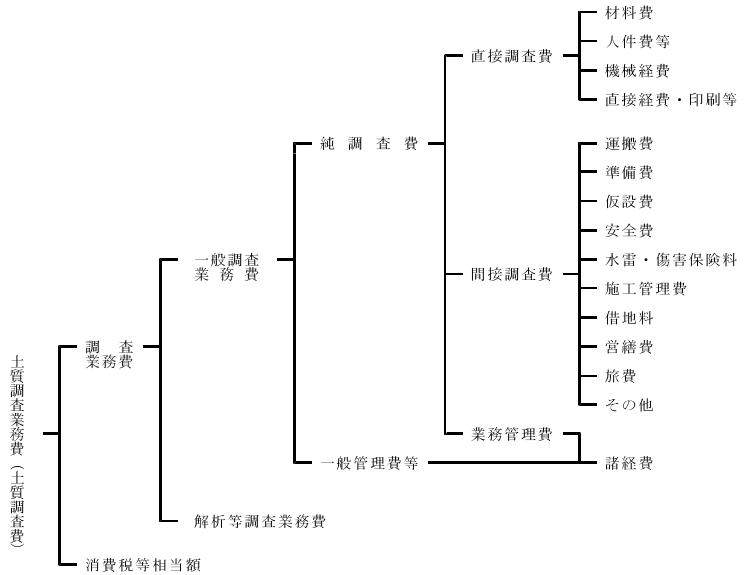 注）積算価格の構成は土質調査を単独で積算する場合であり、作業船に回航・えい航が必要な場合は、土事費の積算＝間接土事費＋共通仮設費（積上げにて計上）、合併積算とする。	分かりやすい文に変更
第3編 土質調査業務 P3-1-22 番号30	**３－８－２　業務成果品** 報告書の電子納品および印刷・製本に要する費用は、下記の式により算出する。 ただし、印刷・製本部数は３部迄、電子納品は正副合わせて２枚とし、これにより難い場合は別途見積等 により考慮する。 業務成果品費＝直接調査費（業務成果品費除く）×｛1.2%＋（印刷製本部数×0.3%）｝ 注）１．「国土地盤情報データベース検定費」は直接調査費に含めない。 ２．業務成果品費は、有効数字上位２桁、以下切り捨てとし、最高２０万円を限度とする。 (2) 代価表 業務成果品費　１式当り 	名　　称	形状寸法	単 位	数　量	摘　　要
---	---	---	---	---
業務成果品費		式	1	| **３－８－２　業務成果品** 報告書の電子納品および印刷・製本に要する費用は、下記の式により算出する。 ただし、印刷・製本部数は３部迄、電子納品は正副合わせて２枚とし、これにより難い場合は別途見積等 により考慮する。 業務成果品費＝直接調査費（業務成果品費除く）×｛1.2%＋（印刷製本部数×0.3%）｝ 注）１．「国土地盤情報データベース検定費」は直接調査費に含めない。 ２．業務成果品費は、有効数字上位２桁、以下切り捨てとし、最高２０万円を限度とする。 (1) 代価表 業務成果品費　１式当り | 名　　称	形状寸法	単 位	数　量	摘　　要
---	---	---	---	---
業務成果品費		式	1			番号の修正

1-3 電気通信設備積算基準書の改定

１－３　　電気設備積算基準書の内容の改定

● 電気通信施設設計業務積算基準

新設・改定

第Ⅶ編　積　算
　第２章　工事費の積算
　　①　機器・材料等の区分
　　　⇒同軸避雷器（機器費対象品目）の追加

　　⑤　間接工事費　2.機器管理費　(3)積算方法
　　　⇒・機器移設作業に関する機器管理費率の補正係数の追加
　　　　・上記に伴う補正係数算定式の一部改定

第Ⅷ編　歩　掛
　第１章　一般事項
　　第１節　一般事項
　　　① 一般事項　2 適用　(3)
　　　　⇒撤去作業等における補正係数の変更　※個別歩掛に明示のある場合を除く
　　　　「機器、材料等を再使用する場合」：据付歩掛の1.0倍
　　　　「再使用しない場合」：据付歩掛の0.5倍

　第２章　共通設備
　　第１節　共通設備工
　　　① 配管・配線工　3 標準歩掛
　　　　3-1 配管　(8)金属製可とう電線管敷設
　　　　⇒JIS規格との整合をとった細別規格へ変更

　第３章　電気設備
　　第６節　道路照明設備工
　　　⑤ 照明灯プレキャスト基礎設置工
　　　　⇒歩掛の新設

　第４章　通信設備
　　第４節　移動体通信設備工
　　　② デジタル陸上移動通信装置設置工
　　　　⇒歩掛の新設

● 電気通信設備工事積算基準書(参考資料)

新設･改定

「光ケーブル仕上がり外径表」、「道路照明維持修繕工事積算資料」、
「道路照明維持修繕工事積算資料の運用」の削除
※積算基準書最後の方の「電気通信設備積算基準等の運用」に含まれるため

● 電気通信設備積算基準等の運用

新設･改定

第１編　積算基準

９．電気通信設備工事における日施工量を考慮した工期算定手法について

⇒「日施工量」及び「機器の標準製作期間」の追加

※その他軽微な変更については省略

改　正　理　由	機器費対象品目の追加	改　正 現　行	Ⅶ-2-1 Ⅶ-2-1

61

現　行

第２章　工事費の積算

①　機器・材料等の区分

電気通信設備工事に用いる器資材の区分は次によるものとし、その具体的区分は別表第１によるものとする。

「機器」とは、「当該機器の製作工場等で機能、性能の確認（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工現場においては加工等を必要としないもの」をいう。

「材料」とは、「素材品質等の確認（認証等を含む）が製作工場等でなされて調達されるもので、施工現場において造成、加工を必要とするもの」をいう。

「鋼構造製作物」とは、「施工現場条件に応じ個別に工場製作がなされ、製作工場で仮組立等により品質検査・構成等の確認がなされる鋼構造製作物で、現場において組立・架設等を必要とするもの」をいう。

別表　第１

機器・材料等の区分

設備等名称	機　器	材　料	鋼構造製作物	備考
多重無線通信装置	①　多重無線装置 ②　空中線及びレドーム ③　伝送装置、端局装置及び同ユニット ④　遠方監視制御装置、回線監視装置 ⑤　上記①～④に類する装置	①　ケーブル・電線 ②　電線管等管路材及び付属品 ③　導波管 ④　避雷針、避雷器、接地材 ⑤　ケーブルラック	①　通信鉄塔 ②　反射板構造物 ③　空中線取付架台 ④　ケーブルラック等鉄塔付帯設備（鉄塔と一体のもの） ⑤　反射板面	
テレメータ設備	①　監視局の無線装置、空中線、分配器、操作卓、プリンター、表示盤 ②　観測局、中継局等の無線装置、空中線、雨量計又は水位計、直流電源装置、太陽電池電源装置 ③　上記①、②に類する装置	①　ケーブル・電線 ②　電線管等管路材及び付属品 ③　避雷針、避雷器、接地材 ④　パンザーマスト ⑤　空中線取付金具		

改　正

第２章　工事費の積算

①　機器・材料等の区分

電気通信設備工事に用いる器資材の区分は次によるものとし、その具体的区分は別表第１によるものとする。

「機器」とは、「当該機器の製作工場等で機能、性能の確認（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工現場においては加工等を必要としないもの」をいう。

「材料」とは、「素材品質等の確認（認証等を含む）が製作工場等でなされて調達されるもので、施工現場において造成、加工を必要とするもの」をいう。

「鋼構造製作物」とは、「施工現場条件に応じ個別に工場製作がなされ、製作工場で仮組立等により品質検査・構成等の確認がなされる鋼構造製作物で、現場において組立・架設等を必要とするもの」をいう。

別表　第１

機器・材料等の区分

設備等名称	機　器	材　料	鋼構造製作物	備考
多重無線通信装置	①　多重無線装置 ②　空中線及びレドーム ③　伝送装置、端局装置及び同ユニット ④　遠方監視制御装置、回線監視装置 ⑤　上記①～④に類する装置	①　ケーブル・電線 ②　電線管等管路材及び付属品 ③　導波管 ④　避雷針、避雷器、接地材 ⑤　ケーブルラック	①　通信鉄塔 ②　反射板構造物 ③　空中線取付架台 ④　ケーブルラック等鉄塔付帯設備（鉄塔と一体のもの） ⑤　反射板面	
テレメータ設備	①　監視局の無線装置、空中線、分配器、同軸避雷器、操作卓、プリンター、表示盤 ②　観測局、中継局等の無線装置、空中線、同軸避雷器、雨量計又は水位計、直流電源装置、太陽電池電源装置 ③　上記①、②に類する装置	①　ケーブル・電線 ②　電線管等管路材及び付属品 ③　避雷針、避雷器、接地材 ④　パンザーマスト ⑤　空中線取付金具		

備　考

機器費対象品目の追加

積算上の注意事項	

改　正　理　由	機器費対象品目の追加	改　正 現　行	Ⅶ-2-2 Ⅶ-2-2

現　行

機器・材料等の区分

設備等名称	機　器	材　料	鋼構造製作物	備考
放流警報設備	① 制御監視局の無線装置、空中線、分配器、操作卓、タイプライタ、表示盤 ② 警報局の無線装置、空中線、サイレン及びサイレン制御盤、拡声器及び音声増幅装置、放流警報表示機及び同制御盤等 ③ 中継局はテレメータ設備に準じる ④ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ パンザーマスト	① 表示機支柱構造物	
移動体通信設備	① 総括局、統制局の主制御装置、データ回線終端装置、表示制御装置、監視制御端末、時計装置及び監視表示盤 ② 基地局の基地局装置、空中線共用装置及び空中線 ③ 移動局の携帯型及び車載型移動局装置 ④ 上記①～③に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ 空中線取付金具		
衛星通信地球局設備	① 固定型衛星地球局のアンテナ装置、送受信装置、個別通信端局装置、画像端局装置及び回線制御装置 ② 可搬型衛星通信地球局のアンテナ装置、送受信装置、端局装置、小型交換装置、画像端局装置、画像設備及び車輌・付帯設備 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 導波管 ④ 避雷針、避雷器、接地材		
電話交換設備	① 自動電話交換装置の本体、操作卓、電話機 ② 電話交換設備に付帯するネットワーク装置、変換装置、接続装置 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 避雷器、保安器 ④ 壁掛形中継端子盤		

Ⅶ－2－2

改　正

機器・材料等の区分

設備等名称	機　器	材　料	鋼構造製作物	備考
放流警報設備	① 制御監視局の無線装置、空中線、分配器、同軸避雷器、操作卓、タイプライタ、表示盤 ② 警報局の無線装置、空中線、同軸避雷器、サイレン及びサイレン制御盤、拡声器及び音声増幅装置、放流警報表示機及び同制御盤等 ③ 中継局はテレメータ設備に準じる ④ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ パンザーマスト	① 表示機支柱構造物	
移動体通信設備	① 総括局、統制局の主制御装置、データ回線終端装置、表示制御装置、監視制御端末、時計装置及び監視表示盤 ② 基地局の基地局装置、空中線共用装置及び空中線、同軸避雷器 ③ 移動局の携帯型及び車載型移動局装置 ④ 上記①～③に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ 空中線取付金具		
衛星通信地球局設備	① 固定型衛星地球局のアンテナ装置、送受信装置、個別通信端局装置、画像端局装置及び回線制御装置 ② 可搬型衛星通信地球局のアンテナ装置、送受信装置、端局装置、小型交換装置、画像端局装置、画像設備及び車輌・付帯設備 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 導波管 ④ 避雷針、避雷器、接地材		
電話交換設備	① 自動電話交換装置の本体、操作卓、電話機 ② 電話交換設備に付帯するネットワーク装置、変換装置、接続装置 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 避雷器、保安器 ④ 壁掛形中継端子盤		

Ⅶ－2－2

備　考

機器費対象品目の追加

機器費対象品目の追加

積算上の注意事項	

改　正　理　由	機器移設作業に関する機器管理費の変更	改　正 現　行	Ⅶ-2-14 Ⅶ-2-14

現　行

別表　第３

機器管理費率

対象機器単体費／適用区分／項目	1,400 万円以下	1,400 万円を超え２億円以下		２億円を超えるもの
	下記の率とする	機器管理費率算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
機器管理費率［%］	18.22	42380.2	−0.4711	5.21

(2)算定式

［機器管理費率算定式］

$L = A \cdot E^{b}$

ただし　L：機器管理費率［%］

E：対象額（機器単体費の合計）［単位：円］

A、b：変数値

（注）Lの値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

別表　第４

機器管理費率の補正

種　別	補正係数
機器製作及び据付調整を行う場合	1.0
機器製作のみを行う場合	0.5
機器を支給する場合	0.5
上記を複合した場合	補正係数算定式により算出された係数（h）

（注）別表第３で求めた機器管理費率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

(2) 算定式

［補正係数算定式］

$$h = \frac{E_a + (E_b + E_c) \times 0.5}{E}$$

ただし　h　：補正係数

E　：対象額（機器単体費の合計）［単位：円］

E_a：Eのうち機器製作及び据付調整を行う機器の機器単体費計［単位：円］

E_b：Eのうち機器製作のみを行う機器の機器単体費計［単位：円］

E_c：Eのうち支給する機器の機器単体費相当額計［単位：円］

（注）hの値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

改　正

別表　第３

機器管理費率

対象機器単体費／適用区分／項目	1,400 万円以下	1,400 万円を超え２億円以下		２億円を超えるもの
	下記の率とする	機器管理費率算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
機器管理費率［%］	18.22	42380.2	−0.4711	5.21

(2)算定式

［機器管理費率算定式］

$L = A \cdot E^{b}$

ただし　L：機器管理費率［%］

E：対象額（機器単体費の合計）［単位：円］

A、b：変数値

（注）Lの値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

別表　第４

機器管理費率の補正

種　別	補正係数
機器製作及び据付調整を行う場合	1.0
機器製作のみを行う場合	0.5
機器を支給する場合	0.5
機器移設する場合	0.5
上記を複合した場合	補正係数算定式により算出された係数（h）

（注）別表第３で求めた機器管理費率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

(2) 算定式

［補正係数算定式］

$$h = \frac{E_a + (E_b + E_c + E_d) \times 0.5}{E}$$

ただし　h　：補正係数

E　：対象額（機器単体費の合計）［単位：円］

E_a：Eのうち機器製作及び据付調整を行う機器の機器単体費計［単位：円］

E_b：Eのうち機器製作のみを行う機器の機器単体費計［単位：円］

E_c：Eのうち支給する機器の機器単体費相当額計［単位：円］

E_d：Eのうち移設する機器の機器単体費相当額計［単位：円］

（注）hの値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

備　考

機器移設作業に関する機器管理費の変更

移設対象額の追加

移設対象額の追加

積算上の注意事項	

改　正　理　由	撤去作業等における補正係数の変更	改　正 現　行	Ⅷ-1-1 Ⅷ-1-1

現　　行	改　　正	備　　考
第１章　一般事項 第１節　一般事項 ①　一般事項 １　通　　則 本歩掛は、国土交通省直轄の土木事業における電気通信設備（共通設備、電気設備、通信設備、電子応用設備）の設置に係る共通設備の施工積算に適用する。 ただし、官庁営繕に関する工事及びこの標準歩掛によることが著しく不適当又は困難であると認められる場合を除く。 ２　適　　用 (1)　本歩掛は、標準歩掛を示すもので、必ずしも全ての場合に適用し得るものではなく、実際の運用にあたっては、この標準歩掛を基準にして次の諸条件を勘案するものとする。 1)　気象条件 2)　施工箇所の土質、地形及び立地条件 3)　工事量と工期 4)　特殊作業 5)　交通条件 6)　その他 (2)　製作工場からの技術者を特に必要とする場合は、あらかじめ特記仕様書に明記の上、当該技術者の派遣に要する費用を別途積算することができる。 (3)　既設設備の撤去工事は、個別歩掛に明示のある場合を除き、「機器、材料等を再使用する場合」は、原則として据付歩掛の 0.5 倍とする。 ただし、「再使用しない場合」は、原則として 0.2 倍とし技術者、技術員は、電工に置き換えて計上するものとする。 (4)　電気通信関係の標準歩掛名称に据付又は調整の明記があるものは、個別歩掛に明示のある場合を除き同一場所、同時施工の２台目（又は類する単位）以降は、１台につき、基本歩掛の 0.7 倍とする。 ただし、低減は小さい方を対象とする。 (5)　本歩掛以外の作業種別は、別途積上げ計上するものとする。 (6)　道路沿い（地中）は、河川敷内の配管にも適用する。 Ⅷ－１－１	第１章　一般事項 第１節　一般事項 ①　一般事項 １　通　　則 本歩掛は、国土交通省直轄の土木事業における電気通信設備（共通設備、電気設備、通信設備、電子応用設備）の設置に係る共通設備の施工積算に適用する。 ただし、官庁営繕に関する工事及びこの標準歩掛によることが著しく不適当又は困難であると認められる場合を除く。 ２　適　　用 (1)　本歩掛は、標準歩掛を示すもので、必ずしも全ての場合に適用し得るものではなく、実際の運用にあたっては、この標準歩掛を基準にして次の諸条件を勘案するものとする。 1)　気象条件 2)　施工箇所の土質、地形及び立地条件 3)　工事量と工期 4)　特殊作業 5)　交通条件 6)　その他 (2)　製作工場からの技術者を特に必要とする場合は、あらかじめ特記仕様書に明記の上、当該技術者の派遣に要する費用を別途積算することができる。 (3)　既設設備の撤去工事は、個別歩掛に明示のある場合を除き、「機器、材料等を再使用する場合」は、原則として据付歩掛の 1.0 倍とし、「再使用しない場合」は、原則として 0.5 倍とする。 (4)　電気通信関係の標準歩掛名称に据付又は調整の明記があるものは、個別歩掛に明示のある場合を除き同一場所、同時施工の２台目（又は類する単位）以降は、１台につき、基本歩掛の 0.7 倍とする。 ただし、低減は小さい方を対象とする。 (5)　本歩掛以外の作業種別は、別途積上げ計上するものとする。 (6)　道路沿い（地中）は、河川敷内の配管にも適用する。 Ⅷ－１－１	撤去作業等における補正係数の変更

積算上の注意事項	

改　正　理　由	ＪＩＳ規格との整合をとった細別規格への変更	改　正 現　行	Ⅷ-2-4 Ⅷ-2-4

現　行

(7)　硬質ビニル管敷設

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
硬質ビニル管（道路沿い（地中））	22mm以下	100m	1.6	
	36mm以下	100m	2.6	
	54mm以下	100m	3.6	
	70mm以下	100m	4.6	
	82mm以下	100m	5.4	
硬質ビニル管（地中）	22mm以下	100m	5.0	
	36mm以下	100m	8.0	
	54mm以下	100m	10.0	
	70mm以下	100m	13.0	
	82mm以下	100m	15.0	
硬質ビニル管（露出）	22mm以下	100m	5.5	
	36mm以下	100m	8.5	
	54mm以下	100m	15.0	
	70mm以下	100m	18.0	
	82mm以下	100m	21.0	

(注)　1.　管内清掃等も本歩掛に含まれる。
2.　露出配管は、サドル留めとする。
3.　クリップ留め配管は、0.7倍とする。
4.　埋込配管（コンクリート）は、0.9倍とする。
5.　定尺（4m）を無加工で施工する割合が大部分の場合は、0.7倍とする。
6.　高所作業（2m以上）を伴う場合は、1.2倍とする。
7.　道路沿い・構内地中配管において、舗装切断、とりこわし、復旧、床掘り、埋戻し、残土処理は別途精算する。
8.　道路沿い配管において、原則としてハンドホール間が 150m以上の長距離敷設に適用する。
9.　本歩掛はHIVE管にも適用する。

(8)　金属製可とう電線管敷設

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
金属製可とう電線管	22mm以下	100m	4.2	
	36mm以下	100m	6.5	
	54mm以下	100m	11.9	
	76mm以下	100m	13.8	
	82mm以下	100m	16.6	

(9)　合成樹脂可とう電線管（PF管・CD管）敷設

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
合成樹脂可とう電線管（露出）	22mm以下	100m	4.9	
	36mm以下	100m	6.2	

(注)　1.　隠ぺい・コンクリート埋設配管は、0.9倍とする。
2.　CD管はコンクリート埋設のみ適用する。

改　正

(7)　硬質ビニル管敷設

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
硬質ビニル管（道路沿い（地中））	22mm以下	100m	1.6	
	36mm以下	100m	2.6	
	54mm以下	100m	3.6	
	70mm以下	100m	4.6	
	82mm以下	100m	5.4	
硬質ビニル管（地中）	22mm以下	100m	5.0	
	36mm以下	100m	8.0	
	54mm以下	100m	10.0	
	70mm以下	100m	13.0	
	82mm以下	100m	15.0	
硬質ビニル管（露出）	22mm以下	100m	5.5	
	36mm以下	100m	8.5	
	54mm以下	100m	15.0	
	70mm以下	100m	18.0	
	82mm以下	100m	21.0	

(注)　1.　管内清掃等も本歩掛に含まれる。
2.　露出配管は、サドル留めとする。
3.　クリップ留め配管は、0.7倍とする。
4.　埋込配管（コンクリート）は、0.9倍とする。
5.　定尺（4m）を無加工で施工する割合が大部分の場合は、0.7倍とする。
6.　高所作業（2m以上）を伴う場合は、1.2倍とする。
7.　道路沿い・構内地中配管において、舗装切断、とりこわし、復旧、床掘り、埋戻し、残土処理は別途精算する。
8.　道路沿い配管において、原則としてハンドホール間が 150m以上の長距離敷設に適用する。
9.　本歩掛はHIVE管にも適用する。

(8)　金属製可とう電線管敷設

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
金属製可とう電線管	24mm以下	100m	4.2	
	38mm以下	100m	6.5	
	63mm以下	100m	11.9	
	76mm以下	100m	13.8	
	83mm以下	100m	16.6	

(9)　合成樹脂可とう電線管（PF管・CD管）敷設

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
合成樹脂可とう電線管（露出）	22mm以下	100m	4.9	
	36mm以下	100m	6.2	

(注)　1.　隠ぺい・コンクリート埋設配管は、0.9倍とする。
2.　CD管はコンクリート埋設のみ適用する。

備　考

ＪＩＳ規格との整合をとった細別規格への変更

積算上の注意事項	

改正理由	撤去作業等における補正係数の変更	改正	Ⅷ-3-79
		現行	Ⅷ-3-79

現行

4　施工単価入力基準表

(1)　基礎掘削及びスパイラルダクト立込

施工歩掛コード	WE211600	施工単位	基
施工区分			
作業種別	規格番号		
照明灯基礎 500φ2.0m以下	01		
照明灯基礎 500φ2.5m以下	02		

(注)　材料単価を別途入力すること。

前ページへ移動

改正

⑤　照明灯プレキャスト基礎設置工

1　適用範囲

本資料は、道路照明設備の内、照明灯プレキャスト基礎設置工に適用する。

2　施工概要

施工フロー　　本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

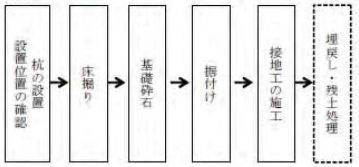

3　標準歩掛

3－1　床掘り

作業種別	細別規格	単位	アースオーガ運転（時間）	普通作業員	摘要
照明灯基礎	500φ2m以下	10基	7.0	0.9	
	500φ2.5m以下	10基	9.0	1.1	

3－2　基礎砕石、据付け

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準積算基準書第Ⅱ編第2章⑩排水構造物工⑩－1排水構造物工(3-6)プレキャスト集水桝」による。

3－3　接地設置工

本作業種別の歩掛は、「第2章第1節⑫接地設置工3－1接地設置」による。

4　施工単価入力基準表

(1)　床掘り

施工歩掛コード	WE211700	施工単位	基
施工区分			
作業種別	規格番号		
照明灯基礎 500φ2.0m以下	01		
照明灯基礎 500φ2.5m以下	02		

(注)　材料単価を別途入力すること。

備考

前ページへ移動し⑤追加

積算上の注意事項	

改　正　理　由	撤去作業等における補正係数の変更	改　正 現　行	Ⅷ-4-54 ＊＊＊

現　　行	改　　正	備　　考
	② デジタル陸上移動通信装置設置工 1 適用範囲 本資料は、移動体通信の内、デジタル陸上移動通信装置等の設置を行うデジタル陸上移動通信装置設置工に適用する。 2 施工概要 施工フロー　　本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。 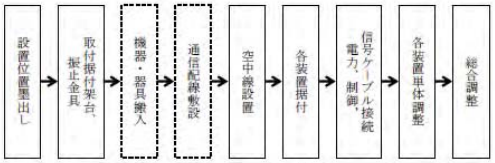 ＊1 ＊1は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。 ただし、移設の場合は除く。 3 標準歩掛 3－1 デジタル陸上移動通信装置据付 | 作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
---	---	---	---	---	---
基地局無線装置		架	1.0	2.0	共用器含む(注1)
塔頂増幅器	送信フィルター体型	台	—	1.5	(注1,2)
塔頂増幅器	送信フィルタ分離型（塔頂部）	台	—	1.0	(注1,2)
塔頂増幅器	送信フィルタ分離型（室内部）	台	—	0.5	(注1)
車載型無線装置		台	0.5	0.5	(注1)
遠隔通信制御装置		台	1.0	—	(注1)
遠隔通信装置		台	0.5	—	(注1) | （注）1. 同一場所、同一施工の2架（台）以降は1架（台）につき0.7倍とする。 2. 塔頂増幅器を鉄塔に据え付ける場合は高さ補正を行うものとし、「土木工事標準積算基準書（電気通信編）第Ⅷ編第4章第4節①移動体通信装置設置工 3－10 移動体通信用空中線据付」による。 Ⅷ－4－54	「②デジタル陸上移動通信装置設置工」追加

積算上の注意事項		

改　正　理　由	撤去作業等における補正係数の変更	改　正 現　行	Ⅷ-4-55 ＊＊＊

現　　行	改　　正	備　　考

3－2　デジタル陸上移動通信装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
基地局無線装置		架	1.5	－	(注1,2)
車載型無線装置		台	0.5	－	(注1)
遠隔通信制御装置		台	1.0	－	(注1)
遠隔通信制御装置	基地局増設時	台	0.5	－	1台増設毎
遠隔通信装置		台	0.5	－	(注1)
遠隔通信装置	基地局増設時	台	0.3	－	1台増設毎

（注）1.　同一場所、同一施工の2架（台）以降は1架（台）につき0.7倍とする。
　　2.　塔頂増幅器調整は基地局無線装置調整に含む。

3－3　デジタル陸上移動通信装置総合調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
総合調整		式	2.5	(注)

（注）1.　上記工数は、遠隔通信制御装置1台、遠隔通信装置1台、基地局1台、移動局20台（同一場所）の条件を基本条件としている。
　　2.　基本条件のとき、移動局数が20台までは上記工数とする。
　　3.　同一場所で移動局数が20台を超える場合は、1台につき0.05人増とする。
　　4.　基地局が2台目以降は、1台につき0.5人増とする。
　　5.　遠隔通信装置が2台目以降は、1台につき0.5人増とする。
　　6.　移動局が別の場所で、調整を行う場合は、移動局が10台まで技術者を1.0人とし、10台を超える場合は、1台につき0.05人増とする。
　　※　総合調整とは、遠隔通信制御装置、遠隔通信装置、基地局装置、車載無線装置（携帯型無線装置）の通信、監視制御をいう。

3－4　空中線据付

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準積算基準書（電気通信編）第Ⅷ編第4章第4節①移動体通信装置設置工3－10移動体通信用空中線据付」による。

3－5　空中線調整

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準積算基準書（電気通信編）第Ⅷ編第4章第4節①移動体通信装置設置工3－11移動体通信用空中線調整」による。

3－6　付属品取付

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準積算基準書（電気通信編）第Ⅷ編第4章第4節①移動体通信装置設置工3－12移動体通信用付属品取付」による。

Ⅷ－4－55

「②デジタル陸上移動通信装置設置工」追加

積算上の注意事項	

改　正　理　由	撤去作業等における補正係数の変更	改　正 現　行	Ⅷ-4-56 ＊＊＊

現　　行	改　　正	備　　考
	4　施工単価入力基準表 (1)　基地局無線装置据付	「②デジタル陸上移動通信装置設置工」追加

施工歩掛コード	WE318001	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
基地局無線装置	01	作業内容による補正（表－1）	2架目以降による補正（表－2）

(2)　塔頂増幅器据付

施工歩掛コード	WE318002	施工単位	台	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
送信フィルター体型	01	作業内容による補正（表－1）	2台目以降による補正（表－3）	空中線地上高（m）
送信フィルタ分離型（塔頂部）	02			
送信フィルタ分離型（室内部）	03			

(注)　1.　2架（台）目以上据付けを行う場合、1架（台）目と2架（台）目以降を分けて入力すること。

2.　2架（台）目以降の補正は、下記の式で補正される。

X＝Y×Z　　X＝補正歩掛
Y＝標準歩掛
Z＝補正係数（J2）

3.　機器単体費を別途入力すること。

表－1　作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新　　設	1.0	1
撤去（不使用）	0.5	2
撤去（再使用）	1.0	3
移　　設	2.0	4

表－2　2架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補　正　な　し	1.0	1
補　正　あ　り	0.7	2

表－3　2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補　正　な　し	1.0	1
補　正　あ　り	0.7	2

積算上の注意事項		

改正理由	撤去作業等における補正係数の変更	改正 現行	Ⅷ-4-57 ＊＊＊

現　行	改　正	備　考
	(3)　車載型無線装置据付 施工歩掛コード WE318003 / 施工単位 台 施工区分 / 入力条件 作業種別 / 規格番号 / J1 / J2 車載型無線装置 / 01 / 作業内容による補正（表－1） / 2台目以降による補正（表－2） (4)　遠隔通信制御装置据付 施工歩掛コード WE318004 / 施工単位 台 施工区分 / 入力条件 作業種別 / 規格番号 / J1 / J2 遠隔通信制御装置 / 01 / 作業内容による補正（表－1） / 2台目以降による補正（表－2） (注) 1. 2台目以上据付けを行う場合、1台目と2台目以降を分けて入力すること。 2. 2台目以降の補正は、下記の式で補正される。 X＝Y×Z　X＝補正歩掛 Y＝標準歩掛 Z＝補正係数（J2） 3. 機器単体費を別途入力すること。 表－1　作業内容による補正 作業内容 / 補正係数 / 入力番号 新設 / 1.0 / 1 撤去（不使用） / 0.5 / 2 撤去（再使用） / 1.0 / 3 移設 / 2.0 / 4 表－2　2台目以降による補正 作業内容 / 補正係数 / 入力番号 補正なし / 1.0 / 1 補正あり / 0.7 / 2 Ⅷ－4－57	「②デジタル陸上移動通信装置設置工」追加

積算上の注意事項		

改　正　理　由	撤去作業等における補正係数の変更	改　正 現　行	Ⅷ-4-58 ＊＊＊

現　　行	改　　正	備　　考
	(5)　遠隔通信装置据付 施工歩掛コード: WE318005 / 施工単位: 台 施工区分 / 入力条件 作業種別 / 規格番号 / J1 / J2 遠隔通信装置 / 01 / 作業内容による補正（表－1） / 2台目以降による補正（表－2） （注）1. 2台目以上据付けを行う場合、1台目と2台目以降を分けて入力すること。 2. 2台目以降の補正は、下記の式で補正される。 X＝Y×Z　　X＝補正歩掛 Y＝標準歩掛 Z＝補正係数（J2） 3. 機器単体費を別途入力すること。 表－1　作業内容による補正 作業内容 / 補正係数 / 入力番号 新設 / 1.0 / 1 撤去（不使用） / 0.5 / 2 撤去（再使用） / 1.0 / 3 移設 / 2.0 / 4 表－2　2台目以降による補正 作業内容 / 補正係数 / 入力番号 補正なし / 1.0 / 1 補正あり / 0.7 / 2 Ⅷ－4－58	「②デジタル陸上移動通信装置設置工」追加

積算上の注意事項		

改　正　理　由	撤去作業等における補正係数の変更	改　正 現　行	Ⅷ-4-59 ＊＊＊

現　　行	改　　正	備　　考
	(6)　基地局無線装置調整 施工歩掛コード WE318101 / 施工単位 架 施工区分 / 入力条件 作業種別 / 規格番号 / J1 基地局無線装置 / 01 / 2架目以降による補正（表－1） (7)　車載型無線装置調整 施工歩掛コード WE318102 / 施工単位 台 施工区分 / 入力条件 作業種別 / 規格番号 / J1 車載型無線装置 / 01 / 2台目以降による補正（表－2） (8)　遠隔通信制御装置調整 施工歩掛コード WE318103 / 施工単位 台 施工区分 / 入力条件 作業種別 / 規格番号 / J1 遠隔通信制御装置 / 01 / 2台目以降による補正（表－2） (9)　遠隔通信制御装置調整（基地局増設時） 施工歩掛コード WE318104 / 施工単位 台 施工区分 / 入力条件 作業種別 / 規格番号 / J1 遠隔通信制御装置（基地局増設時） / 01 / 2台目以降による補正（表－2） （注）1.　2架（台）目以上調整を行う場合、1架（台）目と2架（台）目以降を分けて入力すること。 2.　2架（台）目以降の補正は、下記の式で補正される。 X＝Y×Z　　X＝補正歩掛 Y＝標準歩掛 Z＝補正係数（J1） 表－1　2架目以降による補正 作業内容 / 補正係数 / 作業内容 補正なし / 1.0 / 1 補正あり / 0.7 / 2 表－2　2台目以降による補正 作業内容 / 補正係数 / 作業内容 補正なし / 1.0 / 1 補正あり / 0.7 / 2 Ⅷ－4－59	「②デジタル陸上移動通信装置設置工」追加

積算上の注意事項		

改正理由	撤去作業等における補正係数の変更	改正 現行	Ⅷ-4-60 ＊＊＊

現　行	改　正	備　考
	(10)　遠隔通信装置調整 施工歩掛コード WE318105 / 施工単位 台 施工区分 / 入力条件 作業種別 / 規格番号 / J1 遠隔通信装置 / 01 / 2台目以降による補正（表－1） (11)　遠隔通信装置調整（基地局増設時） 施工歩掛コード WE318106 / 施工単位 台 施工区分 / 入力条件 作業種別 / 規格番号 / J1 遠隔通信装置（基地局増設時） / 01 / 2台目以降による補正（表－1） （注）1.　2台目以上調整を行う場合、1台目と2台目以降を分けて入力すること。 2.　2台目以降の補正は、下記の式で補正される。 X＝Y×Z　X＝補正歩掛 Y＝標準歩掛 Z＝補正係数（J1） 表－1　2台目以降による補正 作業内容 / 補正係数 / 入力番号 補　正　な　し / 1.0 / 1 補　正　あ　り / 0.7 / 2 (12)　デジタル陸上移動通信装置総合調整 施工歩掛コード WE318200 / 施工単位 式 施工区分 / 入力条件 作業種別 / 規格番号 / J1 総合調整 / 01 / 調整歩掛 技術者（人／式） Ⅷ－4－60	「②デジタル陸上移動通信装置設置工」追加

積算上の注意事項		

1-4 機械設備積算基準書の改定

１－４ 機械設備積算基準書の改定

● 機械設備積算基準

変更

第Ⅸ編　機械設備
　第１章 一般共通
　　⑤ 請負工事費の積算　２ 据付工事原価
　　２－１ 直接工事費　（１）輸送費

　　⇒輸送費算出式の一部改定

　　⑤ 請負工事費の積算　４ 一般管理費等
　　（２）一般管理費等率

　　⇒一般管理費等率の改定

　［基準の解説］　２ 据付工事原価
　　２－１ 直接工事費　（３）直接労務費

　　⇒機械設備据付工の定義を追記

変更

　第２０章 機械設備点検・整備業務
　　① 一般共通　４ 点検・整備費の積算
　　４－２ 一般管理費等

　　⇒一般管理費等率の改定

機　械　設　備　積　算　基　準

※　以下の工種のうち、改定が有る工種について、対比表を添付する。

工　種　名	改定の有無	
第Ⅰ編　機械設備工事積算基準	有り	無し
第１章　一般共通	○	
第２章　水門設備		○
第１　河川用水門設備		○
第２　ダム用水門設備		○
第３章　ゴム引布製起伏堰ゲート設備		○
第４章　揚排水ポンプ設備		○
第１　揚排水ポンプ設備		○
第２　コラム形水中ポンプ設備		○
第３　除塵設備		○
第５章　ダム施工機械設備		○
第６章　トンネル換気設備		○
第１　ジェットファン設備		○
第２　送風機設備		○
第７章　トンネル非常用施設		○
第８章　消融雪設備		○
第９章　道路排水設備		○
第 10 章　共同溝付帯設備		○
第 11 章　駐車場設備		○
第１　自走式駐車場設備		○
第２　機械式駐車場設備		○
第 12 章　車両重量計設備		○
第 13 章　車両計測設備		○
第 14 章　道路用昇降設備		○
第 15 章　ダム管理設備		○

工　種　名	改定の有無	
	有り	無し
第 16 章　遠方監視操作制御設備		○
第 17 章　河川浄化設備		○
第 18 章　鋼製付属設備		○
第 19 章　塗　　装		○

工　種　名	改定の有無	
第Ⅱ編　機械設備点検・整備積算基準	有り	無し
第１章　一般共通	○	
第２章　水門設備		○
第３章　揚排水ポンプ設備		○
第１　揚排水ポンプ設備		○
第２　コラム形水中ポンプ設備		○
第４章　トンネル換気設備・非常用施設		○
第５章　道路排水設備		○
第６章　消融雪設備		○

工　種　名	改定の有無	
第Ⅲ編　機械設備設計業務委託積算基準	有り	無し
第１章　一般共通		○
第２章　水門設備		○
第３章　揚排水ポンプ設備		○
第４章　ダム施工機械設備		○
第５章　トンネル換気設備・非常用施設		○
第６章　消融雪設備		○

工　種　名	改定の有無	
	有り	無し
第７章　道路排水設備		○
第８章　共同溝付帯設備		○
第９章　遠方監視操作制御設備		○

第Ⅸ編　機械設備
第１章　一般共通
⑤請負工事費の積算　２据付工事原価
２－１直接工事費（１）輸送費

改定					備考

表－１・５　新設工事輸送費（沖縄・離島を除く）

区分			輸送費［円］	「x」の定義	
河川用水門設備	小形水門	プレートガーダ構造ローラーゲート	y＝(17.2x＋42)×D＋212,000	扉体面積［㎡／門］×門数	
		プレートガーダ構造スライドゲート			
	中・大形水門、堰	プレートガーダ構造ローラゲート	y＝(17.8x＋146)×D＋212,000		
		プレートガーダ構造角落しゲート	y＝(12.5x＋199)×D＋212,000		
		シェル構造ローラゲート	(x×D＜1,500の場合) y＝(135x－1,594)×D＋51,000 (x×D≧1,500の場合) y＝(60.9x－717)×D＋116,000		
	起伏堰	起伏ゲート	y＝(12.5x＋199)×D＋212,000		
ダム用水門設備	放流設備	三方水密ラジアルゲート	y＝(30.7x－242)×D＋1,226,000	扉体面積［㎡／門］×門数	
		四方水密ラジアルゲート	y＝(252x－643)×D＋1,226,000		
	制水設備	四方水密ローラゲート	y＝(105x＋694)×D＋1,226,000		
		四方水密スライドゲート	y＝(55.8x＋797)×D＋1,226,000		
	放流管	大容量放流管	y＝(12.4x－811)×D＋1,226,000	放流管体積［㎥］×条数	
		大容量放流管（整流板のみ）	y＝(6.17x－170)×D＋1,226,000	面積［㎡］×面数	
		小容量放流管	y＝(7.42x＋28)×D＋1,226,000	放流管体積［㎥］×条数	
	取水設備	直線多段ゲート	y＝(55.5x＋922)×D＋1,226,000	扉体面積［㎡／門］×門数	
		円形多段ゲート	y＝(112x－132)×D＋1,226,000	体積［㎥］×門数	
	小容量放流設備用ゲート・バルブ		y＝(1.54x－980)×D＋63,000	口径［㎜］×門数 (適用範囲：x≧700)	
ゴム引布製起状ゲート設備			(x×D＜1,500の場合) y＝(17.4x＋12)×D＋51,000 (x×D≧1,500の場合) y＝(7.80x＋5)×D＋116,000	扉体面積［㎡／門］×門数	
揚排水ポンプ設備	固定機場		y＝(7.70x＋805)×D＋104,000	ポンプ吐出量［㎥／min］×台数	
	水中ポンプ（φ400以上）		y＝(11.0x＋264)×D＋104,000		
	水中ポンプ（φ400未満）		「道路排水設備」に準ずる。		
	除塵設備		y＝53.4x×D＋216,000	対象設備質量［ｔ］	

（つづく）

令和２年度　機械設備積算基準　第１章　一般共通【対比表】

現　行

（つづき）

区　分		輸　送　費［円］	「x」の定義
ダム施工機械設備		y＝26.6x×D＋1,226,000	対象設備質量［ｔ］
トンネル換気設備	ジェットファン・ブースタファン	y＝(0.16x－132)×D＋124,000	ファン口径［㎜］×基数（適用範囲：x≧1000）
トンネル非常用施設	消火設備	y＝73.9x×D＋170,000	対象設備質量［ｔ］
消融雪設備	消雪設備（散・送水管）	y＝71.5x＋25,000	散・送水管の延長［m］
	消雪設備（ケーシング管・ストレーナ・揚水管）	y＝348x＋73,000	ｹｰｼﾝｸﾞ管＋ｽﾄﾚｰﾅ＋揚水管の延長［m］
	融雪設備	y＝337x＋24,000	融雪面積［㎡］
道路排水設備（φ400未満の揚排水ポンプ含む）		y＝(0.85x＋44)×D＋103,000	ポンプ口径［㎜］×台数
共同溝付帯設備		y＝215x×D＋69,000	対象設備質量［ｔ］
駐車場設備		y＝30.6x×D＋180,000	対象設備質量［ｔ］
車両重量計設備	重量計	(x×D＜1,500の場合) y＝83.9x×D＋51,000 (x×D≧1,500の場合) y＝37.8x×D＋116,000	対象設備質量［ｔ］
	軸重計	y＝75.1x×D＋140,000	対象設備質量［ｔ］
道路用昇降設備		y＝88.2x×D＋130,000	対象設備質量［ｔ］
ダム管理設備	昇降設備（エレベーター）	「道路用昇降設備」に準ずる。	
	流木止設備	y＝52.9x×D＋199,000	対象設備質量［ｔ］
	係船設備		
遠方監視操作制御設備		y＝89.9x×D＋98,000	対象設備質量［ｔ］
鋼製付属設備		y＝33.6x×D＋46,000	対象設備質量［ｔ］

（注）　１．輸送費［円］の算定式において、「ｘ」は「ｘの定義」によるものとし、［D］は想定輸送距離［km］、「対象設備質量」は輸送品の質量［ｔ］とする。なお、輸送費[円] は 1,000 円未満を切り捨てるものとする。
２．各算定式は、各章で定める構成機器すべての輸送費である。
３．揚排水ポンプ設備には、救急排水ポンプ設備は含まれないことから、別途積上げによる。
４．消融雪設備は、プレキャスト製品の輸送には適用しないものとし、別途積上げによる。
５．「鋼製付属設備」の算定式は、鋼製付属設備単独の工事及び水門等に付随する管理橋に適用するものとし、他の設備の算定式には付随する鋼製付属設備（手摺、防護柵、タラップ及び埋設する据付架台等）を含んでいる。

改　定

（つづき）

区　分		輸　送　費［円］	「x」の定義
ダム施工機械設備		y＝26.6x×D＋1,226,000	対象設備質量［ｔ］
トンネル換気設備	ジェットファン・ブースタファン	y＝(0.16x－132)×D＋124,000	ファン口径［㎜］×基数（適用範囲：x≧1000）
トンネル非常用施設	消火設備	y＝73.9x×D＋170,000	対象設備質量［ｔ］
消融雪設備	消雪設備（散・送水管）	y＝71.5x＋25,000	散・送水管の延長［m］
	消雪設備（ケーシング管・ストレーナ・揚水管）	y＝348x＋73,000	ｹｰｼﾝｸﾞ管＋ｽﾄﾚｰﾅ＋揚水管の延長［m］
	融雪設備	y＝337x＋24,000	融雪面積［㎡］
道路排水設備（φ400未満の揚排水ポンプ含む）		y＝(0.85x＋44)×D＋103,000	ポンプ口径［㎜］×台数
共同溝付帯設備		y＝215x×D＋69,000	対象設備質量［ｔ］
駐車場設備		y＝30.6x×D＋180,000	対象設備質量［ｔ］
車両重量計設備	重量計	(x×D＜1,500の場合) y＝83.9x×D＋51,000 (x×D≧1,500の場合) y＝37.8x×D＋116,000	対象設備質量［ｔ］
	軸重計	y＝75.1x×D＋140,000	対象設備質量［ｔ］
道路用昇降設備		y＝88.2x×D＋130,000	対象設備質量［ｔ］
ダム管理設備	昇降設備（エレベーター）	「道路用昇降設備」に準ずる。	
	流木止設備	y＝52.9x×D＋199,000	対象設備質量［ｔ］
	係船設備		
遠方監視操作制御設備		y＝89.9x×D＋98,000	対象設備質量［ｔ］
鋼製付属設備		**y＝38.3x×D＋81,000**	対象設備質量［ｔ］

（注）　１．輸送費［円］の算定式において、「ｘ」は「ｘの定義」によるものとし、［D］は想定輸送距離［km］、「対象設備質量」は輸送品の質量［ｔ］とする。なお、輸送費[円] は 1,000 円未満を切り捨てるものとする。
２．各算定式は、各章で定める構成機器すべての輸送費である。
３．揚排水ポンプ設備には、救急排水ポンプ設備は含まれないことから、別途積上げによる。
４．消融雪設備は、プレキャスト製品の輸送には適用しないものとし、別途積上げによる。
５．「鋼製付属設備」の算定式は、鋼製付属設備単独の工事及び水門等に付随する管理橋に適用するものとし、他の設備の算定式には付随する鋼製付属設備（手摺、防護柵、タラップ及び埋設する据付架台等）を含んでいる。

備　考

第IX編　機械設備
第１章　一般共通
⑤請負工事費の積算　４一般管理費等率
（２）一般管理費等率

	改　定	備　考

表－１・１０　標準一般管理費等率

対　象　額	標準一般管理費等率
５００万円以下	２７．００　％
５００万円を超え ３０億円以下	$G_1=-2.9648\mathrm{Log}(C_1)+46.862$ ただし、G_1　：標準一般管理費等率（％） C_1　：対象額（円）
３０億円を超えるもの	１８．７６　％

（注）　G_1の値は、小数点以下第３位を四捨五入して第２位止めとする。

現行のとおり

[基準の解説] ２据付工事原価
２－１直接工事費（３）直接労務費

	改　定	備　考

・離島を除く）

区　分	輸　送　費［円］	「x」の定義
全工種 （0＜ｘ×Ｄ≦100の場合）	y＝693x×D＋11,352	対象設備質量［ｔ］ （適用範囲：0＜ｘ×Ｄ≦100）

（注）　１．輸送費［円］の算定式において、「ｘ」は「ｘの定義」によるものとし、［Ｄ］は想定輸送距離［km］、「対象設備質量」は輸送品の質量［ｔ］とする。
なお、輸送費［円］は1,000円未満を切り捨てるものとする。
２．上記算定式は、「据付製品の現場までの輸送」、「整備を行う工場への輸送」、「処分場までの輸送」を各々算出するものとする。
３．修繕工事で全面取替の工事の場合、撤去は、表－１及び表－２修繕工事輸送費にて算出を行うものとするが、設置においては、表－１・５新設工事輸送費にて算出を行うものとする。

現行のとおり

（２）　材料費
１）　据付材料費の算出対象労務費は、積雪寒冷地補正等は行わないものとする。
２）　生コンクリート、電線、電線管等を土木工事あるいは、電気工事歩掛により積算する場合の材料割増及び補助材料費は当該工事歩掛による。
ただし、機械設備の据付工数に含まれる電気配線等については、据付直接材料費として計上し、雑材料は、当該設備の補助材料費率をもって算出する。
なお、機側操作盤以降の電気配線及び配管について、各工種区分で率計上の場合は積上計上不要である。

（３）　直接労務費
機械設備据付工の定義は、下記のとおりとする。
現場において機械設備の据付けに従事する者で機械設備の現場据付について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労務者。
なお、現場代理人もしくは主任技術者（監理技術者）としての業務を行う労働者、補助的作業及び配管・配線等に従事する現地採用の労働者、塗装に従事する労働者は除く。
ａ．据付基準線の芯出し罫書き
ｂ．据付用架台等の仮設物設置
ｃ．各機器の搬入及び吊り込み・固定
ｄ．部材の溶接
ｅ．溶接材の歪み等の矯正
ｆ．溶接部の仕上げ加工
ｇ．ライナー等による据付調整及びボルト等による個々の機器の固定
ｈ．個々の機器等の接続及び各種調整
ｉ．機械設備における総合試運転調整
ｊ．各据付工程における段取り

（３）　直接労務費
機械設備据付工の定義は、下記のとおりとする。
現場において機械設備の据付けに従事する者で機械設備の現場据付について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労務者。
なお、現場代理人もしくは主任技術者（監理技術者）としての業務を行う労働者、補助的作業及び配管・配線等に従事する現地採用の労働者、塗装に従事する労働者は除く。
ａ．据付基準線の芯出し罫書き
ｂ．据付用架台等の仮設物設置
ｃ．各機器の搬入及び吊り込み・固定
ｄ．部材の溶接
ｅ．溶接材の歪み等の矯正
ｆ．溶接部の仕上げ加工
ｇ．ライナー等による据付調整及びボルト等による個々の機器の固定
ｈ．機器の更新、部品交換等に伴う既設品の取外し、現場搬出、積込み
ｉ．個々の機器等の接続及び各種調整
ｊ．機械設備における総合試運転調整
ｋ．各据付工程における段取り

２－２ 間接工事費
（１）　共通仮設費
１）　鋼製付属設備を単独で発注する場合の共通仮設費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。
２）　塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。
３）　河川浄化設備の共通仮設費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。
（２）　現場管理費
１）　鋼製付属設備を単独で発注する場合の現場管理費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。
２）　塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。
３）　河川浄化設備の現場管理費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。

現行のとおり

82

第２０章機械設備点検・整備業務
①一般共通　４点検・整備費の積算
4－２一般管理費等

改　定	備　考

費率　（%）

			点検整備間接費率
河川用水門設備	河川用水門・堰設備	鋼製ゲート	１１０
		ゴム引布製起伏ゲート	１１０
	樋門樋管ゲート		１００
ダム用水門設備			１１０
揚排水ポンプ設備			１６０
トンネル換気設備・非常用施設			１６０
道路排水設備			１００

現行のとおり

４－２　一般管理費等
（１）　一般管理費等の積算は、(点検・整備原価)×(一般管理費等率)とする。
　１）　標準一般管理費等率は、表－１・６によるものとする。

表－１・６　標準一般管理費等率(前払金のない場合)

点検・整備原価	標準一般管理費等率
５０万円以下	１９．３７%
５０万円を超えるもの	Ｇ＝－１．９９８Ｌｏｇ(Ｃ)＋３０．７６ ただし、Ｇ：標準一般管理費等率（%） Ｃ：点検・整備原価（円）

（注）　Ｇの値は、小数点以下第３位を四捨五入して第２位止めとする。

４－２　一般管理費等
（１）　一般管理費等の積算は、(点検・整備原価)×(一般管理費等率)とする。
　１）　標準一般管理費等率は、表－１・６によるものとする。

表－１・６　標準一般管理費等率(前払金のない場合)

点検・整備原価	標準一般管理費等率
５０万円以下	２５．５５%
５０万円を超えるもの	Ｇ＝－０．７４０２Ｌｏｇ(Ｃ)＋２９．７６ ただし、Ｇ：標準一般管理費等率（%） Ｃ：点検・整備原価（円）

（注）　Ｇの値は、小数点以下第３位を四捨五入して第２位止めとする。

４－３　技術調査費
　技術調査に従事する技術員の旅費、日当、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等の積算は下記により積上げるものとする。
（１）　旅費、日当、宿泊費は、「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の３級相当額によるものとする。
（２）　技術員の賃金は、点検整備工の賃金に準ずるものとする。
（３）　間接費は、「４－１（７）点検整備間接費」に準ずるものとする。
（４）　一般管理費等は、「４－２　一般管理費等」に準ずるものとする。

現行のとおり

４－４　消費税等相当額
　消費税等相当額は、点検・整備価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

４－５　支給品の取扱い
（１）　支給品とは、設備の点検・整備に際して別途契約により取得した材料等を受注者に支給するものをいう。
（２）　支給品の現場間接費に対する取扱いは、次による。
　１）　直接材料は、全額を現場間接費算定の対象とする。
（３）　支給品は、一般管理費等の算定の対象としない。

1-5 設計業務等標準積算基準書の改定

１．設計業務等標準積算基準書の改定

業　種	測量業務

改　正	現　行	備　考
# 第１章　測量業務積算基準 ## 第１節　測量業務積算基準 １－４　測量業務費の積算方式 １－４－１　測量業務費 測量業務費は，次の積算方式によって積算するものとする。 ３．測量調査費 測量調査費については，「土木設計業務等積算基準」による。 「３次元ベクトルデータ作成」及び「３次元設計周辺データ作成」については「ＩＣＴの全面的な活用の推進に関する実施方針」で定められている各実施要領に基づき，測量調査費として計上するものとする。 なお，測量調査についての運用は別表第２による。	# 第１章　測量業務積算基準 ## 第１節　測量業務積算基準 １－４　測量業務費の積算方式 １－４－１　測量業務費 測量業務費は，次の積算方式によって積算するものとする。 ３．測量調査費 測量調査費については，「土木設計業務等積算基準」による。 （追加） なお，測量調査についての運用は別表第２による。	

業　種	測量業務

改正

１－４　測量業務費の積算方式
１－４－３　技術管理費の積算

表－１　精度管理費係数

測量作業種別			精度管理費係数
基準点測量	１級基準点測量		０．１０
	２級基準点測量		０．０９
	３級基準点測量		０．０９
	４級基準点測量		０．０９
	１級水準測量（レベル等による）		０．０９
	２級水準測量（レベル等による）		０．０９
	３級水準測量（レベル等による）		０．０９
	４級水準測量（レベル等による）		０．０９
応用測量	路線測量（用地幅杭設置測量は除く）		０．１０
	河川測量		０．１０
	深浅測量		０．０９
	用地測量		０．０７
地形測量	空中写真測量	撮影（デジタル）	０．０５
		対空標識の設置	０．０３
		標定点測量	０．０２
		簡易水準測量	０．０５
		同時調整	０．０５
		数値図化（地図情報ﾚﾍﾞﾙ 1000）	０．０７
		数値図化（地図情報ﾚﾍﾞﾙ 2500）	０．０３
	現地測量		０．０５
	航空レーザ測量（地図情報ﾚﾍﾞﾙ 1000）		０．０３
三次元点群測量	ＵＡＶ写真測量		０．０６
	地上レーザ測量		０．０７

現行

１－４　測量業務費の積算方式
１－４－３　技術管理費の積算

表－１　精度管理費係数

測量作業種別			精度管理費係数
基準点測量	１級基準点測量		０．１０
	２級基準点測量		０．０９
	３級基準点測量		０．０９
	４級基準点測量		０．０９
	１級水準測量		０．０９
	２級水準測量		０．０９
	３級水準測量		０．０９
	４級水準測量		０．０９
応用測量	路線測量（用地幅杭設置測量は除く）		０．１０
	河川測量		０．１０
	深浅測量		０．０９
	用地測量		０．０７
地形測量	空中写真測量	撮影（デジタル）	０．０５
		対空標識の設置	０．０３
		標定点測量	０．０２
		簡易水準測量	０．０５
		同時調整	０．０５
		数値図化（地図情報ﾚﾍﾞﾙ 1000）	０．０７
		数値図化（地図情報ﾚﾍﾞﾙ 2500）	０．０３
	現地測量		０．０５
	航空レーザ測量（地図情報ﾚﾍﾞﾙ 1000）		０．０３
三次元点群測量	ＵＡＶ写真測量		０．０６
	地上レーザ測量		０．０７

備考

業　種	測量業務

改　正

第３節　水準測量

３－１　水準測量

３－１－１　１級水準測量観測（レベル等による）

（１）標準歩掛等

本歩掛の適用範囲は，１級水準測量観測７００㎞以下とする。

標準作業量	作業工程	所要日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	内外業の別	編成 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	延人日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
１級水準測量観測１００km	作業計画	1.0	1.5	2.0	0.5		内	1	1	1	1		4	1.0	1.5	2.0	0.5		5.0
	選　点		4.0	4.0	4.0		外		1	1	2		4		4.0	4.0	8.0		16.0
	観　測		18.0	36.0	36.0		外		1	1	3		5		18.0	36.0	108.0		162.0
	計算整理	1.0	6.0	12.0	4.0		内	1	1	1	1		4	1.0	6.0	12.0	4.0		23.0
	内訳 外業計		22.0	40.0	40.0		外								22.0	40.0	116.0		178.0
	内訳 内業計	2.0	7.5	14.0	4.5		内							2.0	7.5	14.0	4.5		28.0
	合　計	2.0	29.5	54.0	44.5									2.0	29.5	54.0	120.5		206.0

（注）１．本歩掛には，関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

２．機械経費，通信運搬費等，材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

現　行

第３節　水準測量

３－１　水準測量

３－１－１　１級水準測量観測

（１）標準歩掛等

本歩掛の適用範囲は，１級水準測量観測７００㎞以下とする。

標準作業量	作業工程	所要日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	内外業の別	編成 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	延人日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
１級水準測量観測１００km	作業計画	1.0	1.5	2.0	0.5		内	1	1	1	1		4	1.0	1.5	2.0	0.5		5.0
	選　点		4.0	4.0	4.0		外		1	1	2		4		4.0	4.0	8.0		16.0
	観　測		18.0	36.0	36.0		外		1	1	3		5		18.0	36.0	108.0		162.0
	計算整理	1.0	6.0	12.0	4.0		内	1	1	1	1		4	1.0	6.0	12.0	4.0		23.0
	内訳 外業計		22.0	40.0	40.0		外								22.0	40.0	116.0		178.0
	内訳 内業計	2.0	7.5	14.0	4.5		内							2.0	7.5	14.0	4.5		28.0
	合　計	2.0	29.5	54.0	44.5									2.0	29.5	54.0	120.5		206.0

（注）１．本歩掛には，関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

２．機械経費，通信運搬費等，材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

備　考

業　種	測量業務

改　正

３－１－２　２級水準測量観測（レベル等による）

（１）標準歩掛等

本歩掛の適用範囲は，２級水準測量観測１００㎞以下とする。

標準作業量	作業工程	所要日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	内外業の別	編成 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	延人日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
２級水準測量観測３０㎞	作業計画	0.5	1.0	1.0	0.5		内	1	1	1	1		4	0.5	1.0	1.0	0.5		3.0
	選　点		1.0	1.0	1.0		外		1	1	2		4		1.0	1.0	2.0		4.0
	観　測		4.5	9.0	9.0		外		1	1	3		5		4.5	9.0	27.0		40.5
	計算整理	1.0	2.0	4.0	2.0		内	1	1	1	1		4	1.0	2.0	4.0	2.0		9.0
	内訳 外業計		5.5	10.0	10.0		外								5.5	10.0	29.0		44.5
	内訳 内業計	1.5	3.0	5.0	2.5		内							1.5	3.0	5.0	2.5		12.0
	合　計	1.5	8.5	15.0	12.5									1.5	8.5	15.0	31.5		56.5

（注）１．本歩掛には，関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

２．機械経費，通信運搬費等，材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

現　行

３－１－２　２級水準測量観測

（１）標準歩掛等

本歩掛の適用範囲は，２級水準測量観測１００㎞以下とする。

標準作業量	作業工程	所要日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	内外業の別	編成 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	延人日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
２級水準測量観測３０㎞	作業計画	0.5	1.0	1.0	0.5		内	1	1	1	1		4	0.5	1.0	1.0	0.5		3.0
	選　点		1.0	1.0	1.0		外		1	1	2		4		1.0	1.0	2.0		4.0
	観　測		4.5	9.0	9.0		外		1	1	3		5		4.5	9.0	27.0		40.5
	計算整理	1.0	2.0	4.0	2.0		内	1	1	1	1		4	1.0	2.0	4.0	2.0		9.0
	内訳 外業計		5.5	10.0	10.0		外								5.5	10.0	29.0		44.5
	内訳 内業計	1.5	3.0	5.0	2.5		内							1.5	3.0	5.0	2.5		12.0
	合　計	1.5	8.5	15.0	12.5									1.5	8.5	15.0	31.5		56.5

（注）１．本歩掛には，関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

２．機械経費，通信運搬費等，材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

備　考

業　種	測量業務

改　正

３－１－３　３級水準測量観測（レベル等による）

（１）標準歩掛等

本歩掛の適用範囲は，３級水準測量観測５０km以下とする。

標準作業量	作業工程	所要日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	内外業の別	編成 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	延人日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
３級水準測量観測５km	作業計画	0.2	0.2	0.2			内	1	1	1			3	0.2	0.2	0.2			0.6
	選　点		0.4	0.4	0.4		外		1	1	1		3		0.4	0.4	0.4		1.2
	観　測		1.0	1.0	1.0		外		1	1	2		4		1.0	1.0	2.0		4.0
	計算整理		0.5	0.5			内		1	1			2		0.5	0.5			1.0
	内訳 外業計		1.4	1.4	1.4		外								1.4	1.4	2.4		5.2
	内訳 内業計	0.2	0.7	0.7			内							0.2	0.7	0.7			1.6
	合　計	0.2	2.1	2.1	1.4									0.2	2.1	2.1	2.4		6.8

（注）１．本歩掛には，関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

２．機械経費，通信運搬費等，材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

現　行

３－１－３　３級水準測量観測

（１）標準歩掛等

本歩掛の適用範囲は，３級水準測量観測５０km以下とする。

標準作業量	作業工程	所要日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	内外業の別	編成 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	延人日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
３級水準測量観測５km	作業計画	0.2	0.2	0.2			内	1	1	1			3	0.2	0.2	0.2			0.6
	選　点		0.4	0.4	0.4		外		1	1	1		3		0.4	0.4	0.4		1.2
	観　測		1.0	1.0	1.0		外		1	1	2		4		1.0	1.0	2.0		4.0
	計算整理		0.5	0.5			内		1	1			2		0.5	0.5			1.0
	内訳 外業計		1.4	1.4	1.4		外								1.4	1.4	2.4		5.2
	内訳 内業計	0.2	0.7	0.7			内							0.2	0.7	0.7			1.6
	合　計	0.2	2.1	2.1	1.4									0.2	2.1	2.1	2.4		6.8

（注）１．本歩掛には，関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

２．機械経費，通信運搬費等，材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

備　考

業　種	測量業務

改　正

３－１－４　４級水準測量観測（レベル等による）

（１）標準歩掛等

本歩掛の適用範囲は，４級水準測量観測２０km以下とする。

標準作業量	作業工程		所要日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	内外業の別	編成 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	延人日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
４級水準測量観測２km	作業計画		0.1	0.1	0.1			内	1	1	1			3	0.1	0.1	0.1			0.3
	選　点			0.1	0.1	0.1		外		1	1	1		3		0.1	0.1	0.1		0.3
	観　測			0.3	0.3	0.3		外		1	1	2		4		0.3	0.3	0.6		1.2
	計算整理			0.3	0.3			内		1	1			2		0.3	0.3			0.6
	内訳	外業計		0.4	0.4	0.4		外								0.4	0.4	0.7		1.5
		内業計	0.1	0.4	0.4			内							0.1	0.4	0.4			0.9
	合　計		0.1	0.8	0.8	0.4									0.1	0.8	0.8	0.7		2.4

（注）１．本歩掛には，関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

２．機械経費，通信運搬費等，材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

現　行

３－１－４　４級水準測量観測

（１）標準歩掛等

本歩掛の適用範囲は，４級水準測量観測２０km以下とする。

標準作業量	作業工程		所要日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	内外業の別	編成 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	延人日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
４級水準測量観測２km	作業計画		0.1	0.1	0.1			内	1	1	1			3	0.1	0.1	0.1			0.3
	選　点			0.1	0.1	0.1		外		1	1	1		3		0.1	0.1	0.1		0.3
	観　測			0.3	0.3	0.3		外		1	1	2		4		0.3	0.3	0.6		1.2
	計算整理			0.3	0.3			内		1	1			2		0.3	0.3			0.6
	内訳	外業計		0.4	0.4	0.4		外								0.4	0.4	0.7		1.5
		内業計	0.1	0.4	0.4			内							0.1	0.4	0.4			0.9
	合　計		0.1	0.8	0.8	0.4									0.1	0.8	0.8	0.7		2.4

（注）１．本歩掛には，関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

２．機械経費，通信運搬費等，材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

備　考

業　種	測量業務

改正

第７節　用地測量

７－１　用地測量

７－１－２　資料調査

（１）標準歩掛等

作業工程及び標準作業量	所要日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	内外業の別	編成 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	延人日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
公図等の転写（地積測量図以外の公図等の転写）10,000㎡当り			0.4	0.4		内			1	1				0.4	0.4		0.8
			0.3	0.3		外			1	1				0.3	0.3		0.6
			0.7	0.7		計								0.7	0.7		1.4
地積測量図転写（地積測量図のみの転写）10,000㎡当り			0.2	0.3		内			1	1				0.2	0.3		0.5
			0.4	0.4		外			1	1				0.4	0.4		0.8
			0.6	0.7		計								0.6	0.7		1.3
土地の登記記録調査 10,000㎡当り			0.6	0.6		内			1	1				0.6	0.6		1.2
			0.3	0.3		外			1	1				0.3	0.3		0.6
			0.9	0.9		計								0.9	0.9		1.8
建物の登記記録調査 １０戸当り			0.1	0.1		内			1	1				0.1	0.1		0.2
			0.1	0.1		外			1	1				0.1	0.1		0.2
			0.2	0.2		計								0.2	0.2		0.4

現行

第７節　用地測量

７－１　用地測量

７－１－２　資料調査

（１）標準歩掛等

作業工程及び標準作業量	所要日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	内外業の別	編成 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	延人日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
公図等の転写 10,000㎡当り			0.4	0.4		内			1	1				0.4	0.4		0.8
			0.3	0.3		外			1	1				0.3	0.3		0.6
			0.7	0.7		計								0.7	0.7		1.4
地積測量図転写 10,000㎡当り			0.2	0.3		内			1	1				0.2	0.3		0.5
			0.4	0.4		外			1	1				0.4	0.4		0.8
			0.6	0.7		計								0.6	0.7		1.3
土地の登記記録調査 10,000㎡当り			0.6	0.6		内			1	1				0.6	0.6		1.2
			0.3	0.3		外			1	1				0.3	0.3		0.6
			0.9	0.9		計								0.9	0.9		1.8
建物の登記記録調査 １０戸当り			0.1	0.1		内			1	1				0.1	0.1		0.2
			0.1	0.1		外			1	1				0.1	0.1		0.2
			0.2	0.2		計								0.2	0.2		0.4

備　考

業　種	測量業務

改　正	現　行	備　考
（削除）	７－５　その他 （１）打合せ 中間打合せの回数は５回を標準とし，必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は，１回当たり，中間打合せ１回の人員を増減する。	

業　種	測量業務

改正

第１１節　三次元点群測量

１１－１　ＵＡＶ写真測量

（１）標準歩掛等

標準作業量	作業工程		所要日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	内外業の別	編成 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	延人日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
１業務当り	作業計画		0.5	0.3	0.2	0.3		内	1	1	1	1		4	0.5	0.3	0.2	0.3		1.3
0.1km²当り	標定点および検証点の設置・観測			4.7	1.1	3.3	1.1	外		1	1	1	1	4		4.7	1.1	3.3	1.1	10.2
	ＵＡＶによる空中撮影			3.2		2.0	0.9	外		1		1	1	3		3.2		2.0	0.9	6.1
	三次元形状復元				3.7			内			1			1			3.7			3.7
	点群編集		1.2	1.7	2.4	0.8		内	1	1	1	1		4	1.2	1.7	2.4	0.8		6.1
	三次元点群データファイルの作成		1.4	1.8	1.3	0.7		内	1	1	1	1		4	1.4	1.8	1.3	0.7		5.2
	内訳	外業計		7.9	1.1	5.3	2.0	外								7.9	1.1	5.3	2.0	16.3
		内業計	3.1	3.8	7.6	1.8		内							3.1	3.8	7.6	1.8		16.3
	合計		3.1	11.7	8.7	7.1	2.0								3.1	11.7	8.7	7.1	2.0	32.6

（注）（削除）

１．本歩掛の適用範囲は測定面積 0.2km2 以下とする。
２．本歩掛には，関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
３．標定点および検証点の設置・観測については対空標識の設置・撤去を含む。
４．基準点測量（基準点の設置）は，別途計上する。
５．縦横断面データファイル作成（サーフェスモデル作成含む）を行う場合は，0.1km2 あたり内業として測量主任技師 1.1 人・日，測量技師 2.5 人・日，測量技師補 2.3 人・日，測量助手 0.6 人・日を計上（編成は各１人）し，別途定める三次元点群を使用した断面図作成マニュアルに基づくものとする。なお，数値図化が必要な場合は別途計上する。
６．機械経費，通信運搬費等，材料費については「測量業務標準歩掛における作業量に対する割合」に基づき別途計上する。

現行

第１１節　三次元点群測量

１１－１　ＵＡＶ写真測量

（１）標準歩掛等

標準作業量	作業工程		所要日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	内外業の別	編成 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	延人日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
１業務当り	作業計画		0.5	0.3	0.2	0.3		内	1	1	1	1		4	0.5	0.3	0.2	0.3		1.3
0.1km²当り	標定点および検証点の設置・観測			4.7	1.1	3.3	1.1	外		1	1	1	1	4		4.7	1.1	3.3	1.1	10.2
	ＵＡＶによる空中撮影			3.2		2.0	0.9	外		1		1	1	3		3.2		2.0	0.9	6.1
	三次元形状復元				3.7			内			1			1			3.7			3.7
	点群編集		1.2	1.7	2.4	0.8		内	1	1	1	1		4	1.2	1.7	2.4	0.8		6.1
	三次元点群データファイルの作成		1.4	1.8	1.3	0.7		内	1	1	1	1		4	1.4	1.8	1.3	0.7		5.2
	内訳	外業計		7.9	1.1	5.3	2.0	外								7.9	1.1	5.3	2.0	16.3
		内業計	3.1	3.8	7.6	1.8		内							3.1	3.8	7.6	1.8		16.3
	合計		3.1	11.7	8.7	7.1	2.0								3.1	11.7	8.7	7.1	2.0	32.6

（注）１．本表は別途定めるＵＡＶを用いた公共測量マニュアル（案）第３編に沿って行う場合に適用する。
２．本歩掛の適用範囲は測定面積 0.2km2 以下とする。
３．本歩掛には，関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
４．標定点および検証点の設置・観測については対空標識の設置・撤去を含む。
５．基準点測量（基準点の設置）は，別途計上する。
６．縦横断面データファイル作成（サーフェスモデル作成含む）を行う場合は，0.1km2 あたり内業として測量主任技師 1.1 人・日，測量技師 2.5 人・日，測量技師補 2.3 人・日，測量助手 0.6 人・日を計上（編成は各１人）し，別途定める三次元点群を使用した断面図作成マニュアルに基づくものとする。なお，数値図化が必要な場合は別途計上する。
７．機械経費，通信運搬費等，材料費については「測量業務標準歩掛における作業量に対する割合」に基づき別途計上する。

備　考

業　種	測量業務

改　正

１１－２　地上レーザ測量

（１）標準歩掛等

標準作業量	作業工程	所要日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	内外業の別	編成 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	延人日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
１業務当り	作業計画	0.7	0.6				内	1	1				2	0.7	0.6				1.3
0.1km²当り	標定点の設置・観測		4.9		2.0	2.5	外		1		1	1	3		4.9		2.0	2.5	9.4
	地上レーザ観測		7.6	8.0			外		1	1			2		7.6	8.0			15.6
	三次元点群データ編集	1.0	3.0	4.2			内	1	1	1			3	1.0	3.0	4.2			8.2
	三次元点群データファイルの作成	1.1	4.4	6.4			内	1	1	1			3	1.1	4.4	6.4			11.9
	内訳 外業計		12.5	8.0	2.0	2.5	外								12.5	8.0	2.0	2.5	25.0
	内訳 内業計	2.8	8.0	10.6			内							2.8	8.0	10.6			21.4
	合計	2.8	20.5	18.6	2.0	2.5								2.8	20.5	18.6	2.0	2.5	46.4

（注）（削除）

１．本歩掛の適用範囲は測定面積 0.2km2 以下とする。

２．本歩掛には，関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

３．基準点測量（基準点の設置）は，別途計上する。

４．縦横断面データファイル作成（サーフェスモデル作成含む）を行う場合は，0.1km2 あたり内業として測量主任技師 1.0 人・日，測量技師 2.9 人・日，測量技師補 5.3 人・日を計上（編成は各１人）し，別途定める三次元点群を使用した断面図作成マニュアルに基づくものとする。なお，数値図化が必要な場合は別途計上する。

５．機械経費，通信運搬費等，材料費については「測量業務標準歩掛における作業量に対する割合」に基づき別途計上する。

現　行

１１－２　地上レーザ測量

（１）標準歩掛等

標準作業量	作業工程	所要日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	内外業の別	編成 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	延人日数 測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
１業務当り	作業計画	0.7	0.6				内	1	1				2	0.7	0.6				1.3
0.1km²当り	標定点の設置・観測		4.9		2.0	2.5	外		1		1	1	3		4.9		2.0	2.5	9.4
	地上レーザ観測		7.6	8.0			外		1	1			2		7.6	8.0			15.6
	三次元点群データ編集	1.0	3.0	4.2			内	1	1	1			3	1.0	3.0	4.2			8.2
	三次元点群データファイルの作成	1.1	4.4	6.4			内	1	1	1			3	1.1	4.4	6.4			11.9
	内訳 外業計		12.5	8.0	2.0	2.5	外								12.5	8.0	2.0	2.5	25.0
	内訳 内業計	2.8	8.0	10.6			内							2.8	8.0	10.6			21.4
	合計	2.8	20.5	18.6	2.0	2.5								2.8	20.5	18.6	2.0	2.5	46.4

（注）１．本表は別途定める地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）第３編に沿って行う場合に適用する。

２．本歩掛の適用範囲は測定面積 0.2km2 以下とする。

３．本歩掛には，関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

４．基準点測量（基準点の設置）は，別途計上する。

５．縦横断面データファイル作成（サーフェスモデル作成含む）を行う場合は，0.1km2 あたり内業として測量主任技師 1.0 人・日，測量技師 2.9 人・日，測量技師補 5.3 人・日を計上（編成は各１人）し，別途定める三次元点群を使用した断面図作成マニュアルに基づくものとする。なお，数値図化が必要な場合は別途計上する。

６．機械経費，通信運搬費等，材料費については「測量業務標準歩掛における作業量に対する割合」に基づき別途計上する。

備　考

業　種	測量業務

改正

第１２節　機械経費等

１２－１　機械経費，通信運搬費等，材料費

（１）　測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合

作業	作業名	機械経費率	通信運搬費等率	材料費率
2-1-1	１級基準点測量　新点５点	8.0%	1.5%	3.0%
2-2-1-1	２級基準点測量　新点１０点　伐採有り	7.5%	7.5%	2.5%
2-2-1-2	２級基準点測量　新点１０点　伐採なし	8.0%	2.0%	2.5%
2-3-1-1	３級基準点測量　新点２０点　伐採有り　永久標識設置有り	2.5%	4.5%	1.0%
2-3-1-2	３級基準点測量　新点２０点　伐採有り　永久標識設置なし	2.5%	4.5%	1.0%
2-3-1-3	３級基準点測量　新点２０点　伐採なし　永久標識設置有り	3.0%	2.0%	1.0%
2-3-1-4	３級基準点測量　新点２０点　伐採なし　永久標識設置なし	3.0%	2.0%	1.5%
2-4-1-1	４級基準点測量　新点３５点　永久標識設置なし　伐採有り	3.0%	8.5%	2.5%
2-4-1-2	４級基準点測量　新点３５点　永久標識設置なし　伐採なし	3.0%	3.0%	2.5%
2-5-1	基準点設置　新点１０点　地上埋設（普通）	1.5%	3.5%	15.5%
2-5-2	基準点設置　新点１０点　地上埋設（上面舗装）	1.5%	3.5%	16.5%
2-5-3	基準点設置　新点１０点　地下埋設	1.5%	3.5%	12.0%
2-5-4	基準点設置　新点１０点　屋上埋設	2.0%	2.0%	11.0%
2-5-5	基準点設置　新点１０点　コンクリート杭設置	2.5%	2.5%	4.0%
3-1-1	水準測量　１級水準測量観測（レベル等による）	6.5%	1.0%	1.0%
3-1-2	水準測量　２級水準測量観測（レベル等による）	4.0%	1.0%	1.0%
3-1-3	水準測量　３級水準測量観測（レベル等による）	2.5%	1.0%	2.0%
3-1-4	水準測量　４級水準測量観測（レベル等による）	2.0%	1.0%	4.0%
3-2-1	水準点設置　水準点設置（永久標識）	2.0%	2.0%	20.0%
3-2-2	水準点設置　水準点設置（永久標識以外）	1.5%	5.5%	3.0%
4-1-1	路線測量　作業計画	0.0%	0.0%	0.0%
4-1-2	路線測量　現地踏査	2.0%	0.0%	13.0%
4-1-3	路線測量　伐採	1.5%	0.0%	3.0%

現行

第１２節　機械経費等

１２－１　機械経費，通信運搬費等，材料費

（１）　測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合

作業	作業名	機械経費率	通信運搬費等率	材料費率
2-1-1	１級基準点測量　新点５点	7.0%	2.0%	3.0%
2-2-1-1	２級基準点測量　新点１０点　伐採有り	7.0%	8.0%	2.5%
2-2-1-2	２級基準点測量　新点１０点　伐採なし	7.5%	2.0%	2.5%
2-3-1-1	３級基準点測量　新点２０点　伐採有り　永久標識設置有り	2.5%	5.0%	1.0%
2-3-1-2	３級基準点測量　新点２０点　伐採有り　永久標識設置なし	2.5%	5.0%	1.0%
2-3-1-3	３級基準点測量　新点２０点　伐採なし　永久標識設置有り	3.0%	2.0%	1.0%
2-3-1-4	３級基準点測量　新点２０点　伐採なし　永久標識設置なし	3.0%	2.0%	1.5%
2-4-1-1	４級基準点測量　新点３５点　永久標識設置なし　伐採有り	3.0%	9.0%	2.5%
2-4-1-2	４級基準点測量　新点３５点　永久標識設置なし　伐採なし	3.0%	3.5%	2.5%
2-5-1	基準点設置　新点１０点　地上埋設（普通）	1.5%	3.5%	15.0%
2-5-2	基準点設置　新点１０点　地上埋設（上面舗装）	1.5%	3.5%	16.0%
2-5-3	基準点設置　新点１０点　地下埋設	1.5%	3.5%	11.5%
2-5-4	基準点設置　新点１０点　屋上埋設	2.5%	2.0%	10.0%
2-5-5	基準点設置　新点１０点　コンクリート杭設置	2.5%	2.5%	4.0%
3-1-1	水準測量　１級水準測量観測	6.0%	1.0%	1.0%
3-1-2	水準測量　２級水準測量観測	3.5%	1.0%	1.0%
3-1-3	水準測量　３級水準測量観測	2.5%	1.0%	2.0%
3-1-4	水準測量　４級水準測量観測	2.0%	1.0%	4.0%
3-2-1	水準点設置　水準点設置（永久標識）	2.5%	2.0%	19.5%
3-2-2	水準点設置　水準点設置（永久標識以外）	1.5%	5.5%	3.0%
4-1-1	路線測量　作業計画	0.0%	0.0%	0.0%
4-1-2	路線測量　現地踏査	2.0%	0.0%	14.0%
4-1-3	路線測量　伐採	1.5%	0.0%	3.5%

備　考

業　種	測量業務

改　正

作業	作業名	機械経費率	通信運搬費等率	材料費率
4-1-4	路線測量　線形決定(条件点の観測)	3.0%	0.0%	5.5%
4-1-5	路線測量　線形決定	1.0%	0.0%	4.0%
4-1-6	路線測量　ＩＰ設置	2.5%	0.0%	5.5%
4-1-7	路線測量　中心線測量	3.5%	0.0%	8.0%
4-1-8	路線測量　仮ＢＭ設置測量	2.5%	0.0%	3.5%
4-1-9	路線測量　縦断測量	2.0%	0.0%	4.0%
4-1-10	路線測量　横断測量	2.0%	0.0%	3.5%
4-1-11	路線測量　詳細測量（縦断測量）	2.5%	0.0%	10.5%
4-1-12	路線測量　詳細測量（横断測量）	2.5%	0.0%	6.5%
4-1-13	路線測量　用地幅杭設置測量	2.5%	0.0%	6.5%
5-1-1	河川測量　作業計画	0.0%	0.0%	0.0%
5-1-2	河川測量　現地踏査	1.5%	0.0%	7.0%
5-1-3	河川測量　距離標設置測量	3.0%	0.0%	19.0%
5-1-4	河川測量　水準基標測量	4.0%	0.0%	1.0%
5-1-5	河川測量　河川定期縦断測量　直接水準	2.5%	0.0%	6.5%
5-1-6	河川測量　河川定期横断測量　直接水準（平地）	2.0%	0.0%	1.0%
5-1-7	河川測量　河川定期横断測量　複写	3.0%	0.0%	13.5%
5-1-8	河川測量　河川定期横断測量　直接水準（山地）	3.0%	0.0%	1.5%
5-1-9	河川測量　河川定期横断測量　間接水準（山地）	2.0%	0.0%	2.0%
5-1-10	河川測量　法線測量	3.0%	0.0%	4.0%
6-1-1	深浅測量　作業計画	0.0%	0.0%	0.0%
6-2-1-1	深浅測量　ダム・貯水池深浅測量	1.5%	0.0%	2.5%
6-2-1-2	深浅測量　ダム・貯水池深浅測量＋音響測深機	2.5%	0.0%	2.5%
6-3-1-1	深浅測量　河川深浅測量	1.5%	0.0%	2.5%
6-3-1-2	深浅測量　河川深浅測量＋音響測深機	3.5%	0.0%	2.5%

現　行

作業	作業名	機械経費率	通信運搬費等率	材料費率
4-1-4	路線測量　線形決定(条件点の観測)	2.5%	0.0%	5.5%
4-1-5	路線測量　線形決定	1.0%	0.0%	4.0%
4-1-6	路線測量　ＩＰ設置	2.0%	0.0%	5.5%
4-1-7	路線測量　中心線測量	3.0%	0.0%	8.0%
4-1-8	路線測量　仮ＢＭ設置測量	2.0%	0.0%	3.5%
4-1-9	路線測量　縦断測量	2.0%	0.0%	4.5%
4-1-10	路線測量　横断測量	2.0%	0.0%	3.5%
4-1-11	路線測量　詳細測量（縦断測量）	2.0%	0.0%	11.0%
4-1-12	路線測量　詳細測量（横断測量）	2.0%	0.0%	6.5%
4-1-13	路線測量　用地幅杭設置測量	2.5%	0.0%	7.0%
5-1-1	河川測量　作業計画	0.0%	0.0%	0.0%
5-1-2	河川測量　現地踏査	1.5%	0.0%	8.0%
5-1-3	河川測量　距離標設置測量	2.5%	0.0%	19.0%
5-1-4	河川測量　水準基標測量	3.5%	0.0%	1.0%
5-1-5	河川測量　河川定期縦断測量　直接水準	2.5%	0.0%	6.5%
5-1-6	河川測量　河川定期横断測量　直接水準（平地）	2.0%	0.0%	1.0%
5-1-7	河川測量　河川定期横断測量　複写	2.0%	0.0%	14.0%
5-1-8	河川測量　河川定期横断測量　直接水準（山地）	3.0%	0.0%	1.5%
5-1-9	河川測量　河川定期横断測量　間接水準（山地）	2.0%	0.0%	2.0%
5-1-10	河川測量　法線測量	2.5%	0.0%	4.0%
6-1-1	深浅測量　作業計画	0.0%	0.0%	0.0%
6-2-1-1	深浅測量　ダム・貯水池深浅測量	1.0%	0.0%	2.5%
6-2-1-2	深浅測量　ダム・貯水池深浅測量＋音響測深機	2.5%	0.0%	2.5%
6-3-1-1	深浅測量　河川深浅測量	1.5%	0.0%	2.5%
6-3-1-2	深浅測量　河川深浅測量＋音響測深機	3.0%	0.0%	2.5%

備　考

業　種	測量業務

改　正

作業	作業名	機械経費率	通信運搬費等率	材料費率
6-4-1-1	深浅測量　海岸深浅測量	2.0%	0.0%	2.5%
6-4-1-2	深浅測量　海岸深浅測量＋音響測深機	4.0%	0.0%	3.0%
7-1-1-1	用地測量　作業計画　作業計画	0.0%	0.0%	0.0%
7-1-1-2	用地測量　作業計画　現地踏査	1.0%	0.0%	4.5%
7-1-2-1	用地測量　資料調査　公図等の転写 （地積測量図以外の公図等の転写）	1.0%	0.0%	1.5%
7-1-2-2	用地測量　資料調査　地積測量図転写 （地積測量図のみの転写）	1.0%	0.0%	0.5%
7-1-2-3	用地測量　資料調査　土地の登記記録調査	0.5%	0.0%	0.5%
7-1-2-4	用地測量　資料調査　建物の登記記録調査	1.0%	0.0%	0.5%
7-1-2-5	用地測量　資料調査　権利者確認調査(当初)	0.5%	0.0%	0.0%
7-1-2-6	用地測量　資料調査　権利者確認調査(追跡)	0.5%	0.0%	0.0%
7-1-2-7	用地測量　資料調査　公図等転写連続図作成	0.0%	0.0%	1.0%
7-1-3-1	用地測量　境界確認　復元測量	2.5%	0.0%	3.5%
7-1-3-2	用地測量　境界確認　境界確認	0.5%	0.0%	4.5%
7-1-3-3	用地測量　境界確認　土地境界確認書作成	1.5%	0.0%	0.5%
7-1-4-1	用地測量　境界測量　補助基準点の設置	2.0%	0.0%	3.5%
7-1-4-2	用地測量　境界測量　境界測量	2.0%	0.0%	2.5%
7-1-4-3	用地測量　境界測量　用地境界仮杭設置	2.5%	0.0%	5.0%
7-1-4-4	用地測量　境界測量　用地境界杭設置	3.5%	0.0%	19.0%
7-1-5	用地測量　境界点間測量	3.0%	0.0%	3.5%
7-1-6	用地測量　面積計算	0.0%	0.0%	0.0%
7-1-7-1	用地測量　用地実測図原図等の作成　用地実測図原図作成	0.0%	0.0%	0.0%
7-1-7-2	用地測量　用地実測図原図等の作成　用地現況測量（建物等）	2.0%	0.0%	2.5%
7-1-7-3	用地測量　用地実測図原図等の作成　用地平面図作成	0.0%	0.0%	0.5%
7-1-7-4	用地測量　用地実測図原図等の作成　土地調書作成	0.0%	0.0%	0.0%
7-3-1	用地測量　公共用地境界確定協議　公共用地管理者との打合せ	0.5%	0.0%	0.5%

現　行

作業	作業名	機械経費率	通信運搬費等率	材料費率
6-4-1-1	深浅測量　海岸深浅測量	2.0%	0.0%	3.0%
6-4-1-2	深浅測量　海岸深浅測量＋音響測深機	4.0%	0.0%	3.0%
7-1-1-1	用地測量　作業計画　作業計画	0.0%	0.0%	0.0%
7-1-1-2	用地測量　作業計画　現地踏査	1.0%	0.0%	5.0%
7-1-2-1	用地測量　資料調査　公図等の転写	1.0%	0.0%	1.5%
7-1-2-2	用地測量　資料調査　地積測量図転写	1.0%	0.0%	0.5%
7-1-2-3	用地測量　資料調査　土地の登記記録調査	0.5%	0.0%	0.5%
7-1-2-4	用地測量　資料調査　建物の登記記録調査	1.0%	0.0%	0.5%
7-1-2-5	用地測量　資料調査　権利者確認調査(当初)	0.5%	0.0%	0.0%
7-1-2-6	用地測量　資料調査　権利者確認調査(追跡)	0.5%	0.0%	0.0%
7-1-2-7	用地測量　資料調査　公図等転写連続図作成	0.0%	0.0%	1.0%
7-1-3-1	用地測量　境界確認　復元測量	2.0%	0.0%	3.5%
7-1-3-2	用地測量　境界確認　境界確認	0.5%	0.0%	4.5%
7-1-3-3	用地測量　境界確認　土地境界確認書作成	1.5%	0.0%	0.5%
7-1-4-1	用地測量　境界測量　補助基準点の設置	2.0%	0.0%	3.5%
7-1-4-2	用地測量　境界測量　境界測量	2.0%	0.0%	2.5%
7-1-4-3	用地測量　境界測量　用地境界仮杭設置	2.0%	0.0%	5.5%
7-1-4-4	用地測量　境界測量　用地境界杭設置	3.0%	0.0%	19.0%
7-1-5	用地測量　境界点間測量	2.5%	0.0%	3.5%
7-1-6	用地測量　面積計算	0.0%	0.0%	0.0%
7-1-7-1	用地測量　用地実測図原図等の作成　用地実測図原図作成	0.0%	0.0%	0.0%
7-1-7-2	用地測量　用地実測図原図等の作成　用地現況測量（建物等）	2.0%	0.0%	3.0%
7-1-7-3	用地測量　用地実測図原図等の作成　用地平面図作成	0.0%	0.0%	0.5%
7-1-7-4	用地測量　用地実測図原図等の作成　土地調書作成	0.0%	0.0%	0.0%
7-3-1	用地測量　公共用地境界確定協議　公共用地管理者との打合せ	0.5%	0.0%	0.5%

備　考

業　種	測量業務

改　正

作業	作業名	機械経費率	通信運搬費等率	材料費率
7-3-2	用地測量　公共用地境界確定協議　現況実測平面図作成	2.5%	0.0%	3.0%
7-3-3	用地測量　公共用地境界確定協議　横断面図作成	2.0%	0.0%	2.0%
7-3-4	用地測量　公共用地境界確定協議　依頼書作成	0.0%	0.0%	0.0%
7-3-5	用地測量　公共用地境界確定協議　協議書作成	0.5%	0.0%	0.5%
8-2-1-1	撮影　撮影（デジタル）　撮影計画	0.0%	0.0%	0.5%
8-2-1-2	撮影　撮影（デジタル）　総運航			
8-2-1-3	撮影　撮影（デジタル）　撮影			
8-2-1-4	撮影　撮影（デジタル）　滞留	0.0%	1.5%	0.0%
8-2-1-5	撮影　撮影（デジタル）　GNSS/IMU 計算	0.5%	0.0%	0.0%
8-2-1-6	撮影　撮影（デジタル）　数値写真作成	75.0%	0.0%	12.5%
8-3-1	標定点及び同時調整　対空標識の設置（写真縮尺　１／１０，０００～１２，５００）	1.0%	0.5%	2.0%
8-3-2	標定点測量及び同時調整　標定点測量	5.0%	0.0%	0.5%
8-3-3	標定点測量及び同時調整　簡易水準測量	4.5%	0.5%	1.5%
8-3-5	標定点測量及び同時調整　同時調整	29.5%	0.0%	0.0%
8-4-1-1	数値図化　数値図化　レベル１，０００　作業計画	0.5%	0.0%	0.0%
8-4-1-2	数値図化　数値図化　レベル１，０００　現地調査	3.0%	1.0%	2.0%
8-4-1-3	数値図化　数値図化　レベル１，０００　数値図化	32.5%	0.0%	0.5%
8-4-1-4	数値図化　数値図化　レベル１，０００　数値編集	11.0%	0.0%	0.5%
8-4-1-5	数値図化　数値図化　レベル１，０００　補測編集	7.0%	0.5%	2.5%
8-4-1-6	数値図化　数値図化　レベル１，０００　数値地形図データファイルの作成	13.5%	0.0%	0.0%
8-4-2-1	数値図化　数値図化　レベル２，５００　作業計画	0.0%	0.0%	0.0%
8-4-2-2	数値図化　数値図化　レベル２，５００　現地調査	2.0%	0.5%	2.0%
8-4-2-3	数値図化　数値図化　レベル２，５００　数値図化	45.0%	0.0%	0.5%
8-4-2-4	数値図化　数値図化　レベル２，５００　数値編集	12.0%	0.0%	0.0%
8-4-2-5	数値図化　数値図化　レベル２，５００　補測編集	7.5%	0.5%	1.5%

現　行

作業	作業名	機械経費率	通信運搬費等率	材料費率
7-3-2	用地測量　公共用地境界確定協議　現況実測平面図作成	2.0%	0.0%	3.0%
7-3-3	用地測量　公共用地境界確定協議　横断面図作成	1.5%	0.0%	2.0%
7-3-4	用地測量　公共用地境界確定協議　依頼書作成	0.0%	0.0%	0.0%
7-3-5	用地測量　公共用地境界確定協議　協議書作成	0.5%	0.0%	0.5%
8-2-1-1	撮影　撮影（デジタル）　撮影計画	0.0%	0.0%	0.5%
8-2-1-2	撮影　撮影（デジタル）　総運航			
8-2-1-3	撮影　撮影（デジタル）　撮影			
8-2-1-4	撮影　撮影（デジタル）　滞留	0.0%	1.5%	0.0%
8-2-1-5	撮影　撮影（デジタル）　GNSS/IMU 計算	0.5%	0.0%	0.0%
8-2-1-6	撮影　撮影（デジタル）　数値写真作成	70.0%	0.0%	11.5%
8-3-1	標定点及び同時調整　対空標識の設置（写真縮尺　１／１０，０００～１２，５００）	1.0%	0.5%	2.5%
8-3-2	標定点測量及び同時調整　標定点測量	4.5%	0.0%	0.5%
8-3-3	標定点測量及び同時調整　簡易水準測量	4.0%	0.5%	1.5%
8-3-5	標定点測量及び同時調整　同時調整	26.5%	0.0%	0.0%
8-4-1-1	数値図化　数値図化　レベル１，０００　作業計画	0.5%	0.0%	0.0%
8-4-1-2	数値図化　数値図化　レベル１，０００　現地調査	3.0%	1.0%	2.0%
8-4-1-3	数値図化　数値図化　レベル１，０００　数値図化	28.0%	0.0%	0.5%
8-4-1-4	数値図化　数値図化　レベル１，０００　数値編集	8.5%	0.0%	0.5%
8-4-1-5	数値図化　数値図化　レベル１，０００　補測編集	6.0%	0.5%	3.0%
8-4-1-6	数値図化　数値図化　レベル１，０００　数値地形図データファイルの作成	10.5%	0.0%	0.0%
8-4-2-1	数値図化　数値図化　レベル２，５００　作業計画	0.0%	0.0%	0.0%
8-4-2-2	数値図化　数値図化　レベル２，５００　現地調査	2.0%	0.5%	2.0%
8-4-2-3	数値図化　数値図化　レベル２，５００　数値図化	39.0%	0.0%	0.5%
8-4-2-4	数値図化　数値図化　レベル２，５００　数値編集	9.0%	0.0%	0.0%
8-4-2-5	数値図化　数値図化　レベル２，５００　補測編集	6.5%	0.5%	1.5%

備　考

業　種	測量業務

改　正

作業	作業名	機械経費率	通信運搬費等率	材料費率
8-4-2-6	数値図化　数値図化　レベル２，５００　数値地形図データファイルの作成	20.0%	0.0%	0.0%
9-1-1	現地測量　（Ｓ＝１／５００）　現地測量（作業計画）	0.0%	0.0%	0.0%
9-1-2	現地測量　（Ｓ＝１／５００）　現地測量	6.5%	1.0%	2.0%
10-2-1-1	航空レーザ測量　数値図化　レベル１，０００全体計画	1.0%	0.0%	0.0%
10-2-1-2	航空レーザ測量　数値図化　レベル１，０００計測計画	7.5%	0.0%	0.0%
10-2-1-3	航空レーザ測量　数値図化　レベル１，０００総運航			
10-2-1-4	航空レーザ測量　数値図化　レベル１，０００計測			
10-2-1-5	航空レーザ測量　数値図化　レベル１，０００滞留	0.0%	1.5%	0.0%
10-2-1-6	航空レーザ測量　数値図化　レベル１，０００調整用基準点の設置	19.5%	0.0%	1.0%
10-2-1-7	航空レーザ測量　数値図化　レベル１，０００三次元計測データ及びオリジナルデータ作成	9.5%	0.0%	0.0%
10-2-1-8	航空レーザ測量　数値図化　レベル１，０００グラウンドデータ作成	10.0%	0.0%	0.5%
10-2-1-9	航空レーザ測量　数値図化　レベル１，０００グリッド（標高）データ作成	10.0%	0.0%	0.0%
10-2-1-10	航空レーザ測量　数値図化　レベル１，０００等高線データ作成	9.5%	0.0%	0.0%
10-2-1-11	航空レーザ測量　数値図化　レベル１，０００数値地形図データファイルの作成	9.0%	0.0%	2.5%

現　行

作業	作業名	機械経費率	通信運搬費等率	材料費率
8-4-2-6	数値図化　数値図化　レベル２，５００　数値地形図データファイルの作成	16.0%	0.0%	0.0%
9-1-1	現地測量　（Ｓ＝１／５００）　現地測量（作業計画）	0.0%	0.0%	0.0%
9-1-2	現地測量　（Ｓ＝１／５００）現地測量	6.5%	1.0%	2.0%
10-2-1-1	航空レーザ測量　数値図化　レベル１，０００全体計画	1.0%	0.0%	0.0%
10-2-1-2	航空レーザ測量　数値図化　レベル１，０００計測計画	5.5%	0.0%	0.0%
10-2-1-3	航空レーザ測量　数値図化　レベル１，０００総運航			
10-2-1-4	航空レーザ測量　数値図化　レベル１，０００計測			
10-2-1-5	航空レーザ測量　数値図化　レベル１，０００滞留	0.0%	1.5%	0.0%
10-2-1-6	航空レーザ測量　数値図化　レベル１，０００調整用基準点の設置	16.5%	0.0%	1.0%
10-2-1-7	航空レーザ測量　数値図化　レベル１，０００三次元計測データ及びオリジナルデータ作成	7.0%	0.0%	0.0%
10-2-1-8	航空レーザ測量　数値図化　レベル１，０００グラウンドデータ作成	7.5%	0.0%	1.0%
10-2-1-9	航空レーザ測量　数値図化　レベル１，０００グリッド（標高）データ作成	7.0%	0.0%	0.0%
10-2-1-10	航空レーザ測量　数値図化　レベル１，０００等高線データ作成	7.0%	0.0%	0.0%
10-2-1-11	航空レーザ測量　数値図化　レベル１，０００数値地形図ﾃﾞｰﾀﾌｧｲﾙの作成	6.5%	0.0%	2.5%

備　考

業　種	地質調査業務

改　正	現　行	備　考
# 第１章　地質調査積算基準 ## 第１節　地質調査積算基準 ### １－２　地質調査業務費 #### １－２－２　地質調査業務費構成費目の内容 （１）　一般調査業務費 一般調査業務費は，高度な技術的判定を含まない単純な地質調査である。 1)　純調査費 (ｲ)　直接調査費 直接調査費は，当該業務に必要な経費のうち次の ｲ)から ﾆ)に掲げるものとする。 ﾆ)　直接経費 ①　電子成果品作成費 電子成果品作成に要する費用を計上する。 ②　特許使用料 特許使用料は,契約にもとづき支出する特許使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。 ③　水道光熱電力料 水道光熱電力料は，当該調査に必要となる電力，電灯使用料及び用水使用料とする。 ④　地盤情報データベースに登録するための検定費 地盤情報データベース登録のための、地盤情報の「別途定める検定に関する技術を有する第三者機関」における検定費とする。なお、直接調査費を用いる費用算出の対象額からは除く。 2)　一般管理費等 当該調査を実施する企業の経費で，一般管理費及び付加利益である。 (ﾛ)　付加利益 付加利益は，当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって，法人税，地方税，株主配当金，役員賞与金，内部留保金，支払利息及び割引料，支払保証料，その他の営業外費用等を含む。	# 第１章　地質調査積算基準 ## 第１節　地質調査積算基準 ### １－２　地質調査業務費 #### １－２－２　地質調査業務費構成費目の内容 （１）　一般調査業務費 一般調査業務費は，高度な技術的判定を含まない単純な地質調査である。 1)　純調査費 (ｲ)　直接調査費 直接調査費は，当該業務に必要な経費のうち次の ｲ)から ﾆ)に掲げるものとする。 ﾆ)　直接経費 ①　電子成果品作成費 電子成果品作成に要する費用を計上する。 ②　特許使用料 特許使用料は，契約にもとづき支出する特許使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。 ③　水道光熱電力料 水道光熱電力料は，当該調査に必要となる電力，電灯使用料及び用水使用料とする。 （新設） 2)　一般管理費等 当該調査を実施する企業の経費で，一般管理費及び付加利益である。 (ﾛ)　付加利益 付加利益は，当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって，法人税，地方税，株主配当金，役員賞与金，内部保留金，支払利息及び割引料，支払保証料，その他の営業外費用等を含む。	

改正

第２章　地質調査標準歩掛等

第２節　機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボーリング）

２－１　せん孔作業

２－１－３　市場単価の設定

４．直接調査費の算出

直接調査費＝設計単価×設計数量

設計価格＝標準の市場単価×せん孔延長×｛（K1～K7）×（K8～K15）｝

〔算出例〕

せん孔深度 80m（軟岩 60m，中硬岩 20m）斜め下方の岩盤ボーリングを行う場合

（補正係数）　せん孔深度　（50m超 80m以下）：K5

せん孔方向　（斜め下方）　：K13

（軟岩の市場単価［50m以下］×60m＋中硬岩の市場単価［50m以下］×20m）×（K5×K13）

注）せん孔深度の補正係数は，各ボーリングの深度より適用基準に当てはまるものを選び，深度全体を補正の対象とする。

２－２　サンプリング

２－２－１　適用範囲

サンプリングは，市場単価方式による地質調査に適用する。

１．市場単価が適用できる範囲

機械ボーリングにおけるサンプリングのうち，固定ピストン式シンウォールサンプラー（シンウォールサンプリング），ロータリ式二重管サンプラー（デニソンサンプリング），ロータリ式三重管サンプラー（トリプルサンプリング）に適用する。

２－２－３　市場単価の設定

２．市場単価の規格・仕様区分

表２．２．１　サンプリングの規格区分及び選定方法

種別・規格		単位	採取目的	必要な孔
固定ピストン式シンウォールサンプラー（シンウォールサンプリング）	軟弱な粘性土（０≦N値≦４）	本	軟弱な粘性土の乱さない試料の採取	86㎜以上
ロータリ式二重管サンプラー（デニソンサンプリング）	硬質な粘性土（４＜N値）	〃	硬質粘性土の採取	116㎜以上
ロータリ式三重管サンプラー（トリプルサンプリング）	砂質土	〃	砂質土の採取	116㎜以上

現行

第２章　地質調査標準歩掛等

第２節　機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボーリング）

２－１　せん孔作業

２－１－３　市場単価の設定

４．直接調査費の算出

直接調査費＝設計単価×設計数量

設計価格＝標準の市場単価×せん孔延長×（K1～K7）×（K8～K15）

〔算出例〕

せん孔深度 80m（軟岩 60m，中硬岩 20m）斜め下方の岩盤ボーリングを行う場合

（補正係数）　せん孔深度　（50m超 80m以下）：K5

せん孔方向　（斜め下方）　：K13

（軟岩の市場単価［50m以下］×60m＋中硬岩の市場単価［50m以下］×20m）×K5×K13

注）せん孔深度の補正係数は，各ボーリングの深度より適用基準に当てはまるものを選び，深度全体を補正の対象とする。

２－２　サンプリング

２－２－１　適用範囲

サンプリングは，市場単価方式による地質調査に適用する。

１．市場単価が適用できる範囲

機械ボーリングにおけるサンプリングのうち，シンウォールサンプリング，デニソンサンプリング，トリプルサンプリングに適用する。

２－２－３　市場単価の設定

２．市場単価の規格・仕様区分

表２．２．１　サンプリングの規格区分及び選定方法

種別・規格		単位	採取目的	必要な孔径
シンウォールサンプリング	軟弱な粘性土（０≦N値≦４）	本	軟弱な粘性土の乱さない試料の採取	86㎜以上
デニソンサンプリング	硬質な粘性土（４＜N値）	〃	硬質粘性土の採取	116㎜以上
トリプルサンプリング	砂質土	〃	砂質土の採取	116㎜以上

備考

改正

２－２－４　日当たり作業量

日当たり作業量は下表を標準とする。

表２．２．２　サンプリングの日当たり作業量

種別・規格		単位	日当たり作業量
固定ピストン式シンウォールサンプラー（シンウォールサンプリング）	軟質な粘性土（０≦Ｎ値≦４）	本	5
ロータリ式二重管サンプラー（デニソンサンプリング）	硬質な粘性土（４＜Ｎ値）	〃	4
ロータリ式三重管サンプラー（トリプルサンプリング）	砂質土	〃	3

２－３　サウンディング及び原位置試験

２－３－１　適用範囲

サウンディング及び原位置試験は，市場単価方式による地質調査に適用する。

１．市場単価が適用できる範囲

サウンディング及び原位置試験のうち，標準貫入試験，プレッシャーメータ試験（孔内水平載荷試験），現場透水試験，スウェーデン式サウンディング，機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験，ポータブルコーン貫入試験に適用する。

２－３－３　市場単価の設定

２．市場単価の規格・仕様区分

表２．３．１　サウンディング及び原位置試験の規格区分

種別・規格		単位
標準貫入試験	粘性土・シルト	回
	砂・砂質土	〃
	礫混じり土砂	〃
	玉石混じり土砂	〃
	固結シルト・固結粘土	〃
	軟岩	〃
プレッシャーメータ試験（孔内水平載荷試験）	普通載荷（2.5MN/㎡以下）ＧＬ-50m以内	〃
	中圧載荷（2.5～10MN/㎡）ＧＬ-50m以内	〃
	高圧載荷（10～20MN/㎡）ＧＬ-50m以内	〃
現場透水試験	オーガー法　ＧＬ-10m以内	〃
	ケーシング法　ＧＬ-10m以内	〃
	一重管式　ＧＬ-20m以内	〃
	二重管式　ＧＬ-20m以内	〃
	揚水法　ＧＬ-20m以内	〃
スウェーデン式サウンディング	ＧＬ-10m以内　Ｎ値４以内	m
機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験	２０ｋＮ　ＧＬ-30m以内	〃
	１００ｋＮ　ＧＬ-30m以内	〃
ポータブルコーン貫入試験	単管式　ＧＬ-5m以内	〃
	二重管式　ＧＬ-5m以内	〃

上表以外は別途計上する。

現行

２－２－４　日当たり作業量

日当たり作業量は下表を標準とする。

表２．２．２　サンプリングの日当たり作業量

種別・規格		単位	日当たり作業量
シンウォールサンプリング	軟質な粘性土（０≦Ｎ値≦４）	本	5
デニソンサンプリング	硬質な粘性土（４＜Ｎ値）	〃	4
トリプルサンプリング	砂質土	〃	3

２－３　サウンディング及び原位置試験

２－３－１　適用範囲

サウンディング及び原位置試験は，市場単価方式による地質調査に適用する。

１．市場単価が適用できる範囲

サウンディング及び原位置試験のうち，標準貫入試験，孔内水平載荷試験，現場透水試験，スウェーデン式サウンディング，オランダ式二重管コーン貫入試験，ポータブルコーン貫入試験に適用する。

２－３－３　市場単価の設定

２．市場単価の規格・仕様区分

表２．３．１　サウンディング及び原位置試験の規格区分

種別・規格		単位
標準貫入試験	粘性土・シルト	回
	砂・砂質土	〃
	礫混じり土砂	〃
	玉石混じり土砂	〃
	固結シルト・固結粘土	〃
	軟岩	〃
孔内水平載荷試験	普通載荷（2.5MN/㎡以下）ＧＬ-50m以内	〃
	中圧載荷（2.5～10MN/㎡）ＧＬ-50m以内	〃
	高圧載荷（10～20MN/㎡）ＧＬ-50m以内	〃
現場透水試験	オーガー法　ＧＬ-10m以内	〃
	ケーシング法　ＧＬ-10m以内	〃
	一重管式　ＧＬ-20m以内	〃
	二重管式　ＧＬ-20m以内	〃
	揚水法　ＧＬ-20m以内	〃
スウェーデン式サウンディング	ＧＬ-10m以内　Ｎ値４以内	m
オランダ式二重管コーン貫入試験	２０ｋＮ　ＧＬ-30m以内	〃
	１００ｋＮ　ＧＬ-30m以内	〃
ポータブルコーン貫入試験	単管式　ＧＬ-5m以内	〃
	二重管式　ＧＬ-5m以内	〃

上表以外は別途計上する。

備考

改正

２－３－４　適用に当たっての留意事項

１．プレッシャーメータ試験（孔内水平載荷試験）における普通載荷及び中圧載荷は，測定器がプレシオメーター，ＬＬＴ及びＫＫＴを標準とする。土研式を使用する場合は，別途計上する。
２．サウンディング及び原位置試験に伴う機材，雑品はこれを含むものとする。
３．現場透水試験は，資料整理（内業）を含むものとする。
４．現場透水試験は，孔内洗浄を含むものとする。

２－３－５　日当たり作業量

日当たり作業量は下表を標準とする。

表２．３．３　サウンディング及び原位置試験の日当たり作業量

種別・規格		単位	日当たり作業量
標準貫入試験	粘性土・シルト	回	12.0
	砂・砂質土	〃	10.0
	礫混じり土砂	〃	8.0
	玉石混じり土砂	〃	7.0
	固結シルト・固結粘土	〃	7.0
	軟岩	〃	7.0
プレッシャーメータ試験（孔内水平載荷試験）	普通載荷（2.5MN/㎡以下）ＧＬ-50m以内	〃	3.0
	中圧載荷（2.5～10MN/㎡）ＧＬ-50m以内	〃	2.0
	高圧載荷（10～20MN/㎡）ＧＬ-50m以内	〃	2.0
現場透水試験	オーガー法　ＧＬ-10m以内	〃	2.0
	ケーシング法　ＧＬ-10m以内	〃	2.0
	一重管式　ＧＬ-20m以内	〃	1.0
	二重管式　ＧＬ-20m以内	〃	1.0
	揚水法　ＧＬ-20m以内	〃	1.0
ｽｳｪｰﾃﾞﾝ式ｻｳﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ	ＧＬ-10m以内　Ｎ値４以内	m	22.0
機械式コーン（ｵﾗﾝﾀﾞ式二重管コーン）貫入試験	２０kN　ＧＬ-30m以内	〃	12.0
	１００kN　ＧＬ-30m以内	〃	11.0
ﾎﾟｰﾀﾌﾞﾙｺｰﾝ貫入試験	単管式　ＧＬ-5m以内	〃	25.0
	二重管式　ＧＬ-5m以内	〃	15.0

工期算定等にあたっては，作業条件による補正は行わない。

現行

２－３－４　適用に当たっての留意事項

１．孔内水平載荷試験における普通載荷及び中圧載荷は，測定器がプレシオメーター，ＬＬＴ及びＫＫＴを標準とする。土研式を使用する場合は，別途計上する。
２．サウンディング及び原位置試験に伴う機材，雑品はこれを含むものとする。
３．現場透水試験は，資料整理（内業）を含むものとする。
４．現場透水試験は，孔内洗浄を含むものとする。

２－３－５　日当たり作業量

日当たり作業量は下表を標準とする。

表２．３．３　サウンディング及び原位置試験の日当たり作業量

種別・規格		単位	日当たり作業量
標準貫入試験	粘性土・シルト	回	12.0
	砂・砂質土	〃	10.0
	礫混じり土砂	〃	8.0
	玉石混じり土砂	〃	7.0
	固結シルト・固結粘土	〃	7.0
	軟岩	〃	7.0
孔内水平載荷試験	普通載荷（2.5MN/㎡以下）ＧＬ-50m以内	〃	3.0
	中圧載荷（2.5～10MN/㎡）ＧＬ-50m以内	〃	2.0
	高圧載荷（10～20MN/㎡）ＧＬ-50m以内	〃	2.0
現場透水試験	オーガー法　ＧＬ-10m以内	〃	2.0
	ケーシング法　ＧＬ-10m以内	〃	2.0
	一重管式　ＧＬ-20m以内	〃	1.0
	二重管式　ＧＬ-20m以内	〃	1.0
	揚水法　ＧＬ-20m以内	〃	1.0
ｽｳｪｰﾃﾞﾝ式ｻｳﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ	ＧＬ-10m以内　Ｎ値４以内	m	22.0
ｵﾗﾝﾀﾞ式二重管コーン貫入試験	２０kN　ＧＬ-30m以内	〃	12.0
	１００kN　ＧＬ-30m以内	〃	11.0
ﾎﾟｰﾀﾌﾞﾙｺｰﾝ貫入試験	単管式　ＧＬ-5m以内	〃	25.0
	二重管式　ＧＬ-5m以内	〃	15.0

工期算定等にあたっては，作業条件による補正は行わない。

備考

業　種	地質調査業務

改　正	現　行	備　考
２－４　現場内小運搬 ２－４－３　市場単価の設定 ４．間接調査費の算出 （人肩運搬，特装車運搬） 間接調査費＝設計単価×運搬総重量 設計単価＝標準の市場単価（換算距離別） （モノレール運搬，索道運搬） 間接調査費＝設計単価(運搬)×運搬総重量＋設計単価(架設・撤去) ＋設計単価(機械器具損料)×供用日数 設計単価＝標準の市場単価　ただし，機械器具損料は特別調査により別途計上する。 供用日数＝架設日数＋調査・試験等作業日数＋撤去日数 ※架設日数は，不稼働係数，年末年始，夏季休暇等の撤去不能期間を考慮する。	２－４　現場内小運搬 ２－４－３　市場単価の設定 ４．間接調査費の算出 （人肩運搬，特装車運搬） 間接調査費＝設計単価×運搬総重量 設計単価＝標準の市場単価（換算距離別） （モノレール運搬，索道運搬） 間接調査費＝設計単価(運搬)×運搬総重量＋設計単価(架設・撤去) ＋設計単価(機械器具損料)×供用日数 設計単価＝標準の市場単価　ただし，機械器具損料は特別調査により別途計上する。 供用日数＝架設日数＋調査・試験等作業日数＋撤去日数 （追加）	
２－６　その他間接調査費 ２－６－１　適用範囲 その他間接調査費は，市場単価方式による地質調査に適用する。 １．市場単価が適用できる範囲 その他間接調査費は，間接調査費のうち，準備及び跡片付け，搬入路伐採等，環境保全，調査孔閉塞，給水費（ﾎﾟﾝﾌﾟ運転）とする。現場条件等により，給水に係る運搬が必要な場合は別途計上する。また，試掘，舗装復旧，ボーリング泥水処理が必要な場合は別途計上する。	２－６　その他間接調査費 ２－６－１　適用範囲 その他間接調査費は，市場単価方式による地質調査に適用する。 １．市場単価が適用できる範囲 その他間接調査費は，間接調査費のうち，準備及び跡片付け，搬入路伐採等，環境保全，調査孔閉塞，給水費（ﾎﾟﾝﾌﾟ運転）とする。（追加）	
２－７　解析等調査業務 ２－７－２　単価の設定 １．単価の構成と範囲 １－４．総合解析とりまとめ (2)試験種目数別の補正 現地で行われる調査，室内試験等を含む調査の種目数は，０～３種を標準とし，これを超える場合には，補正する。 なお，試験種目は，サンプリング，標準貫入試験，動的円錐貫入試験，プレッシャーメータ試験（孔内水平載荷試験），現場透水試験，岩盤透水試験，間隙水圧試験，スウェーデン式サウンディング，機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験，ポータブルコーン貫入試験，三成分コーン試験，電気式静的コーン貫入試験，オートマチックラムサウンディング，物理的性質試験，化学的性質試験，力学的性質試験，現場単位体積重量試験，平板載荷試験，現場 CBR 試験等の区分とする。	２－７　解析等調査業務 ２－７－２　単価の設定 １．単価の構成と範囲 １－４．総合解析とりまとめ (2)試験種目数別の補正 現地で行われる調査，室内試験等を含む調査の種目数は，０～３種を標準とし，これを超える場合には，補正する。 なお，試験種目は，サンプリング，標準貫入試験，動的円錐貫入試験，孔内水平載荷試験，現場透水試験，岩盤透水試験，間隙水圧試験，スウェーデン式サウンディング，オランダ式二重管コーン貫入試験，ポータブルコーン貫入試験，三成分コーン試験，電気式静的コーン貫入試験，オートマチックラムサウンディング，物理的性質試験，化学的性質試験，力学的性質試験，現場単位体積重量試験，平板載荷試験，現場 CBR 試験等の区分とする。	
２－８　その他 ２－８－３　地盤情報データベースに登録するための検定費 地盤情報データベースに登録するための検定費 ＝　（ボーリング１本当たりの検定費用）×（ボーリング本数）	（新設）	

改正

第３節　弾性波探査業務

３－４　解析等調査業務費及び直接調査費

３－４－２　機械経費及び材料費

機械経費（損料）及び材料費は測線設定及び観測に要するもので，次表を標準とする。

発破法における観測の機械経費及び材料費　（１㎞当り）

	機械経費						材料費					
	名　称	規　格	単位	数量	摘　要		名　称	規　格	単位	数量	摘　要
構成	弾性波探査器	24成分	日	2.8		構成	ダイナマイト	（削除）	kg	15	
							発破母線損耗		m	132	
							電気雷管		本	126	
							絶縁テープ		巻	29	
経　費				13.6%		材料費					26.6%

（注）機械経費率及び材料費率は観測にかかる直接人件費に対する割合である。

現行

第３節　弾性波探査業務

３－４　解析等調査業務費及び直接調査費

３－４－２　機械経費及び材料費

機械経費（損料）及び材料費は測線設定及び観測に要するもので，次表を標準とする。

発破法における観測の機械経費及び材料費　（１㎞当り）

	機械経費						材料費					
	名　称	規　格	単位	数量	摘　要		名　称	規　格	単位	数量	摘　要
構成	弾性波探査器	24成分	日	2.8		構成	ダイナマイト	３号桐	kg	15	
							発破母線損耗		m	132	
							電気雷管		本	126	
							絶縁テープ		巻	29	
経　費				13.6%		材料費					26.6%

（注）機械経費率及び材料費率は観測にかかる直接人件費に対する割合である。

備　考

改正

第２章　土木設計業務等標準歩掛

第２節　道路設計標準歩掛

２－２　道路予備設計

２－２－４　道路予備修正設計（Ｂ）

（１）標準歩掛

道路予備修正設計（Ｂ）は，道路予備設計（Ｂ）の成果に基づき道路予備設計（Ｂ）と同一水準の業務内容を行う業務とする。

（1㎞当り）

区分＼職種	直接人件費						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
設計計画				0.6	0.6	1.2	
現地踏査				0.5	0.6	0.9	
横断設計				0.7	0.5	0.8	0.8
道路付帯構造物及び小構造物設計				0.1	0.3	0.6	0.6
用排水設計				0.3	0.2	0.6	0.9
設計図作成					0.8	1.3	1.8
関係機関との協議資料作成					0.7	0.9	0.8
用地幅杭計画					0.4	0.7	0.5
概算工事費算出						1.5	1.1
照査及び報告書作成			1.2	1.0	1.4	0.6	
計			1.2	3.2	5.5	9.1	6.5

（注）１．上記歩掛は，縦断線形の修正を伴わない場合に適用する。
２．交差する道路が２車線（対面）未満の交差点設計は含まれる。
３．新設及び改良区間を対象とする。
４．設計延長には，本線設計区間内における延長 20m以上の構造物（橋梁，トンネル）は，その延長を控除する。
ただし，高架橋等において副道（４ｍ以上）が高架橋下にある場合は，その延長を控除せずに構造物予備設計及び道路予備設計（Ｂ）を副道車線分だけ計上するものとする。
５．座標計算及び暫定計画の設計は含まない。
６．電子計算機使用料は，直接経費として直接人件費の２％を計上する。

現行

第２章　土木設計業務等標準歩掛

第２節　道路設計標準歩掛

２－２　道路予備設計

２－２－４　道路予備修正設計（Ｂ）

（１）標準歩掛

道路予備修正設計（Ｂ）は，道路予備設計（Ｂ）の成果に基づき道路予備設計（Ｂ）と同一水準の業務内容を行う業務とする。

（1㎞当り）

区分＼職種	直接人件費						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
設計計画				0.5	0.5	1.0	
現地踏査					0.5	1.0	
横断・小構造物・用排水及び道路付帯構造物設計				1.0	0.5	1.0	1.5
設計図・用地幅杭計画及び関係機関との協議資料作成					1.0	1.0	1.0
概算工事費算出						0.5	1.5
照査及び報告書作成			1.0	0.5	1.0	0.5	
計			1.0	2.0	3.5	5.0	4.0

（注）１．上記歩掛は，縦断線形の修正を伴わない場合に適用する。
２．交差する道路が２車線（対面）未満の交差点設計は含まれる。
３．新設及び改良区間を対象とする。
４．設計延長には，本線設計区間内における延長 20m以上の構造物（橋梁，トンネル）は，その延長を控除する。
ただし，高架橋等において副道（４ｍ以上）が高架橋下にある場合は，その延長を控除せずに構造物予備設計及び道路予備設計（Ｂ）を副道車線分だけ計上するものとする。
５．座標計算及び暫定計画の設計は含まない。
６．電子計算機使用料は，直接経費として直接人件費の２％を計上する。

備考

業　種	土木設計業務

改正

２－３　道路詳細設計

２－３－１　道路詳細設計（Ａ）

（１）標準歩掛

道路詳細設計（Ａ）は，与えられた平面図（縮尺 1/1,000 線形入り），縦横断図ならびに予備設計成果にもとづいて，道路工事に必要な縦横断の設計及び小構造物（設計計算を必要としないもの）の設計を行い，各工種別数量計算を行う。

（予備設計あり）　（1km 当り）

区分＼職種	直接人件費						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
設計計画及び施工計画		0.5	0.5	1.0	2.5		
現地踏査				0.5	1.0	1.0	
平面縦断設計			0.5	1.0	2.0	2.0	2.0
横断設計				0.5	1.5	2.5	5.0
道路付帯構造物･小構造物設計				0.5	1.0	2.5	4.5
仮設構造物・用排水設計					1.0	2.0	
設計図						3.0	5.0
数量計算				0.5	1.5	3.5	5.0
照査			0.5	1.5	2.0	3.0	
報告書作成			0.5	1.5	2.0	1.0	
計		0.5	2.0	7.0	14.5	20.5	21.5

（注）１．交差する道路が２車線（対面）未満の交差点設計は含まれる。
２．新設及び改良区間を対象とする。
３．座標計算及び暫定計画の設計は含まない。
４．電子計算機使用料は，直接経費として直接人件費の２％を計上する。
５．予備設計とは，道路予備設計（Ｂ）及び道路予備修正設計（Ｂ）をいう。
６．照査には，赤黄チェックによる照査も含む。
７．単独区間あたりの設計延長が１㎞未満の場合においては，次式によるものとする。
設計歩掛＝標準歩掛×（０．５×設計延長（㎞）＋０．５）
※単独区間毎に算定し，計上する。
８．仮設構造物・用排水設計に指定仮設を検討する場合は，本歩掛を適用せず別途計上する。
※赤黄チェック：成果物をとりまとめるにあたって，設計図，設計計算書，数量計算書等について，それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間，設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で，確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し，間違いの修正を行うための照査手法。

現行

２－３　道路詳細設計

２－３－１　道路詳細設計（Ａ）

（１）標準歩掛

道路詳細設計（Ａ）は，与えられた平面図（縮尺 1/1,000 線形入り），縦横断図ならびに予備設計成果にもとづいて，道路工事に必要な縦横断の設計及び小構造物（設計計算を必要としないもの）の設計を行い，各工種別数量計算を行う。

（予備設計あり）　（1km 当り）

区分＼職種	直接人件費						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
設計計画及び施工計画		0.5	0.5	1.0	2.5		
現地踏査				0.5	1.0	1.0	
平面縦断設計			0.5	1.0	2.0	2.0	2.0
横断設計				0.5	1.5	2.5	5.0
道路付帯構造物･小構造物設計				0.5	1.0	2.5	4.5
仮設構造物・用排水設計					1.0	2.0	
設計図						3.0	5.0
数量計算				0.5	1.5	3.5	5.0
照査			0.5	1.5	2.0	3.0	
報告書作成			0.5	1.5	2.0	1.0	
計		0.5	2.0	7.0	14.5	20.5	21.5

（注）１．交差する道路が２車線（対面）未満の交差点設計は含まれる。
２．新設及び改良区間を対象とする。
３．座標計算及び暫定計画の設計は含まない。
４．電子計算機使用料は，直接経費として直接人件費の２％を計上する。
５．予備設計とは，道路予備設計（Ｂ）及び道路予備修正設計（Ｂ）をいう。
６．照査には，赤黄チェックによる照査も含む。
７．単独区間あたりの設計延長が１㎞未満の場合においては，次式によるものとする。
設計歩掛＝標準歩掛×（０．５×設計延長（㎞）＋０．５）
※単独区間毎に算定し，計上する。
８．仮設構造物・用排水設計に指定仮設を検討する場合は，本歩掛を適用せず別途計上する。
※赤黄チェック：成果物をとりまとめるにあたって，設計図，設計計算書，数量計算書等について，それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間，設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で，確認マークをするなどしてわかりすく確認結果を示し，間違いの修正を行うための照査手法。

備考

改正

第７節　一般構造物設計

７－２　擁壁・補強土

７－２－２　逆Ｔ式擁壁，重力式擁壁詳細設計

（２）増減率

条　件	内　容	増減率		備　考
		逆Ｔ型	重力式	
(1) 予備設計を行っている場合	予備設計を行った上で詳細設計を行う場合	－10%		・概略設計計算を行っていない場合は除く
(2) 標準設計を使用する場合	本体の形状寸法に標準設計を採用する場合	－20%		・設計計算を行わずに設計する場合を含む ・(1)及び(3)との増減率の組合せは行わない
(3) 同一断面で施工場所が異なる場合（類似構造物）	設計計算及びスベリ安定計算の解析の両方を行わずに設計を行う場合	－20%		・(1)及び(2)との増減率の組合せは行わない

７－２－４　補強土詳細設計［テールアルメ，多数アンカー式擁壁等］

（２）増減率

条　件	内　容	増減率	備　考
(1) 予備設計を行っている場合	予備設計を行った上で詳細設計を行う場合	－10%	・概略設計計算を行っていない場合は除く
(2) 同一断面で施工場所が異なる場合（類似構造物）	設計計算及びスベリ安定計算の解析の両方を行わずに設計を行う場合	－20%	・(1)との増減率の組合せは行わない

現行

第７節　一般構造物設計

７－２　擁壁・補強土

７－２－２　逆Ｔ式擁壁，重力式擁壁詳細設計

（２）増減率

条　件	内　容	増減率		備　考
		逆Ｔ型	重力式	
(1) 予備設計を行っている場合	予備設計を行った上で詳細設計を行う場合	－10%		・概略設計計算を行っていない場合は除く
(2) 標準設計を使用する場合	本体の形状寸法に標準設計を採用する場合	－20%		・設計計算を行わずに設計する場合を含む ・(1)及び(3)との増減率の組合せは行わない
(3) 同一断面で施工場所が異なる場合（類似構造物）	設計計算及びスベリ安定解析の両方を行わずに設計を行う場合	－20%		・(1)及び(2)との増減率の組合せは行わない

７－２－４　補強土詳細設計［テールアルメ，多数アンカー式擁壁等］

（２）増減率

条　件	内　容	増減率	備　考
(1) 予備設計を行っている場合	予備設計を行った上で詳細設計を行う場合	－10%	・概略設計計算を行っていない場合は除く
(2) 同一断面で施工場所が異なる場合（類似構造物）	設計計算及びスベリ安定解析を行わずに設計を行う場合	－20%	・(1)との増減率の組合せは行わない

備考

業　種	土木設計業務

改　正

第８節　橋梁設計

８－２　橋梁詳細設計

（２）作業区分

橋梁詳細設計における作業区分は以下のとおりとする。

◎下記の項目は橋梁詳細設計（上部工，下部工，基礎工，架設工）１橋当りに適用するものとする。

（１）座標計算

（１橋当り）

職種／区分	直接人件費						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
座標計算				0.7	1.9	2.1	

（３）動的照査

動的照査を必要とする橋梁の場合は下記歩掛を追加するものとする。

（１橋当り）

職種／区分	直接人件費						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
動的照査			3.5	6.8	9.3	9.3	

（注）本歩掛は２次元モデルを対象としている。

◎下記の項目は橋梁詳細設計（１業務当り）に適用するものとする。

（１）関係機関との協議資料作成

関係機関との協議資料を作成する場合は下記歩掛を追加するものとする。

（１業務当り）

職種／区分	直接人件費						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
関係機関との協議資料作成				1.2	3.3	3.1	3.3

（２）現地踏査

（１業務当り）

職種／区分	直接人件費						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
現地踏査			1.4	1.9	1.9		

（注）１業務当たり最大２橋とし，それを超える場合は別途計上する。

現　行

第８節　橋梁設計

８－２　橋梁詳細設計

（２）作業区分

橋梁詳細設計における作業区分は以下のとおりとする。

◎下記の項目は橋梁詳細設計（上部工，下部工，基礎工，架設工）１橋当りに適用するものとする。

（１）座標計算

（１橋当り）

職種／区分	直接人件費						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
座標計算				0.5	1.5	1.5	

（３）動的照査

動的照査を必要とする橋梁の場合は下記歩掛を追加するものとする。

（１橋当り）

職種／区分	直接人件費						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
動的照査			3.5	7.0	8.5	8.5	

（追加）

◎下記の項目は橋梁詳細設計（１業務当り）に適用するものとする。

（１）関係機関との協議資料作成

関係機関との協議資料を作成する場合は下記歩掛を追加するものとする。

（１業務当り）

職種／区分	直接人件費						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
関係機関との協議資料作成					2.5	2.0	2.5

（２）現地踏査

（１業務当り）

職種／区分	直接人件費						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
現地踏査			1.0	1.5	1.0		

（注）１業務当たり最大２橋とし，それを超える場合は別途計上する。

備　考

業　種	土木設計業務

改正

第１４節　河川構造物設計

１４－１　樋門設計

１４－１－２　樋門予備設計

（２）標準歩掛

（１箇所当り）

区分＼職種	直接人件費					
	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
設計計画	1.0	1.0	1.5			
現地踏査		1.5	1.0	2.5		
基本事項の検討		3.0	10.0	17.5	10.0	
景観検討			1.5	3.0	3.0	
設計図				3.5	6.5	5.0
施工計画検討		1.5	3.5	5.5		
概算工事費算出			1.5	2.0	4.0	
パース作成			1.0	4.0		
照査	1.5	1.5	2.0			
報告書作成		2.0	2.5	5.0		
合計	2.5	10.5	24.5	43.0	23.5	5.0

（注）１．電子計算機使用料は，直接人件費の２％を直接経費として計上する。
２．パース作成は必要に応じて計上する。

現行

第１４節　河川構造物設計

１４－１　樋門設計

１４－１－２　樋門予備設計

（２）標準歩掛

（１箇所当り）

区分＼職種	直接人件費					
	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
設計計画	1.0	1.0	1.5			
現地踏査		1.5	1.0	2.5		
基本事項の検討		3.0	10.0	17.5	10.0	
景観検討			1.5	3.0	3.0	
設計図				3.5	6.5	5.0
施工計画検討		1.5	3.5	5.5		
概算工事費算出			1.5	2.0	4.0	
パース作成			1.0	4.0		
照査	1.5	1.5	2.0			
報告書作成		2.0	2.5	5.0		
合計	2.5	10.5	24.5	43.0	23.5	5.0

（注）電子計算機使用料は，直接人件費の２％を直接経費として計上する。
（新設）

備考

改正

１４－１－３　樋門詳細設計

（２）標準歩掛

１）柔構造型式

標準　ＲＣ構造：一連当り断面積２㎡以上７㎡以下×１連×40m

（１箇所当り）

区分＼職種		直接人件費					
		技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
設計計画			0.5	2.0	1.0		
現地踏査			0.5	1.0	1.5		
基本事項の決定		1.0	2.5	4.5	7.5		
景観設計			1.0	1.5	2.0		
構造設計	設計条件の確認		1.0	2.0	3.5		
	基礎工		2.0	4.0	8.5	3.0	
	本体工				12.0	19.5	26.5
	ゲート工及び操作室				3.5	5.5	6.5
	高水護岸･低水護岸及び土工等				2.0	3.5	5.0
施工計画			1.0	1.5	5.0		
仮設構造物設計			1.0	2.5	5.0		
数量計算					3.0	5.5	8.5
パース作成				1.0	3.5		
照査		1.0	1.0	2.0	3.3	2.3	
報告書作成			1.5	3.0	3.5		
合計		2.0	12.0	25.0	64.8	39.3	46.5

（注）６．施工計画で地盤処理工（置換基礎）を含む場合は，下記の歩掛を加算する。

区分＼職種	直接人件費					
	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
施工計画 地盤処理工（置換基礎）		0.5	1.5	2.0		

７．パース作成は必要に応じて計上する。

８．照査には，赤黄チェックによる照査も含む。

現行

１４－１－３　樋門詳細設計

（２）標準歩掛

１）柔構造型式

標準　ＲＣ構造：一連当り断面積２㎡以上７㎡以下×１連×40m

（１箇所当り）

区分＼職種		直接人件費					
		技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
設計計画			0.5	2.0	1.0		
現地踏査			0.5	1.0	1.5		
基本事項の決定		1.0	2.5	4.5	7.5		
景観設計			1.0	1.5	2.0		
構造設計	設計条件の確認		1.0	2.0	3.5		
	基礎工		2.0	4.0	8.5	3.0	
	本体工				12.0	19.5	26.5
	ゲート工及び操作室				3.5	5.5	6.5
	高水護岸･低水護岸及び土工等				2.0	3.5	5.0
施工計画			1.0	1.5	5.0		
仮設構造物設計			1.0	2.5	5.0		
数量計算					3.0	5.5	8.5
パース作成				1.0	3.5		
照査		1.0	1.0	2.0	3.3	2.3	
報告書作成			1.5	3.0	3.5		
合計		2.0	12.0	25.0	64.8	39.3	46.5

（注）６．施工計画で地盤処理工（置換基礎）を含む場合は，下記の歩掛を加算する。

区分＼職種	直接人件費					
	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
施工計画 地盤処理工（置換基礎）		0.5	1.5	2.0		

（新設）

７．照査には，赤黄チェックによる照査も含む。

備考

改正

2）剛支持直接基礎
標準　ＲＣ構造：一連当り断面積５㎡以下×１連×２スパン

（１箇所当り）

区分＼職種		直接人件費					
		技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
設計計画			0.5	2.0	1.0		
現地踏査			1.0	1.0	1.5		
基本事項の決定		1.0	2.0	2.0	3.5		
景観設計			1.0	1.5	2.0		
構造設計	設計条件の確認		1.0	2.0	2.0		
	基礎工			2.0	2.0	3.0	
	本体工			3.5	8.0	15.0	17.5
	ゲート工及び操作室				3.5	5.5	6.5
	高水護岸･低水護岸及び土工等				2.0	3.5	5.0
施工計画			1.0	1.5	2.5	2.5	
仮設構造物設計			1.0	2.5	4.5		
数量計算					2.0	4.5	7.5
パース作成				1.0	3.5		
照査		1.5	1.0	2.0	3.6	2.6	
報告書作成			1.5	3.0	3.5		
合計		2.5	10.0	24.0	45.1	36.6	36.5

（注）６．施工計画で地盤処理工（置換基礎）を含む場合は，下記の歩掛を加算する。

区分＼職種	直接人件費					
	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
施工計画 地盤処理工（置換基礎）			1.0	1.0	1.0	

７．パース作成は必要に応じて計上する。
８．照査には，赤黄チェックによる照査も含む。

１４－３　護岸設計
１４－３－２　護岸詳細設計
（４）基礎工法の検討における「軟弱地盤」とは，護岸の基礎工が計画される位置に下記条件の地層が３ｍ以上あるケースとする。
1)粘土地盤の場合
① 標準貫入試験によるＮ値が３以下の地盤
② 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入値が 0.3Ｎ／㎜２以下の地盤
③ スウェーデン式サウンディング試験において 980Ｎ以下の荷重で沈下する地盤
④ 一軸圧縮強さ qu が 0.06Ｎ／㎜２以下の地盤
⑤ 自然含水比が 40%以上の沖積粘土の地盤

現行

2）剛支持直接基礎
標準　ＲＣ構造：一連当り断面積５㎡以下×１連×２スパン

（１箇所当り）

区分＼職種		直接人件費					
		技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
設計計画			0.5	2.0	1.0		
現地踏査			1.0	1.0	1.5		
基本事項の決定		1.0	2.0	2.0	3.5		
景観設計			1.0	1.5	2.0		
構造設計	設計条件の確認		1.0	2.0	2.0		
	基礎工			2.0	2.0	3.0	
	本体工			3.5	8.0	15.0	17.5
	ゲート工及び操作室				3.5	5.5	6.5
	高水護岸･低水護岸及び土工等				2.0	3.5	5.0
施工計画			1.0	1.5	2.5	2.5	
仮設構造物設計			1.0	2.5	4.5		
数量計算					2.0	4.5	7.5
パース作成				1.0	3.5		
照査		1.5	1.0	2.0	3.6	2.6	
報告書作成			1.5	3.0	3.5		
合計		2.5	10.0	24.0	45.1	36.6	36.5

（注）６．施工計画で地盤処理工（置換基礎）を含む場合は，下記の歩掛を加算する。

区分＼職種	直接人件費					
	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
施工計画 地盤処理工（置換基礎）			1.0	1.0	1.0	

（新設）
７．照査には，赤黄チェックによる照査も含む。

１４－３　護岸設計
１４－３－２　護岸詳細設計
（４）基礎工法の検討における「軟弱地盤」とは，護岸の基礎工が計画される位置に下記条件の地層が３ｍ以上あるケースとする。
1)粘土地盤の場合
① 標準貫入試験によるＮ値が３以下の地盤
② オランダ式二重管コーン貫入値が 0.3Ｎ／㎜２以下の地盤
③ スウェーデン式サウンディング試験において 980Ｎ以下の荷重で沈下する地盤
④ 一軸圧縮強さ qu が 0.06Ｎ／㎜２以下の地盤
⑤ 自然含水比が 40%以上の沖積粘土の地盤

備考

業　種	土木設計業務

改　正

１４－３－３　護岸詳細設計歩掛

（１）標準歩掛

（単位：200m当

工　種	種　別	標準歩掛 片岸 技師長	片岸 主任技師	片岸 技師（A）	片岸 技師（B）	片岸 技師（C）	片岸 技術員	両岸 技師長	両岸 主任技師	両岸 技師（A）	両岸 技師（B）	両岸 技師（C）	両岸 技術員
設計計画			0.5	0.5	1.0				0.5	0.5	1.0		
現地踏査			0.5	1.0	1.0				1.0	1.0	1.0		
基本事項の決定	法線等の見直し検討			1.0	1.0					1.0	2.0		
	護岸の配置計画			0.5	1.0	1.0				0.5	1.0	1.5	
	構造物との取付検討			0.5	0.5	0.5				0.5	1.0	1.0	
	小　計			2.0	2.5	1.5				2.0	4.0	2.5	
景観検討			0.5	0.5	0.5				0.5	0.5	0.5		
本体設計	基礎工検討諸元設定			0.5	0.5	1.5				0.5	0.5	1.5	
	安定計算			0.5	1.0	1.0				0.5	1.0	1.5	
	小　計			1.0	1.5	2.5				1.0	1.5	3.0	
付帯施設設計	階段工等				0.5	0.5					0.5	0.5	
	排水管渠				0.5	0.5					0.5	0.5	
	その他施設			0.5	0.5	0.5				0.5	0.5	1.0	
	小　計			0.5	1.5	1.5				0.5	1.5	2.0	
施工計画	施工計画			1.5	2.0	0.5				1.5	2.5	0.5	
	仮設計画			0.5	1.0	1.0				0.5	1.5	1.0	
図面作成	図面作成				1.5	2.5	6.5				2.0	3.5	8.5
	パース作成			0.5	1.0	1.0				0.5	1.5	1.0	
数量計算					0.5	1.5	2.5				1.0	2.0	4.0
照査			0.5	0.5	1.8	0.8			0.5	1.0	2.7	1.2	
報告書作成			0.5	1.0	1.0				0.5	1.5	1.0		
合　計			2.5	9.5	16.8	12.8	9.0		3.0	10.5	21.7	16.7	12.5

（注）１．照査には，赤黄チェックによる照査も含む。
２．パース作成は必要に応じて計上する。

現　行

１４－３－３　護岸詳細設計歩掛

（１）標準歩掛

（単位：200m当

工　種	種　別	標準歩掛 片岸 技師長	片岸 主任技師	片岸 技師（A）	片岸 技師（B）	片岸 技師（C）	片岸 技術員	両岸 技師長	両岸 主任技師	両岸 技師（A）	両岸 技師（B）	両岸 技師（C）	両岸 技術員
設計計画			0.5	0.5	1.0				0.5	0.5	1.0		
現地踏査			0.5	1.0	1.0				1.0	1.0	1.0		
基本事項の決定	法線等の見直し検討			1.0	1.0					1.0	2.0		
	護岸の配置計画			0.5	1.0	1.0				0.5	1.0	1.5	
	構造物との取付検討			0.5	0.5	0.5				0.5	1.0	1.0	
	小　計			2.0	2.5	1.5				2.0	4.0	2.5	
景観検討			0.5	0.5	0.5				0.5	0.5	0.5		
本体設計	基礎工検討諸元設定			0.5	0.5	1.5				0.5	0.5	1.5	
	安定計算			0.5	1.0	1.0				0.5	1.0	1.5	
	小　計			1.0	1.5	2.5				1.0	1.5	3.0	
付帯施設設計	階段工等				0.5	0.5					0.5	0.5	
	排水管渠				0.5	0.5					0.5	0.5	
	その他施設			0.5	0.5	0.5				0.5	0.5	1.0	
	小　計			0.5	1.5	1.5				0.5	1.5	2.0	
施工計画	施工計画			1.5	2.0	0.5				1.5	2.5	0.5	
	仮設計画			0.5	1.0	1.0				0.5	1.5	1.0	
図面作成	図面作成				1.5	2.5	6.5				2.0	3.5	8.5
	パース作成			0.5	1.0	1.0				0.5	1.5	1.0	
数量計算					0.5	1.5	2.5				1.0	2.0	4.0
照査			0.5	0.5	1.8	0.8			0.5	1.0	2.7	1.2	
報告書作成			0.5	1.0	1.0				0.5	1.5	1.0		
合　計			2.5	9.5	16.8	12.8	9.0		3.0	10.5	21.7	16.7	12.5

（注）照査には，赤黄チェックによる照査も含む。
（新設）

備　考

業　種	調査、計画業務

改　正	現　行	備　考
# 第１章　調査、計画標準歩掛 ## 第４節　道路施設点検業務 **４－２　橋梁定期点検業務等積算基準** **４－２－３　業務委託料の積算** 「土木設計業務等積算基準」に準ずる。 なお，機械経費については４－２－7により計上すること。 **４－２－６　電子成果品作成費** 電子成果品作成費は「土木設計業務等積算基準」による。 **４－２－7　機械経費** 橋梁定期点検において，リフト車・橋梁点検車等を要する場合は，機械運転経費を計上する。	# 第１章　調査、計画標準歩掛 ## 第４節　道路施設点検業務 **４－２　橋梁定期点検業務等積算基準** **４－２－３　業務委託料の積算** 「土木設計業務等積算基準」に準ずる。 なお，機械経費については４－２－6により計上すること。 （新設） **４－２－6　機械経費** 橋梁定期点検において，リフト車・橋梁点検車等を要する場合は，機械運転経費を計上する。	

２．設計業務等標準積算基準書（参考資料）の改定

業　種	積算基準（参考資料）

改正

第１編　総則

第１章　総則（参考資料）

第２節　設計等における数値の扱い

２－３　設計表示単位

（2）設計表示単位一覧

項目	工種	種別	細別	積算表示 単位	積算表示 数位	契約表示 単位	契約表示 数位	備考
測量業務	基準点測量	１～４級基準点測量	１～４級基準点測量	点	1	点	1	
			基準点設置	点	1	点	1	
	水準測量	１～４級水準測量（レベル等による）	１～４級水準測量観測（レベル等による）	ｋｍ	1	ｋｍ	1	100ｋｍ未満は0.1ｋｍ
			水準点設置	点	1	点	1	
	現地測量	現地測量		ｋ㎡	0.001	ｋ㎡	0.001	
	空中写真測量			ｋ㎡	1	ｋ㎡	1	
		撮影	撮影計画	ｋ㎡	1			
			総運航	時間	0.01			
			撮影	時間	0.01			
			滞留	日	1			
			GNSS/IMU 計算	枚	1			
			数値写真作成	枚	1			
		標定点	対空標識の設置	点	1	点	1	
			標定点測量	点	1	点	1	
			簡易水準測量	ｋｍ	1	ｋｍ	1	100ｋｍ未満は0.1ｋｍ
		同時調整	同時調整	ｋ㎡	1	ｋ㎡	1	
	図化			ｋ㎡	0.01	ｋ㎡	0.01	地図情報レベル2500は0.1ｋ㎡
		数値図化（地図情報レベル1000）	作業計画	ｋ㎡	0.01			
			現地調査	ｋ㎡	0.01			
			数値図化	ｋ㎡	0.01			
			数値編集	ｋ㎡	0.01			
			補測編集	ｋ㎡	0.01			
			数値地形図ﾃﾞｰﾀﾌｧｲﾙの作成	ｋ㎡	0.01			
	航空レーザ測量			ｋ㎡	0.01	ｋ㎡	0.01	
		航空レーザ測量（地図情報レベル1000）	全体計画	ｋ㎡	0.01			
			計測計画	ｋ㎡	0.01			
			総運航	時間	0.01			
			計測	時間	0.01			
			滞留	日	1			
			調整用基準点の設置	箇所	1			
			三次元計測データ及びオリジナルデータ作成	ｋ㎡	0.01			
			グラウンドデータ作成	ｋ㎡	0.01			
			グリッド（標高）データ作成	ｋ㎡	0.01			
			等高線データ作成	ｋ㎡	0.01			
			数値地形図ﾃﾞｰﾀﾌｧｲﾙ作成	ｋ㎡	0.01			

現行

第１編　総則

第１章　総則（参考資料）

第２節　設計等における数値の扱い

２－３　設計表示単位

（2）設計表示単位一覧

項目	工種	種別	細別	積算表示 単位	積算表示 数位	契約表示 単位	契約表示 数位	備考
測量業務	基準点測量	１～４級基準点測量	１～４級基準点測量	点	1	点	1	
			基準点設置	点	1	点	1	
	水準測量	１～４級水準測量	１～４級水準測量観測	ｋｍ	1	ｋｍ	1	100ｋｍ未満は0.1ｋｍ
			水準点設置	点	1	点	1	
	現地測量	現地測量		ｋ㎡	0.001	ｋ㎡	0.001	
	空中写真測量			ｋ㎡	1	ｋ㎡	1	
		撮影	撮影計画	ｋ㎡	1			
			総運航	時間	0.01			
			撮影	時間	0.01			
			滞留	日	1			
			GNSS/IMU 計算	枚	1			
			数値写真作成	枚	1			
		標定点	対空標識の設置	点	1	点	1	
			標定点測量	点	1	点	1	
			簡易水準測量	ｋｍ	1	ｋｍ	1	100ｋｍ未満は0.1ｋｍ
		同時調整	同時調整	ｋ㎡	1	ｋ㎡	1	
	図化			ｋ㎡	0.01	ｋ㎡	0.01	地図情報レベル2500は0.1ｋ㎡
		数値図化（地図情報レベル1000）	作業計画	ｋ㎡	0.01			
			現地調査	ｋ㎡	0.01			
			数値図化	ｋ㎡	0.01			
			数値編集	ｋ㎡	0.01			
			補測編集	ｋ㎡	0.01			
			数値地形図ﾃﾞｰﾀﾌｧｲﾙの作成	ｋ㎡	0.01			
	航空レーザ測量			ｋ㎡	0.01	ｋ㎡	0.01	
		航空レーザ測量（地図情報レベル1000）	全体計画	ｋ㎡	0.01			
			計測計画	ｋ㎡	0.01			
			総運航	時間	0.01			
			計測	時間	0.01			
			滞留	日	1			
			調整用基準点の設置	箇所	1			
			三次元計測データ及びオリジナルデータ作成	ｋ㎡	0.01			
			グラウンドデータ作成	ｋ㎡	0.01			
			グリッド（標高）データ作成	ｋ㎡	0.01			
			等高線データ作成	ｋ㎡	0.01			
			数値地形図ﾃﾞｰﾀﾌｧｲﾙ作成	ｋ㎡	0.01			

備考

改　正	現　行	備　考

第２編　測量業務

第１章　測量業務積算基準（参考資料）

第１節　測量業務積算基準

１－１　成果検定

１－１－１　成果検定の対象

（２）　公共測量（地方整備局等が行う測量）

公共測量作業規程で，精度を要すると規定されている測量，後続の測量の基準となる測量（基盤地図情報に該当する測量成果等）及び成果の重要性を勘案して地図作成（修正・写真地図を含む。），空中写真測量，航空レーザ測量，三次元点群測量，一定距離以上の縦断測量を成果検定対象の標準とする。

２）　水準測量関係

①　１級水準測量（レベル等による）

全てを検定の対象とする。

②　２級水準測量（レベル等による）

全てを検定の対象とする。

③　３級及び４級水準測量（レベル等による）

下記２項目のうちのいずれかに該当する場合を検定の対象とする。

・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合

・図化のための簡易水準測量の基準を与える幹線測量となる場合

１－３　作業計画及び現地踏査

路線測量及び河川測量の作業計画及び現地踏査は，単独の測量作業発注（たとえば中心線測量のみ）の場合でも計上する。ただし，河川測量の現地踏査については，「複写」のみの場合は除く。

第２編　測量業務

第１章　測量業務積算基準（参考資料）

第１節　測量業務積算基準

１－１　成果検定

１－１－１　成果検定の対象

（２）　公共測量（地方整備局等が行う測量）

公共測量作業規程で，精度を要すると規定されている測量，後続の測量の基準となる測量（基盤地図情報に該当する測量成果等）及び成果の重要性を勘案して地図作成（修正・写真地図を含む。），空中写真測量，航空レーザ測量，三次元点群測量，一定距離以上の縦断測量を成果検定対象の標準とする。

２）　水準測量関係

①　１級水準測量

全てを検定の対象とする。

②　２級水準測量

全てを検定の対象とする。

③　３級及び４級水準測量

下記２項目のうちのいずれかに該当する場合を検定の対象とする。

・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合

・図化のための簡易水準測量の基準を与える幹線測量となる場合

１－３　全体計画及び現地踏査

路線測量及び河川測量の全体計画及び現地踏査は，単独の測量作業発注（たとえば中心線測量のみ）の場合でも計上する。ただし，河川測量の現地踏査については，「複写」のみの場合は除く。

改　正	現　行	備　考

第２章　測量業務標準歩掛（参考資料）

第７節　測量業務標準歩掛における機械経費等の構成

７－１　機械経費等の構成

測量業務標準歩掛における，各作業の直接人件費に対する機械経費，通信運搬費等，材料費の割合の構成を下表に示す。なお，下表に示す各資機材等の種類，数量は標準歩掛設定に用いた標準的なものであり，契約数量ではない。

３－１－１　１級水準測量観測（レベル等による）

機械経費の構成					通信運搬費等の構成		材料費の構成				
名称	規格	単位	数量	摘要	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要
レベル	１級	台日	36		通信運搬費		鋲	7 ㎜×15 ㎜×80 ㎜	本	156	
水準用電卓		〃	36				ガソリン		ﾘｯﾄﾙ	208.0	2.6 ﾘｯﾄﾙ×80h
ライトバン	1.5Ｌ	〃	40	供用日損料			雑品		式	1	
〃	〃	台時	80	運行時間損料							
雑器材		式	1								

３－１－２　２級水準測量観測（レベル等による）

機械経費の構成					通信運搬費等の構成		材料費の構成				
名称	規格	単位	数量	摘要	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要
レベル	２級	台日	9		通信運搬費		鋲	7 ㎜×15 ㎜×80 ㎜	本	51	
水準用電卓		〃	9				ガソリン		ﾘｯﾄﾙ	52.0	2.6 ﾘｯﾄﾙ×20h
ライトバン	1.5Ｌ	〃	10	供用日損料			雑品		式	1	
〃	〃	台時	20	運行時間損料							
雑器材		式	1								

３－１－３　３級水準測量観測（レベル等による）

機械経費の構成					通信運搬費等の構成		材料費の構成				
名称	規格	単位	数量	摘要	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要
レベル	３級	台日	1		通信運搬費		鋲	7 ㎜×15 ㎜×80 ㎜	本	5	
水準用電卓		〃	1				ガソリン		ﾘｯﾄﾙ	7.2	2.6 ﾘｯﾄﾙ×2.8h
ライトバン	1.5Ｌ	〃	1.4	供用日損料			雑品		式	1	
〃	〃	台時	2.8	運行時間損料							
雑器材		式	1								

第２章　測量業務標準歩掛（参考資料）

第７節　測量業務標準歩掛における機械経費等の構成

７－１　機械経費等の構成

測量業務標準歩掛における，各作業の直接人件費に対する機械経費，通信運搬費等，材料費の割合の構成を下表に示す。なお，下表に示す各資機材等の種類，数量は標準歩掛設定に用いた標準的なものであり，契約数量ではない。

３－１－１　１級水準測量観測

機械経費の構成					通信運搬費等の構成		材料費の構成				
名称	規格	単位	数量	摘要	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要
レベル	１級	台日	36		通信運搬費		鋲	7 ㎜×15 ㎜×80 ㎜	本	156	
水準用電卓		〃	36				ガソリン		ﾘｯﾄﾙ	208.0	2.6 ﾘｯﾄﾙ×80h
ライトバン	1.5Ｌ	〃	40	供用日損料			雑品		式	1	
〃	〃	台時	80	運行時間損料							
雑器材		式	1								

３－１－２　２級水準測量観測

機械経費の構成					通信運搬費等の構成		材料費の構成				
名称	規格	単位	数量	摘要	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要
レベル	２級	台日	9		通信運搬費		鋲	7 ㎜×15 ㎜×80 ㎜	本	51	
水準用電卓		〃	9				ガソリン		ﾘｯﾄﾙ	52.0	2.6 ﾘｯﾄﾙ×20h
ライトバン	1.5Ｌ	〃	10	供用日損料			雑品		式	1	
〃	〃	台時	20	運行時間損料							
雑器材		式	1								

３－１－３　３級水準測量観測

機械経費の構成					通信運搬費等の構成		材料費の構成				
名称	規格	単位	数量	摘要	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要
レベル	３級	台日	1		通信運搬費		鋲	7 ㎜×15 ㎜×80 ㎜	本	5	
水準用電卓		〃	1				ガソリン		ﾘｯﾄﾙ	7.2	2.6 ﾘｯﾄﾙ×2.8h
ライトバン	1.5Ｌ	〃	1.4	供用日損料			雑品		式	1	
〃	〃	台時	2.8	運行時間損料							
雑器材		式	1								

業　種	積算基準（参考資料）

改　正

３－１－４　４級水準測量観測（レベル等による）

機械経費の構成					通信運搬費等の構成		材料費の構成				
名称	規格	単位	数量	摘要	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要
レベル	３級	台日	0.3		通信運搬費		鋲	7㎜×15㎜×80㎜	本	2	
水準用電卓		〃	0.3				ガソリン		ﾘｯﾄﾙ	2.0	2.6ﾘｯﾄﾙ×0.8h
ライトバン	1.5Ｌ	〃	0.4	供用日損料			雑品		式	1	
〃	〃	台時	0.8	運行時間損料							
雑器材		式	1								

現　行

３－１－４　４級水準測量観測

機械経費の構成					通信運搬費等の構成		材料費の構成				
名称	規格	単位	数量	摘要	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要
レベル	３級	台日	0.3		通信運搬費		鋲	7㎜×15㎜×80㎜	本	2	
水準用電卓		〃	0.3				ガソリン		ﾘｯﾄﾙ	2.0	2.6ﾘｯﾄﾙ×0.8h
ライトバン	1.5Ｌ	〃	0.4	供用日損料			雑品		式	1	
〃	〃	台時	0.8	運行時間損料							
雑器材		式	1								

備　考

改正

第３編　地質調査業務

第１章　地質調査積算基準（参考資料）

第１節　地質調査積算基準

１－４　地質調査相互関連図

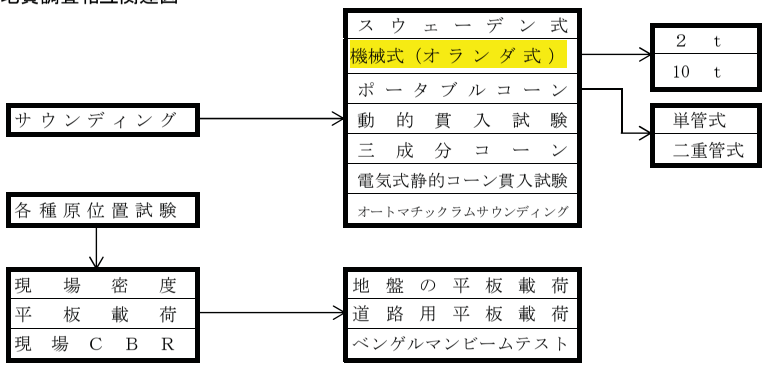

現行

第３編　地質調査業務

第１章　地質調査積算基準（参考資料）

第１節　地質調査積算基準

１－４　地質調査相互関連図

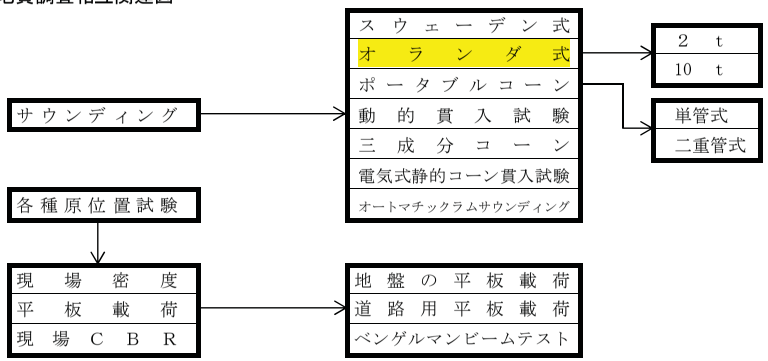

備考

改正

第２章　地質調査運用（参考資料）

第１節　機械ボーリング

１－１　ボーリング

１－１－３　ボーリング孔径の適用

（１）　各種試験及び計測に必要なボーリング孔径は下記を標準とする。

区分	試　験　・　計　測　名	必要孔径(mm)
土質試験	固定ピストン式 シンウォールサンプリング	86～
	ロータリー式 二重管サンプリング （デニソンサンプリング）	116～
	ロータリー式 三重管サンプリング	116～
	標準貫入試験	66～
	プレッシャーメータ試験 （孔内水平載荷試験） （プレシオメーター）	66～
	〃　（Ｌ．Ｌ．Ｔ）	86
	〃　（Ｋ．Ｋ．Ｔ）	66
	揚　水　試　験	250～
	現場透水試験	86～
	間隙水圧測定	86～
	地下水孔内流向・流速測定 （ＬＤ型）	116～
	〃　（ＳＷＭ－ＫＺ型）	150～
	地中ガス調査	86～

区分	試　験　・　計　測　名	必要孔径(mm)
岩盤調査	岩盤透水試験	66～
	孔内微流速測定	66～
	湧　水　圧　測　定	66～
	グラウト試験	66～
	ボアホールスキャナー	66～
地すべり調査	パイプ式歪計	66～
	孔　内　傾　斜　計	86～
	多層移動量計	66～
	水　　位　　計	66～
	地　下　水　検　層	66～
	簡易揚水試験	66～
探査・検層	速　度　検　層	66～
	Ｐ　Ｓ　検　層	66～
	反　射　検　層	66～
	密　度　検　層	66～
	電　気　検　層	66～
	温　度　検　層	66～
	キャリパー検層	66～
	常時微動測定	101～

１－２　運搬費の積算

（１式当り）

項　目	名　称	規　格	単位	備　考
資機材運搬	トラック運転経費	○h/日，2～4t（クレーン付）	日	下記参照
人員輸送	ﾗｲﾄﾊﾞﾝ運転経費	○h/日，1.5L	日	参考資料，総則1-3
現場内小運搬	現場内小運搬	必要な運搬方法を選択	t	基準書，第2節

（１）　運搬費のうち資機材の運搬は，資機材運搬積算上の基地から現地までの搬入，搬出とする。
（ここでいう積算上の基地とは，原則として現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする）

現行

第２章　地質調査運用（参考資料）

第１節　機械ボーリング

１－１　ボーリング

１－１－３　ボーリング孔径の適用

（１）　各種試験及び計測に必要なボーリング孔径は下記を標準とする。

区分	試　験　・　計　測　名	必要孔径(mm)
土質試験	固定ピストン式 シンウォールサンプリング	86～
	デニソンサンプリング （ロータリー式 二重管サンプリング）	116～
	ロータリー式 三重管サンプリング	116～
	標準貫入試験	66～
	孔内水平載荷試験 （プレシオメーター）	66～
	〃　（Ｌ．Ｌ．Ｔ）	86
	〃　（Ｋ．Ｋ．Ｔ）	66
	揚　水　試　験	250～
	現場透水試験	86～
	間隙水圧測定	86～
	地下水孔内流向・流速測定 （ＬＤ型）	116～
	〃　（ＳＷＭ－ＫＺ型）	150～
	地中ガス調査	86～

区分	試　験　・　計　測　名	必要孔径(mm)
岩盤調査	岩盤透水試験	66～
	孔内微流速測定	66～
	湧　水　圧　測　定	66～
	グラウト試験	66～
	ボアホールスキャナー	66～
地すべり調査	パイプ式歪計	66～
	孔　内　傾　斜　計	86～
	多層移動量計	66～
	水　　位　　計	66～
	地　下　水　検　層	66～
	簡易揚水試験	66～
探査・検層	速　度　検　層	66～
	Ｐ　Ｓ　検　層	66～
	反　射　検　層	66～
	密　度　検　層	66～
	電　気　検　層	66～
	温　度　検　層	66～
	キャリパー検層	66～
	常時微動測定	101～

１－２　運搬費の積算

（１式当り）

項　目	名　称	規　格	単位	備　考
資機材運搬	トラック運転経費	○h/日，2～4t（クレーン付）	日	下記参照
人員輸送	ﾗｲﾄﾊﾞﾝ運転経費	○h/日，1.5L	日	参考資料，総則1-3
現場内小運搬	現場内小運搬	必要な運搬方法を選択	t	基準書，第2節

（１）　運搬費のうち資機材の運搬は，資機材運搬積算上の基地から現地までの搬入，搬出とする。
（ここでいう積算上の基地とは，原則として現地に最も近い本支店が所在する市役所等とする）

備　考

３．設計・調査及び測量業務積算運用の手引きの改定

３１建企第 432 号
令和元年９月 19 日

関　係　各　課　長
関　係　地　方　機　関　長
（検査指導幹、石木ダム建設課長経由）　様

建 設 企 画 課 長
（ 公 印 省 略 ）

建設コンサルタント業務等の手続きについて

標記について、下記のとおり定めましたので通知します。
担当職員への周知をお願いします。

記

１．プロポーザル方式の取扱い

公共工事の品質確保・向上、コスト縮減を図る観点から、コンサルタント業務における質の確保が重要であり、コンサルタント業務の質は、担当する技術者の資質に負うところが極めて大きい。

このため、技術提案の内容と担当する技術者の能力や実績を審査して建設コンサルタントを選定する方式が質の良い成果を得るために最も望ましいため、下記業務等についてはプロポーザル方式の活用の促進を図るものとする。

１）対象業務

①技術的に高度で非定型的な業務（技術提案を求めるべきもの）
②技術的に単純で定型的な業務のうち歩掛等がない業務

２）積算に使用する参考見積もりの取扱い

・予定価格の算定に使用する積算参考見積もりの内容については、提案内容を適切に反映し、実際の業務を履行するにあたって妥当なものとなっているか、特記仕様書の記載内容とあわせて意見交換により確認を行うこと。
・発注者側の情報不足により業者特定後に見積もり額の大幅な変更が生じないよう業務量の目安を判断できる情報を具体的に明示するようつとめること。万一、発注者の責により変更が生じる場合は、適切に対応すること。

３）その他

詳細については、「プロポーザル方式実施要領の改定について（平成２３年３月）」による。

２．プロポーザル方式以外の入札における歩掛の参考見積もりの取扱い

１）見積もり徴収の基本的な考え方

① 見積もり依頼業者の数は、見積もりの妥当性を判断するために、原則入札参加予定者数の半数以上から見積もり依頼を行うものとする。

ただし、半数が３者以下の場合は「３者」以上とし、半数が５者以上の場合は、「５者」以上とする。

また、随意契約の場合は、長崎県財務規則第１０６条第１項において「（１）１件の予定価格が３０万円を超えないもの（物件の売払いの場合を除く。）」「（２）１件の予定価格が３万円を超えない物件の売払い。」「（３）前２号に掲げる場合のほか、契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により相手方が特定される場合」は、１人の者の見積書をもって代えることができることとされているので、随意契約の１者でよい。

② 見積もり提出依頼は、見積もり条件の明確化のため、「書面」により行うものとする。

③ 見積もり依頼書は、局長名及び所長名（本庁においては担当課長名）によるものとし、依頼にあたっては業務内容・見積もり条件を明確にするものとする。

④ 見積書の提出期限は、依頼日の翌日から休日を除く１０日間を原則とするが、緊急の場合は５日間まで短縮することができるものとする。

なお、見積書の提出の義務はないものとし、提出しない者に対して、これを理由に以後の選定等について不利益な取扱いを行わないものとする。

また、入札における指名等とは要件を異にしていること、および公共工事積算の透明性の観点から公表をおこなうことを前提とした見積依頼であることを申し添えるものとする。

⑤ 見積もりの提出依頼及び見積書の提出にあたっては、電子メールやＦＡＸを利用してもよいが、押印した文書を使用し、後日正式文書を渡すものとする。

⑥ 特別の理由なく見積書の提出が期限を越えた場合には、歩掛の決定に際して除外してもよいものとする。

⑦ 設計変更の場合は、受注している業者と十分な協議を行い、受注者から見積もりを徴収するものとする。また、この場合の依頼は「契約担任者名」で行うものとする。

２）見積もりによる歩掛の決定手法

① 歩掛見積もり依頼は、歩掛(員数)を求めること。

② 総価(労務単価、資材単価、機械損料及び賃料は県単価を使用)で比較し、平均直下の者の歩掛採用を基本とする。

③ １依頼で複数の歩掛を徴収する場合は、複数の見積もりの合計値で判断する。

④ 県単価が無いものについては、見積もり単価(材料単価は別途資材単価の決定方法による)を採用する。

⑤ 歩掛見積もり内容をヒヤリング等において確認した結果、求める仕様を満たさない場合は排除してよい。

３）歩掛がある工種や旅費交通費等については、本県の積算の考え方に基づくも

のとして、見積もりによる歩掛の算定から除外するものとする。

３．適用日

本通知は、令和元年１０月１日以降に起工するものより適用するものとする。なお、平成１７年8月２２日付け１７技第１４９号の「建設コンサルタント業務等の手続きについて」は、本通知の適用日より廃止するものとする。

４．問い合わせ等

長崎県　土木部　建設企画課　技術基準班

参考　関連文書

・工事における見積もり歩掛の積算について
令和元年９月１９日付け３１建企第４３１号
・資材価格の決定方法について
令和元年９月１９日付け３１建企第４３３号

（例）

第　　号
令和　　年　　月　　日

〇〇コンサルタント株式会社
代表取締役　　様

長崎県〇〇振興局
局長　　印

見積もり依頼書

下記業務について、見積もりを依頼します。

記

１．業　　務　　名	〇〇〇〇業務
２．業　務　期　間	〇〇ヶ月
３．業務内容・見積条件	別紙のとおり ※具体的に記載する。
４．見積提出期間	令和　　年　　月　　日 ※依頼の翌日から休日を除く１０日間を原則とするが、緊急の場合は、５日間まで短縮可能。
５．提　出　方　法	来所または郵送による ※来所、郵送等の別を記入する。 ※緊急の場合は、電子メール・FAXでも対応可能とする。
６．そ　　の　　他	提出をしない者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けるものではありません。 見積については、あくまでも積算の参考とさせていただくもので、今後の発注においては内容の変更等も考えられます。 また、入札における指名等とは要件を異にしていること、および公共工事積算の透明性の観点から公表を行うことを前提とした見積もり依頼であることを申し添えます。
７．問い合わせ先	〇〇部　〇〇課　〇〇班　担当者名 ＴＥＬ：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 ＦＡＸ：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 e-mail：〇〇〇@〇〇〇〇

別紙

業務内容・見積条件

1．業務名　　○○○○○○○業務

2．業務内容

1）概　要

本業務は、・・・・・・・
（業務概要を記述する。）
・・・・・・・・・を行うものである。

2）見積もり条件（調査検討項目及び内容）

（1）調査対象範囲
・・・・・・・・・・・・・・・
（2）○○調査
・・・・・・・・・・・・・・・
（3）○○解析
・・・・・・・・・・・・・・・
（各調査項目、検討項目毎に業務内容を具体的に記述する。）
（4）評価とりまとめ
・・・・・・・・・・・・・・・
（5）その他

3）調査フロー

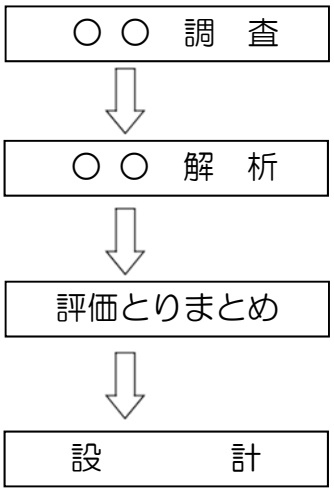

注）調査フローについては、必要に応じて記述する。

4）その他

・見積書作成に要する費用は、自社負担とする。
※必要により、
◇各項目の動員計画を提出させること
◇代替案があったときの提出を依頼すること
◇見積もり条件に、さらに追加検討項目があったときの金額または動員計画を提出させること。　　等

【注意事項】

1．見積もりに必要となる図面、説明資料は適宜添付する。

2．見積もり条件の中には、検討ケース、サンプリング数等を具体的に明示する。

3．見積もりは、業務１式でなく、各調査検討項目毎に内訳書を徴収すること。

4．見積もり条件として明示すべき事項（例）

① 計　画　・　準　備	計画範囲 計画を進める上での準備事項
② 現　地　調　査	現地調査の範囲 調査項目 写真整理
③ 資 料 収 集 整 理	資料収集項目（誰が資料収集するのか。発注者・受注者の別）整理項目とその範囲（資料整理項目について数値化できれば、具体的に数値化する。
④解析（現況・将来）	解析項目 解析手法 解析検討ケース
⑤問 題 点 の 抽 出	問題点の整理項目とその範囲（資料整理項目について数値化できれば具体的に数値化する。）
⑥将　来　予　測	予測項目とその範囲 予測（検討） ケース数予測 手法
⑦評　　価	評価項目 評価手法
⑧計　画　立　案	計画立案項目
⑨そ　の　他	イメージパース、大きさ、枚数 委員会、検討会の必要性があれば規模、回数

R1.9.19

（参考）今回の主な変更箇所（令和元年１０月１日起工分より適用）

	項目	旧	新
資材価格	採用方法	最低値	平均値
	異常値の棄却	有 （平均±３０%）	無
	端数処理の規定	（記載なし）	有
歩掛 工事 業務	依頼数	３者	入札参加予定者数の半数以上 （５者以上が基本、最低３者）
	採用方法	最低値	平均直下
	異常値の棄却	有 （平均±３０%）	無
	その他	（記載なし）	協会・特定の団体の作成した 見積もりは使用しない

※平均直下の考え方（５者見積もりの場合の参考例）

見積もり結果

名称	単位	A社	B社	C社	D社	E社
土木一般世話役	人	1.3	1.7	1.5	1.2	1.4
普通作業員	人	1.3	1.7	1.5	1.2	1.4
バックホー運転(クローラ型平積0.2m3)	日	1.3	1.7	1.5	1.2	1.4
諸雑費	%	28	20	28	28	30

総価で比較　　平均直下となるA社の歩掛を採用

名称	単価	A社	B社	C社	D社	E社	平均値
土木一般世話役	21,200	27,560	36,040	31,800	25,440	29,680	
普通作業員	17,300	22,490	29,410	25,950	20,760	24,220	
バックホー運転(クローラ型平積0.2m3)	28,859	37,517	49,060	43,289	34,631	40,403	
諸雑費（労務費×諸雑費率）		14,014	13,090	16,170	12,936	16,170	
合計		101,581	127,600	117,209	93,767	110,473	110,126
	平均との差	-8,545	17,475	7,083	-16,359	347	
		平均直下	平均超過	平均超過	最低値	平均超過	
		採用					

総価で比較

A社が平均直下
（平均以下で平均に一番近い）

E社が平均に一番近いが、
平均を超過しているので採用にはならない

「31建企第431号、432号、433号」に関する補足事項

「31 建企第 431 号工事における見積もり歩掛の積算について」、「31 建企第 432 号建設コンサルタント業務等の手続きについて」及び「31 建企第 433 号資材価格の決定方法について」について通知したところですが、見積もりの排除方法について下記の通り補足致しますので、取扱いのほどよろしくお願い致します。

記

各通知文における見積もりの排除方法の記載内容

・31 建企第 431 号
:「歩掛見積もり内容をヒヤリング等において確認した結果、求める仕様、品質、規格等を**満たさない場合**は排除してよい。」

・31 建企第 432 号
:「歩掛見積もり内容をヒヤリング等において確認した結果、求める仕様を**満たさない場合**は排除してよい。」

・31 建企第 433 号
:「材料単価見積り内容をヒヤリング等において確認した結果、求める仕様、品質、規格等を**満たさない場合**は排除してよい。」

上記の「**満たさない場合**」については、求める仕様等を「**著しく上回る場合**」も同様の取扱いを行うこととする。

土木部　建設企画課　技術基準班
TEL：095－894－3025
E-Mail：kijyun@pref.nagasaki.lg.jp

印刷製本費

別紙

適用範囲

・長崎県で発注する**測量業務**の印刷製本費用に適用する。

注意事項

・紙代（プリンタのリース料など）、金文字黒表紙、ドッチファイル、図面袋等の資材代及び印刷に要する一切の費用を含む。
・電子成果品作成費は別途計上することから、電子データで完成している報告書を印刷し、製本（穴あけ・綴じ込み・図面折り込み）作業に要する費用を含む。
・大図面（A0,A1サイズ等）については、発注者から要求される標準的な枚数を含む。
・設計変更により直接人件費が増減する場合は、印刷製本費についても適切に変更すること。
・直接人件費が２０百万円を超える場合は、起工前に参考見積りを徴すること。
・測量と設計など抱き合わせて発注する場合、業務ごとに印刷製本費を計上すること。
・測量と設計など抱き合わせて発注する場合、納品形態は合冊、分冊どちらの場合も適用可とする。

１部あたり

表紙（外枠）	直接人件費	直接経費	備考
金文字黒表紙	～１百万円	28 千円	
	～2百万円	40 千円	
	～3百万円	59 千円	
	～4百万円	72 千円	
	～5百万円	83 千円	
	～6百万円	88 千円	
	～7百万円	100 千円	
	～8百万円	105 千円	
	～9百万円	117 千円	
	～１０百万円	124 千円	
	～１１百万円	133 千円	
	～１２百万円	140 千円	
	～１３百万円	149 千円	
	～１４百万円	158 千円	
	～１５百万円	167 千円	
	～１６百万円	175 千円	
	～１７百万円	183 千円	
	～１８百万円	193 千円	
	～１９百万円	201 千円	
	～２０百万円	210 千円	
ドッチファイル	～１百万円	22 千円	
	～2百万円	34 千円	
	～3百万円	52 千円	
	～4百万円	63 千円	
	～5百万円	70 千円	
	～6百万円	76 千円	
	～7百万円	87 千円	
	～8百万円	91 千円	
	～9百万円	107 千円	
	～１０百万円	110 千円	
	～１１百万円	118 千円	
	～１２百万円	123 千円	
	～１３百万円	130 千円	
	～１４百万円	137 千円	
	～１５百万円	145 千円	
	～１６百万円	152 千円	
	～１７百万円	159 千円	
	～１８百万円	166 千円	
	～１９百万円	173 千円	
	～２０百万円	180 千円	

印刷製本費

別紙

適用範囲

・長崎県で発注する**設計業務**の印刷製本費用に適用する。

注意事項

・紙代（プリンタのリース料など）、金文字黒表紙、ドッチファイル、図面袋等の資材代及び印刷に要する一切の費用を含む。
・電子成果品作成費は別途計上することから、電子データで完成している報告書を印刷し、製本（穴あけ・綴じ込み・図面折り込み）作業に要する費用を含む。
・大図面（A0,A1サイズ等）については、発注者から要求される標準的な枚数を含む。
・設計変更により直接人件費が増減する場合は、印刷製本費についても適切に変更すること。
・直接人件費が２０百万円を超える場合は、起工前に参考見積りを徴すること。
・測量と設計など抱き合わせて発注する場合、業務ごとに印刷製本費を計上すること。
・測量と設計など抱き合わせて発注する場合、納品形態は合冊、分冊どちらの場合も適用可とする。

1部あたり

表紙（外枠）	直接人件費	直接経費	備考
金文字黒表紙	～１百万円	28 千円	
	～2百万円	41 千円	
	～3百万円	58 千円	
	～4百万円	72 千円	
	～5百万円	82 千円	
	～6百万円	86 千円	
	～7百万円	99 千円	
	～8百万円	103 千円	
	～9百万円	117 千円	
	～１０百万円	123 千円	
	～１１百万円	131 千円	
	～１２百万円	139 千円	
	～１３百万円	147 千円	
	～１４百万円	156 千円	
	～１５百万円	163 千円	
	～１６百万円	175 千円	
	～１７百万円	183 千円	
	～１８百万円	193 千円	
	～１９百万円	201 千円	
	～２０百万円	210 千円	
ドッチファイル	～１百万円	22 千円	
	～2百万円	34 千円	
	～3百万円	50 千円	
	～4百万円	62 千円	
	～5百万円	69 千円	
	～6百万円	74 千円	
	～7百万円	87 千円	
	～8百万円	91 千円	
	～9百万円	105 千円	
	～１０百万円	109 千円	
	～１１百万円	115 千円	
	～１２百万円	122 千円	
	～１３百万円	128 千円	
	～１４百万円	137 千円	
	～１５百万円	145 千円	
	～１６百万円	152 千円	
	～１７百万円	159 千円	
	～１８百万円	166 千円	
	～１９百万円	173 千円	
	～２０百万円	180 千円	

印刷製本費

別紙

適用範囲

・長崎県で発注する**地質調査業務、地質調査業務の解析等調査業務**の印刷製本費用に適用する。

注意事項

・紙代（プリンタのリース料など）、金文字黒表紙、ドッチファイル、図面袋等の資材代及び印刷に要する一切の費用を含む。
・電子成果品作成費は別途計上することから、電子データで完成している報告書を印刷し、製本（穴あけ・綴じ込み・図面折り込み）作業に要する費用を含む。
・大図面（A0,A1サイズ等）については、発注者から要求される標準的な枚数を含む。
・設計変更により直接調査費や直接人件費が増減する場合は、印刷製本費についても適切に変更すること。
・直接調査費や直接人件費が２０百万円を超える場合は、起工前に参考見積りを徴すること。
・地質調査と解析など抱き合わせて発注する場合、業務ごとに印刷製本費を計上すること。
・地質調査と解析など抱き合わせて発注する場合、納品形態は合冊、分冊どちらの場合も適用可とする。

1部あたり

表紙（外枠）	直接調査費（地質調査） 直接人件費（解析）	直接経費 （地質調査）	直接経費 （解析）	備考
金文字黒表紙	～１百万円	28 千円	28 千円	
	～２百万円	40 千円	40 千円	
	～３百万円	58 千円	58 千円	
	～４百万円	72 千円	72 千円	
	～５百万円	82 千円	82 千円	
	～６百万円	86 千円	86 千円	
	～７百万円	99 千円	99 千円	
	～８百万円	103 千円	103 千円	
	～９百万円	117 千円	117 千円	
	～１０百万円	123 千円	123 千円	
	～１１百万円	129 千円	129 千円	
	～１２百万円	136 千円	136 千円	
	～１３百万円	143 千円	143 千円	
	～１４百万円	150 千円	150 千円	
	～１５百万円	157 千円	157 千円	
	～１６百万円	165 千円	165 千円	
	～１７百万円	173 千円	173 千円	
	～１８百万円	182 千円	182 千円	
	～１９百万円	191 千円	191 千円	
	～２０百万円	201 千円	201 千円	
ドッチファイル	～１百万円	22 千円	22 千円	
	～２百万円	34 千円	34 千円	
	～３百万円	50 千円	50 千円	
	～４百万円	62 千円	62 千円	
	～５百万円	69 千円	69 千円	
	～６百万円	74 千円	74 千円	
	～７百万円	87 千円	87 千円	
	～８百万円	91 千円	91 千円	
	～９百万円	105 千円	105 千円	
	～１０百万円	109 千円	109 千円	
	～１１百万円	113 千円	113 千円	
	～１２百万円	119 千円	119 千円	
	～１３百万円	125 千円	125 千円	
	～１４百万円	131 千円	131 千円	
	～１５百万円	138 千円	138 千円	
	～１６百万円	144 千円	144 千円	
	～１７百万円	152 千円	152 千円	
	～１８百万円	159 千円	159 千円	
	～１９百万円	167 千円	167 千円	
	～２０百万円	176 千円	176 千円	

発 注 者 支 援 業 務
共 通 仕 様 書

令和2年3月

長崎県土木部

工事監督支援業務　又は　監督補助業務　特記仕様書（案）

令和２年３月以降に適用する最新版にした

監督補助業務　特記仕様書（案）（NERC発注）

令和２年３月以降に適用する最新版にした

積算技術業務　特記仕様書（案）

令和２年３月以降に適用する最新版にした

発注者支援業務積算基準(NERC発注)

令和2年　4月
長 崎 県 土 木 部

発－46

３１建企第７３３号
令和２年２月２８日

土木部関係各課（室）長
関係地方機関長 様
(検査指導幹、石木ダム建設課長経由)

建設企画課長

公益財団法人長崎県建設技術研究センターに委託する
監督補助業務委託について

標記について、下記のとおり決定しましたので、関係職員へ周知願います。

記

１．契約方法：請負型（建設関連業務委託）の随意契約
（随意契約理由は別添を基本とする）

２．積算基準等：発注者支援業務積算基準（令和元年１０月）による

３．適　　用：（公財）長崎県建設技術研究センターと
委託契約を締結する監督補助業務に適用する。

４．適用年月日：令和２年３月１日以降に起工する対象業務に適用する。

５．そ　の　他：以下の文書は、本通知の適用に伴い廃止する。
平成２５年３月１４日付け　２４建企第６０７号
財団法人長崎県建設技術研究センターに委託する監督補助業務委託について

随意契約シートを見直した

建設企画課 技術基準班　川野
TEL：095-894-3025（ダイヤルイン）

本土用

随 意 契 約 検 討 シ ー ト

契約担当課：　　担当者名：

契約名	○○工事（監督補助業務委託）					
予算費目 契約金額	会計	一般会計	款	○○費	項	○○費
	金額	00,000,000円	目	○○費	節	委託料
前年度 随意契約 １者見積等 適用条件	地方自治法施行令 第１６７条の２　第１項　第２号 長崎県財務規則 第１０６条　第２項					
※ 過去３ヵ年の契約方法及び契約の実績	会計	契約方法	予定額(円)	落札額(円)	落札率(%)	最終契約金額
今回の契約検討状況	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合には、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務であるため、工事の施工や管理に関する高い技術力が求められる。 長崎県建設技術研究センターは、良質な社会資本整備に関する発注者支援等を目的に設立された公益財団法人であり、監督補助業務の経験が豊富で、現場での問題等に対し技術的考察や提案等を的確に行うためのノウハウを有している。 また、本工事は、○○○○○○であり（各発注案件ごとに工種、専門性、特殊性等特記すべき内容を独自入力）、県内の民間コンサルタントにおいては、工事の施工管理等の実績が極めて少なく、技術力が担保されていない状況である。 さらには、公益財団法人である長崎県建設技術研究センターの方が、安価で業務を遂行することが出来る。 このため、長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。					
今年度の契約方法	随意契約　（　競争入札　、（１者見積）、　見積書省略　） 一般競争入札　、　指名競争入札					
随意契約 適用条件	地方自治法施行令 第１６７条の２　第１項　第２号					
※ 再委託の承認状況、認めている場合はその理由	業務の主たる部分（業務遂行管理や技術的判断等）の再委託は認めていない。また、主たる部分以外の再委託は発注者の承諾を得ることとしている。 工事の内容によっては専門的な担当技術者の配置も必要であり、管理技術者による業務執行管理を条件に再委託も認める。					
※ 他県における同様な契約事例とその契約方法	福岡県も、公益法人への１者随意契約としている。					
※ 次年度以降に競争性を有する契約へ移行できる余地及び目標年度の設定	（有） 無	競争性を有する契約への移行の可否について、現在検討中（県内の一部の機関で競争入札を試行中）				

※　下線を引いた独自項目の記載内容や記載箇所については、各発注機関の判断とする。

備考
（１）※欄は限度額を超えて随意契約を行う場合にのみ記入する。
（２）随意契約の限度額は以下のとおりです。
①工事又は製造の請負　２５０万円
②財産の買入れ　１６０万円
③物件の借入れ　８０万円
④財産の売払い　５０万円
⑤物件の貸付け　３０万円
⑥前各号に掲げるものの以外　１００万円

工事監督支援業務競争入札試行要領

令和２年３月

長崎県　土木部

手引き　第６章　橋梁調査設計委託積算基準

橋梁補修調査設計委託標準歩掛

平成２１年２月（令和２年１０月改訂版）

長崎県土木部　道路維持課

4. 直接経費

4.1 印刷製本費、旅費交通費

設計業務等に準じる。

4.2 機械器具費

橋梁点検作業時において、リフト車、橋梁点検車(オーバーフェンス車)を要する場合は、運転経費を計上する。

(1) 運転経費標準歩掛

(1日当り)

名称	単位	数量	単価	備考
リフト車運転（本土）	日	1.00	35,000	リース
橋梁点検車運転（本土）	日	1.00	120,000	リース
小型船舶運転	日	1.00	63,000	リース

注） 1.単価は運転手、燃料費等を含めた単価とする。

2.離島については、リフト車、橋梁点検車の船舶による輸送費を必要に応じ別途計上する。

4.3 安全費

点検調査時の安全確保を図るため、リフト車、橋梁点検車(オーバーフェンス車)を使用する場合は、車両の前後に交通整理員を1名づつ以上配置するものとする。

(1) 交通整理員1人当り標準歩掛

(1人当り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
交通整理員		人	1.00		基本単価一覧表による

(2) 交通規制設備標準歩掛

(1現場当り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
交通規制設備		式	1.00	71,000	

注)交通規制設備費は、カラーコン、矢印版(山型)、看板、回転灯、発電機を含む。規制車両が必要な場合は別途計上する。

令和○○年度 ○○橋 調査設計業務

特記仕様書（案）

第１条　適用範囲

本特記仕様書は、長崎県土木部道路維持課が実施する「○○橋調査設計業務」に適用する。

第２条　通　　則

本業務の実施にあたり、受注者は本特記仕様書のほか、業務委託契約書、土木設計（測量、調査）業務等共通仕様書（長崎県土木部）、およびその他諸法令・諸法規を遵守して、業務の円滑な進捗を図るものとする。

第３条　業務目的

○○橋梁の補修設計を実施するに際し、現橋の損傷劣化の原因や進行状況等を把握し、補修設計に向けて必要な基礎データを収集し、円滑な補修設計を実施することを目的とする。

これによって、適切な補修工法を選定し、効果的な維持管理に向けた補修設計を行うものである。

第４条　適用基準等

業務の実施にあたっては，本業務の特記仕様書によるほか，下記の基準等に準拠して実施するものとする。

1）土木設計（測量、調査）業務等共通仕様書　令和 2 年 4 月　長崎県土木部
2）道路橋補修便覧　昭和 54 年 4 月　日本道路協会
3）橋梁点検マニュアル　令和 2 年 3 月　長崎県土木部道路維持課
4）長崎県橋梁長寿命化修繕計画　平成 27 年 3 月　長崎県土木部道路維持課
5）道路橋示方書・同解説　平成 29 年 11 月　日本道路協会
6）コンクリート標準示方書（維持管理編）　平成 25 年 3 月　土木学会
7）橋梁補修補強マニュアル（案）　平成 27 年 3 月　長崎県土木部道路維持課
8）建設省総合技術開発プロジェクト・コンクリートの耐久性向上技術の開発　平成 01 年 5 月　土木研究センター
9）鋼道路橋塗装・防食便覧　平成 26 年 3 月　日本道路協会
10）その他　長崎県土木部道路維持課「統一事項」および関係基準

第５条　安全管理

本業務の実施にあたり、受注者は現地調査員の安全管理はもとより、規制を必要とする場合は交通整理員を配置するなど交通状況に即した適切な保安施設を設け、歩行者・一般通行車両（および航行船舶等）に対する安全管理につとめるものとする。

第６条　沿道対応

業務実施中、沿道の住民および道路利用者より苦情のあった場合には、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を監督職員に報告するものとする。

1-6 建設機械等損料算定表の改定

機械損料は２年に１回の頻度で
改定している。
前回は平成３０年１０月に改定
今回は令和２年１０月に改定

令和２年１０月版の建設機械等損料算定表に綴じられている

建設用仮設材賃料積算基準の運用について

令和２年２月17日 国総公第92号
総合政策局公共事業企画調整課長から
国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター建設マネジメント研究官、各地方整備局企画部長、北海道開発局事業振興部長、沖縄総合事務局開発研究部長あて

建設用仮設材賃料積算基準について令和２年２月17日付け国総公第91号により改正されたところであるが、その運用について、下記のとおり定めたので通知する。

なお、平成18年３月27日付け国総施第196号「建設用仮設材賃料積算基準の運用について」は廃止する。

記

１．適用区分による賃料の補正

供用日数（または月数）の長短による賃料に係る市場価格の適用区分が変わることによって賃料計上額（１現場あたり修理費及び損耗費または１現場あたり整備費等を除く。）が当該日数（または月数）の増加に比例せず減少する場合がある。従って、減少する時点までの供用日数（または月数）における賃料計上額（１現場あたり修理費及び損耗費または１現場あたり整備費等を除く。）は、その減少する時点における賃料計上額（１現場あたり修理費及び損耗費または１現場あたり整備費等を除く。）を上限とし、下記の方法により減額補正する。

（イメージ図）

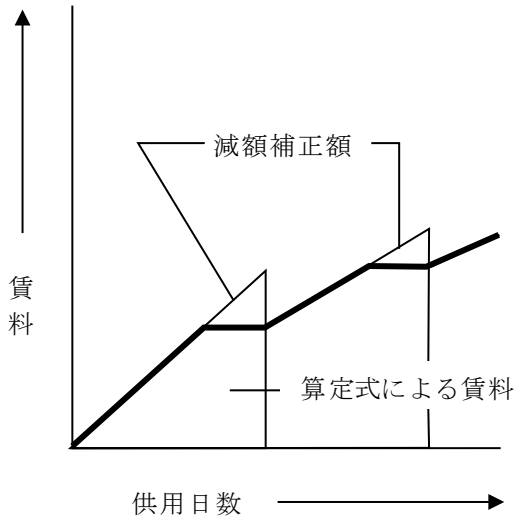

２．賃料計上限度額

仮設材の賃料計上限度額（１現場あたり修理費及び損耗費または１現場あたり整備費等を含む。）は、当該仮設材において施工業者が入手可能な購入価格の90％を上限とする。

３．鋼矢板等の修理費及び損耗費の取扱い

鋼矢板等の１現場あたり修理費及び損耗費は、次式のとおりとする。

Ｙ ＝ ａ・ｂ

Ｙ：鋼矢板等の１現場あたり修理費及び損耗費（円/ｔ）
※覆工板は単位を（円/m2）に読み替える。
ａ：係数
ｂ：市場価格

１現場あたりの修理費と損耗費は、市場価格に係数をかけて算出するようになった。

鋼矢板等の１現場あたり修理費及び損耗費算定のための係数及び市場価格

名　称		補助工法	係数（ａ）	市場価格（ｂ）
鋼矢板	本矢板	無	3.60	鋼矢板 整備費
		有	2.60	
	軽量鋼矢板	無	2.75	軽量鋼矢板 整備費
		有	1.98	
H形鋼	杭　工	無	2.37	H型鋼 整備費
		有	1.73	
	山留主部材	－	1.09	鋼製山留材 整備費
覆工板		－	1.22	覆工板 整備費

備考　１．修理費及び損耗費は、整備費、修理費（特別ケレン・穴埋め・曲がり直し等）、切断による短尺補償、打込による破損を含む。

２．修理費及び損耗費は、土質、打込又は引抜きの難易等の作業条件を十分考慮して適用を決定する。

３．補助工法とは、ウォータージェットまたはアースオーガ併用工法、硬質地盤専用工法、プレボーリング工法等をいう。

４．スクラップ長未満の仮設材が発生した場合の取扱い

現場条件により、スクラップ長未満に切断する場合は、不足分弁償金として次式により算出する。

不足分弁償金＝（スクラップ長未満の製品重量）×（不足分弁償金に係る市場価格×90％）

５．山留主部材の副部材について

副部材の賃料（１現場あたり修理費及び損耗費を含む。）は、次式のとおりとする。

Ｙ ＝ ａ・ｂ

副部材の賃料は、市場価格に係数をかけて算出するようになった。

Ｙ：副部材の賃料（円/ｔ）
ａ：係数
ｂ：市場価格

副部材の賃料（１現場あたり修理費及び損耗費を含む。）算定のための係数及び市場価格

名　称			係数（ａ）	市場価格（ｂ）
副部材（Ａ）	基礎価格		1.21	鋼製山留材　部品　不足分弁償金（新品）
	供用１日あたり賃料（日）	90日以内	1.48	鋼製山留材　部品　賃料
		180日以内		
		360日以内		
		720日以内	1.47	
		1080日以内		
	１現場あたり修理費及び損耗費		1.13	鋼製山留材　部品　整備費
副部材（Ｂ）	１現場あたり修理費及び損耗費		1.01	鋼製山留材　部品　不足分弁償金（新品）

備考　１．副部材（Ａ）に係る賃料計上限度額（１現場あたり修理費及び損耗費を含む。）は、基礎価格の90％とする。

２．副部材に係る賃料（１現場あたり修理費及び損耗費を含む。）の補正は、建設用仮設材損料算定基準（平成17年３月24日付け国総施第139号）及び建設用仮設材賃料積算基準（令和２年２月17日付け国総公第91号）に準じる。

６．簡易な整備作業について

建設用仮設材賃料積算基準（令和２年２月17日付け国総公第91号）の第３の２項の中の「簡易な整備作業」とは、機材の入・出庫検収作業や簡易な整備作業を含んだもので、機材使用の有無や期間の長短にかかわらず、賃貸取引市場において全部材について初回時に支払う費用にかかる作業である。

７．建設用仮設材に係る付属金属について

建設用仮設材の積算にあたっては、建設用仮設材賃料積算基準（令和２年２月17日付け国総公第91号）の第３の積算方法により算定するほか、建設用仮設材に係る付属金属について必要数量を勘案し別途積算するものとする。

８．組立ハウスの積算について

建設用仮設材賃料積算基準（令和２年２月17日付け国総公第91号）の第３の積算方法によらず賃貸取引実態を考慮し、別途積算するものとする。

附則

改正後の建設用仮設材賃料積算基準の運用については、令和２年４月１日以後の請負工事に係る仮設材の積算について適用する。

2-1　適切な積算の実施について

2-1　適切な積算の実施について

１．適切な積算に向けた今までの取組

工事等発注における適切な積算については、平成２４年２月議会の「入札制度等発注方式の改善に関する決議」の中で強く求められており、適切な積算（設計変更）に向けて次のような取組を行ってきました。

＜平成２４年２月議会の決議の要旨＞

第１　設計価格の積算に当たっては、現場の実情を踏まえて必要経費を積算し、事業者の立場に立った正確な所要経費の積み上げを行うものとする。

（１）公共工事の品質を確保するための
「協働現地調査」【３０建企第４１５号】
「三者会議」【２９建企第７４０号】及び
「設計業務成果品の照査」【２３建企第２０９号】について
「公共工事の品質を確保するための「協働現地調査、三者会議、設計業務成果品の照査」【２９建企第１６号】について

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、公共工事に関する調査及び設計の品質確保に努めているところですが、平成２４年度普通会計定期監査からの意見を踏まえ、「協働現地調査」及び「三者会議」を積極的に活用するとともに、「設計業務成果品の照査」等の徹底をお願いします。

（２）「建設工事特記仕様書作成要領」について
【Ｈ２２年１２月２８日付　２２建企第５２６号】

工事受注者に対して求める必要のある事項の内、長崎県建設工事共通仕様書(長崎県土木部)〔以下「共通仕様書」という。〕に定めのない事項、及び、共通仕様書に記載されている事項を否定する事項、ならびに、当該工事設計書の作成にあたり想定している施工条件については、最新の「特記仕様書記載例」を参考に作成して下さい。特記仕様書の記載内容が現場条件と相違ないか十分な確認をお願いします。

（３）工事打合せ簿の取扱い要領について（改定）
【Ｈ２９年５月３０日付　２９建企第１３３号】

変更契約に先立ち、変更指示を行う場合において、工事打合せ簿に増減額の概算金額を記載するように様式を変更しております。概算金額を記載することで受発注者の認識が共有されることとなります。設計変更が生じる場合は工事打合せ簿を取り交わし、「適切な設計変更」に努めていただきますよう、お願いいたします。

（４）資材価格の決定方法
【Ｒ１年９月１９日付　３１建企第４３３号】

単価採用は、①基本単価一覧表による場合　→　②物価資料等による場合　→　③掲載品と類似する製品を使用する場合　→　④特別調査　→　⑤見積もりの順に決定するものとし、実勢価格を反映するものとしています。
工事規模、工種、施工箇所及び施工条件から上記によりがたい場合は、事前に本庁事業課と協議のうえ、別途決定して下さい。
単価は平均値を採用することについて、令和元年９月に改定しました。

（５）見積歩掛の積算
【Ｒ１年９月１９日付　３１建企第４３１号】
見積りによる歩掛は、総価（労務単価、資材単価、機械損料及び賃料は県単価を使用）で比較し、平均直下の者を採用することについて、令和元年９月に改定しました。

２．改正品確法について

令和元年６月に、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の一部を改正する法律が施行され、「適切な工期設定」「施工時期の平準化」「適切な設計変更」「ＩＣＴ活用等による生産性向上」「災害時の緊急対応の充実強化」「働き方改革への対応」について発注者の責務であることが明確化されました。
さらに、国土交通省において、改正品確法に基づく基本方針及び改正入契法に基づく入札契約適正化指針が改正されました。

＜関連事項＞

諸経費の改定、快適トイレ、週休２日、ICT、現場環境改善費、労働環境改善（業務）
設計変更ガイドライン、インフレスライド

３．適切な積算が行われないと・・・

適切な積算が行われない場合、受注者の適正な利潤が確保されず、労働賃金へのしわ寄せに繋がり、労務費調査の結果に反映され、設計単価の下落を招き、結果、予定価格の低下に繋がります。予定価格が低下すると、受注者の適正な利潤が確保されず・・・（繰り返し）（デフレスパイラル状態に陥る可能性）
結果、品確法の目的である、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が達成できなくなる恐れが生じます。
また、前述のとおり、品確法や品確法基本方針や入札契約適正化指針に**発注者の責務として、適切な積算（設計変更）が明記される**ので、これらの趣旨を十分に理解の上、業務を遂行して下さい。

４．各地方機関と業界の意見交換の実施について

「工事等発注における適切な積算」を行うために、昨年度に引き続き本年度も実務者レベルの意見交換を各地方機関最低１回以上開催としております。**各担当者は意見交換への積極的な参加**をお願いします。
意見交換会の内容は、建設企画課　技術基準班のイントラ（下記参照）に掲載しておりますので、今後の工事執行等における受発注者間の協議に御活用下さい。
また、意見交換以外の場（受注者との協議など）で積算と乖離がある等の情報がありましたら、技術基準班まで連絡下さい。

【イントラ】
http://10.1.4.1:8011/HomePage/HP0000B/kijyunhan/ikenkoukan.htm

品確法と建設業法・入契法（新担い手３法）　Ｒ１改正時の概要

平成26年に、公共工事品確法と建設業法･入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手３法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、５年間の成果をさらに充実する新・担い手３法改正を実施

担い手３法施行(H26)後５年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正　～公共工事の発注者･受注者の基本的な責務～

○発注者の責務
・適正な工期設定　（休日、準備期間等を考慮）
・施工時期の平準化　（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
・適切な設計変更
・工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務
・適正な請負代金･工期での下請契約締結

○発注者･受注者の責務
・情報通信技術の活用等による生産性向上

○発注者の責務
・緊急性に応じた随意契約･指名競争入札等の適切な選択
・災害協定の締結、発注者間の連携
・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

○調査･設計の品質確保
・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者･受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

○工期の適正化
・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止
（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化＜入契法＞

○現場の処遇改善
・社会保険の加入を許可要件化
・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化
・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加
・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保
・経営管理責任者に関する規制を合理化
・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正　～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

●公共工事の品質確保の促進に関する法律　Ｒ１改正時の概要　（令和元年６月７日成立　６月１４日施行）

背景・必要性

１．災害への対応
○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

２．働き方改革関連法の成立
○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

３．生産性向上の必要性
○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

４．調査・設計の重要性
○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要（改正のポイント）

Ⅰ．災害時の緊急対応の充実強化
【基本理念】
災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】
①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

Ⅱ．働き方改革への対応
【基本理念】
適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【公共工事等を実施する者の責務】
適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

【発注者の責務】
①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
②公共工事の施工時期の平準化に向けた、
債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

Ⅲ．生産性向上への取組
【基本理念、発注者・受注者の責務】
情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

Ⅳ．調査・設計の品質確保
公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について**広く本法律の対象**として位置付け

Ⅴ．その他
(1) 発注者の体制整備
① 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備**【発注者の責務】**
② 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用**【基本理念】**
(3) 公共工事の目的物の適切な維持管理
【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

2-2　業界との意見交換会結果について

令和元年度　設計･調査･工事に係る要望事項

項　目	番号	所管区分 土木	農村	林務		要　望　事　項	添付資料
共通事項 入札制度	1	○	○		要望	【最低制限価格の算出について】 ・地質調査業務の解析等調査業務費が、最低制限価格算出式の「設計業務」か「解析等業務費」のどちらを採用されているか不明な案件がありました。質問書の提出は手間と時間を要しますので、参考資料記載の諸経費区分と最低制限価格の算出が一致するよう周知していただきたい。	
					回答	【建設企画課】 令和元年10月より、土木部で使用している積算システムにて、諸経費区分を「設計業務」か「解析等調査業務費」のどちらかを選択するようにシステムを改修しております。そのことは、通知文にて関係機関に周知しております。 また、設計図書の縦覧設計書には諸経費区分が明記されており、「設計業務」か「解析等調査業務費」のどちらか判断できるようになっております。 【農村整備課】 参考資料の業務別鏡において、積算体系区分により、「設計業務」と「調査業務（解析）」を区分していますが、適切な運用について改めて周知します。	
共通事項 入札制度	2	◎	○	○	要望	【発注前の地元説明会と発注時の条件明示について】 ・地域住民や地権者への事前説明がされていない場合や、実施されていても説明不足等で立入許可や工事承諾に時間を要し、なかなか着工できないケースがあります。また用水管等の移設に関しては、管理者である市町や組合との協議が必要で、着工が遅れる原因になりかねません。 発注前の地元説明や調整は必ず実施して、発注後に地元関係者と意見の不一致が無いよう十分な協議を行っていただきたい。 また、発注時は特記仕様書に第三者との交渉進捗状況や、その他現場諸条件等があれば明示していただきたい。 【意見交換会にて追加要望】 測量と地質調査の同時発注により、地質調査にしわ寄せがいくため、特記仕様書に他の測量業務があることを明記してほしい。また、国立公園内の調査などは、環境省との協議を要して立ち入りまでに時間がかかるため、事前に協議することが分かっていれば、早めに対応してもらいたい。	
					回答	【建設企画課】 発注前に地元や関係機関への事前説明を行い、事業へのご理解ご協力を得てから発注することが望ましいのですが、地元や関係他機関との協議に時間を要することも考えられますので、発注の際には、「地元との協議状況」や「関係他機関」との協議状況」などを特記仕様書に条件明示するよう関係機関に周知してまいります。 【農村整備課】 工事等に直接必要な施設用地や既存施設の付け替え等については事前に地元の了解を得て発注をしているところですが、施設用地以外の仮設、営繕等に係る用地等については受注者の施工計画に基づき地元説明が必要であることから、受注者決定後に実施する場合もあり得ることをご了知いただきたい。またその際は協力をお願いしたい。 なお、施工や調査に必要な事項について、地元との合意内容や条件がある場合は、特記仕様書等に明示することといたします。 【森林整備室】 発注前に地元や関係機関との調整を行い、承諾を得た上で工事を発注しているところですが、工事発注後に地元との調整が必要となるケースも発生しているため、土木部と同様に協議状況等について特記仕様書に条件明示するなどの対応を行ってまいります。	

令和元年度　設計･調査･工事に係る要望事項

項　目	番号	所管区分 土木	農村	林務		要　望　事　項	添付資料
共通事項 入札制度	3	◎	○	◎	要望	【現場条件に適した現場内小運搬について】 ･設計業務等標準積算基準書では、人肩運搬は運搬経路が狭く特装車等が活用できず、運搬距離が短距離で緩傾斜地にとなっていますが、急傾斜地などで採用されている場合があります。 また落石緩衝柵設置工事においては、足場等の資材搬入はクレーンを用いることが通例となっておりますが、現場条件によっては施工ヤードが確保できず、十分な材料搬入及び運搬ができない場合があります。 このような現場条件の場合は、モノレール運搬等、現場に最も適した現実的な運搬方法の採用をお願いしたい。	
					回答	【建設企画課】 現場内小運搬については、市場単価方式による地質調査に適用することとしております。運搬距離や地形によって、運搬方法を決定しておりますので、適正な設計積算がなされるよう関係機関に周知してまいります。現場条件により、当初想定していた運搬方法の適用が適切でない場合は、発注者と協議するようお願いいたします。 【農村整備課】 当初設計においては、現場状況に応じて積算基準に基づき必要な現場内小運搬を計上しているところですが、設計内容の点検等により計上内容に疑義がある場合、または他の運搬方法がより適していると判断される場合は、発注者と協議をお願いします。 【森林整備室】 現場内小運搬については、現場条件等を考慮して積算するよう指導しているところですが、適正な費用計上を行うよう再度周知してまいります。	
共通事項 入札制度	4	○	○	○	要望	【指示や協議手続きのルール徹底について】 ･県担当者からの指示が、まだ口頭や電話による場合があるので、打合せ簿による指示の徹底をお願いします。また、打合せ簿の指示や回答、問い合わせ等は通常勤務時間帯とし、ワンデーレスポンスとして対応していただきたい。	
					回答	【建設企画課】 指示については、打合せ簿を活用するなど書面をもって示すよう昨年度周知しましたが、引続き関係機関に周知してまいります。また、電話による指示や問い合わせについて、通常勤務時間帯に行うよう関係機関に周知してまいります。（緊急時を除く） 【農村整備課】 契約上、指示は書面によることとしており、職員へ周知徹底を図っているところです。なお、緊急の場合等で止むを得ず口頭によるときも、事後速やかに打合せ簿を取り交わすこととしております。万一、書面によらないものがあった場合は、指示そのものが無効であり、設計変更に反映できないことから、主任監督員以上の職員に相談をお願いします。 また、指示や回答、問い合わせ等は、通常勤務時間帯に行うよう労働環境改善の取組を通知しているところですが、改めて周知してまいります。 【森林整備室】 土木部局と同様、打合せ簿による指示等を周知しているところですが、ワンデーレスポンスと併せて再度周知してまいります。	

令和元年度　設計・調査・工事に係る要望事項

項　目	番号	所管区分				要　望　事　項	添付資料
		土木	農村	林務			
共通事項 入札制度	5	◎	○	○	要望	【協議資料や指示事項の資料作成について】 ・発注側と受注者（測量・調査・設計会社）の協議の際に使用する説明資料（発注者指示事項：数量計算書・図面等）の作成及び準備を、業者側に依頼されるケースがあります。発注側において作成されるか、業者側へ依頼される場合は資料作成に必要な費用を計上するなどの対応をしていただきたい。	
					回答	【建設企画課】 発注者指示事項に必要な説明資料の作成及び準備については、歩掛や諸経費に含まれておりませんので、必要な場合は別途計上するなど適正な設計積算がなされるよう周知してまいります。 【農村整備課】 協議資料の作成・準備は、発議者（発注者又は受注者）が行うこととなりますが、打合せ簿により、業務の一環（設計変更対象）として資料作成指示があった場合は、ご協力をお願いします。 【森林整備室】 発注者側で必要とする資料の準備は発注者で行うか、必要に応じて費用を計上して依頼するよう指導していますが、そのようなケースがあるようであれば再度周知徹底してまいります。	

令和元年度　設計・調査・工事に係る要望事項

項　目	番号	所管区分				要　望　事　項	添付資料
		土木	農村	林務			
調査設計	1		○	○	要望	【印刷製本費について】 ・土木部で発注される案件と農業土木（土地改良）案件では、紙で提出する報告書に係る費用計上額に大きな開きがあります。長崎県として土木部単価へ統一していただきたい。（添付資料①-2） また土木部では、単価採用期が令和元年10月1以降の場合、測量業務・調査業務・設計業務（解析業務を含む）において、それぞれの直接費に対し添付資料①－1同額程度の印刷製本費を計上するようになっていますが、他の所管ではどのように計上されるのか教えていただきたい。	①-1 ①-2 印刷製本費
					回答	【農村整備課】 今後、計上方法や単価等について検討を行ってまいります。 【森林整備室】 土木部と同様の取り扱いとしています。	
調査設計	2		○		要望	【準備及び跡片付けの計上について】 ・契約後、地元調整、ボーリング位置出し、地下埋設物調査等で必要となった「準備及び跡片付け」を業務着手時の打合せ時に協議（打合せ協議記録簿に記載）し承認されたものの、最終変更契約時に、契約前の質問事項に挙がっていないため費用は計上できない、との返答を受けました。 業務中に必要と判断された項目を協議のうえ実施したものについては、適切に費用を計上していただきたい。	
					回答	【農村整備課】 記載の内容だけでは判断がつきかねるが、業務実施の上で設計変更の対象として工事打合せ簿で取り交わしを行った内容については、適切に設計変更（費用計上）を行うよう改めて周知してまいります。	

令和元年度　設計・調査・工事に係る要望事項

項　目	番号	所管区分 土木	農村	林務		要　望　事　項	添付資料
調査設計	3	○	○		要望	【総合解析とりまとめの計上について】 ・特記仕様書に報告書の考察の要望事項として、総合解析とりまとめに該当する地盤の工学的評価や地盤定数の設定、設計・施工上の留意点などが挙げられているが、総合解析とりまとめが未計上となっていることがある（振興局によって計上・未計上がある）。業務として必要な際は、「総合解析とりまとめ」を計上していただきたい。	
					回答	【建設企画課】 業務を発注する際、総合解析とりまとめが必要と判断される場合は、設計計上するよう関係機関に周知してまいります。 【農村整備課】 発注にあたっては、業務内容に応じた積算を行うよう改めて注意喚起してまいります。なお、入札案件の積算内容に疑義がある場合は、その取り扱いについて「設計図書等に対する質問」により発注者へ確認をお願いします。	
調査設計	4	○	○		要望	【アンカー工や集水Bor工の設計本数について】 ・アンカー工設計歩掛は、1ブロック1段当たりアンカー20本を1箇所としているが、本数が20本以下の際に歩掛を本数補正（例：アンカー6本で歩掛の6/20倍）されていることがあります。 また、集水ボーリング工設計歩掛は1ブロック2段当たり集水ボーリング20本を1箇所としているが、本数が20本以下の際に歩掛を本数補正（例：集水ボーリング3本で歩掛の3/20倍）されていることがあります。 何れも設計作業自体は本数比例とはならないため、20本以下は1箇所で計上していただきたい。 採用している歩掛は、全国地質調査業協会連合会が発行している全国標準積算資料に掲載の歩掛です。	② 全国地質調査業協会連合会積算資料
					回答	【建設企画課】 設計業務等標準積算基準書に掲載がない歩掛については、見積りを徴収して歩掛として採用することを基本としております。そのことを関係機関に周知してまいります。 【農村整備課】 適切な積算を行うよう周知をおこない、今後、当該歩掛は実数量にて歩掛の見積徴収を行い決定します。	

令和元年度　設計･調査･工事に係る要望事項

項　目	番号	所管区分 土木	農村	林務		要　望　事　項	添付資料
調査設計	5	○			要望	【業務における伐採費の計上について】 ･調査設計業務や法面工点検業務において、伐採費や産廃処理費が発生した場合は、変更にて計上していただきたい。仮に、伐採費を含む歩掛となっているのであれば、見直し、あるいは伐採手間が少ない第3四半期の後半～第4四半期の発注を検討していただきたい。	③ 伐採状況写真
					回答	【建設企画課】 業務上必要な伐採作業やそれに伴い発生する建設副産物については、必要に応じて経費を計上するなど適正な設計積算がなされるよう関係機関に周知してまいります。また、発注時期については計画的な発注に努めており、施工時期の平準化の観点からも時期によって発注が集中することがないよう取組んでおります。ご理解とご協力についてよろしくお願いします。	
調査設計	6	◎	○	○	要望	【観測孔設置を伴う観測業務の発注時期について】 地すべり観測業務の発注については早めの配慮がなされていますが、観測孔設置を伴う調査ボーリングの場合は、観測開始に間に合う(通常の観測業務では6月初旬より観測開始)前年度末又は4月初旬の発注にしていただきたい。	
					回答	【砂防課】 0県債を活用して前年度末又は4月初旬に発注するよう努めておりますが、再度地方機関へ周知してまいります。 【道路建設課】 観測孔設置を考慮した観測開始時期を設定するとともに、適切な時期での発注に努めておりますが、再度地方機関へ周知してまいります。 【農村整備課】 事業計画や観測目的に基づき、また個々の地区の実情を踏まえて、必要な時期に観測が行えるよう発注時期を決定してまいります。 【森林整備室】 基本的に事業実施年度の予算により発注しているため、前年度末の工事発注は厳しい状況ですが、早期発注できるよう事務手続き等を迅速に行うよう努めます。	

令和元年度　設計･調査･工事に係る要望事項

項　目	番号	所管区分				要　望　事　項	添付資料
		土木	農村	林務			
調査設計	7	○			要望	【設計工種数による歩掛の計上について】 法面工詳細設計の項目で発注された地すべり設計にて、水路工設計や道路詳細設計を追加指示される場合がありました。また、急傾斜地崩壊対策工の設計で、多工種にわたる設計が発生したり、区間毎に設計方針が異なる様な場合には、設計延長による補正だけでなく、設計工種数に応じた適正な歩掛を追加計上していただきたい。	
					回答	【建設企画課】 法面工詳細設計に含まれない他工種の設計については、必要に応じて設計計上するよう関係機関に周知してまいります。 【砂防課】 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計に含まれない他工種の設計については、必要に応じて計上するよう再度地方機関へ周知してまいります。	

令和元年度　設計・調査・工事に係る要望事項

項　目	番号	所管区分 土木	農村	林務		要　望　事　項	添付資料
工事	1	◎	○	○	要望	【工事完成後の速やかな検査実施について】 工期数ヶ月前に完了した工事が、設計変更や変更契約に時間を要すとの理由で、工事完了から竣工検査までが1か月以上遅くなる(場合によっては完成工期ギリギリ)ことがあります。 配置予定技術者の空き状況が入札参加に大きく影響しますので、工事完了後は速やかに竣工検査を実施していただきたい。	
					回答	【建設企画課】 出来高数量を確認後、最終の設計変更を行うことが多いため、手続き上、工事完了から竣工検査まで時間を要することがありますが、速やかに検査の実施を行うよう関係機関に周知してまいります。 【農村整備課】 適切に設計変更を行うには出来高数量の把握は不可欠であり、設計変更に基づき契約変更、竣工検査が行われることとなるため、手続き的には省略できないものとなっています。このため、工事完了から竣工検査までを速やかに行うためには、事前に精度の高い出来高見込数量により契約変更が行われていることが肝要となりますので、協力をお願いします。 【森林整備室】 設計変更等により工事完了から竣工検査まで時間を要することがありますが、工事完了後速やかに竣工検査を行うよう指導いたします。	
工事	2	○	○		要望	【三者会議費の計上について】 設計業務完了後において、工事現場着工後に数回に渡り現場での施工に関する説明を求められることがあります。このような場合は、三者会議費として適切に計上していただきたい。 また、三者会議費として計上される人件費の主任技師0.5人、技師(A)0.5人は統一されていますが、経費部分のその他原価53.85%、一般管理費53.85%の計上にバラツキがありますので統一していただきたい。	④-1 三者会議要領 ④-2 事例
					回答	【建設企画課】 工事実施段階における「三者会議」の実施要領に基づき、三者会議に要する費用を計上することとしております。三者会議にかかる設計者の業務費については、その他原価や一般管理費等の対象となっておりますので、適正な設計積算がなされるよう周知してまいります。 【農村整備課】 現在の農林部の運用においては、諸経費を計上することとしておりません。今後、諸経費を計上することに運用を見直し、周知・統一を図ってまいります。	

2-3　労務費調査について

公共事業労務費調査　発注機関作業内容

１．選定された元請業者に対する「対象企業名簿」の作成要請

　建設企画課から、選定された工事の元請業者に対して、「令和２年度公共事業労務費調査の協力についてのお願い」（別添①）を、令和2年9月11日(金)に発送しております。
　各立会官（選定された工事の監督職員または主任監督員等）は、当該元請業者の現場代理人に、次の確認等を行ってください。

・令和２年度公共事業労務費調査の協力についてのお願い（別添①）の着信確認
・「対象企業名簿」の作成要請
添付している「対象企業名簿」のエクセルファイル及び「対象企業名簿の作成について」のワードファイルを、選定された元請業者へメールで送信してください。
なお、対象企業名簿は元請業者が**建設企画課の川野にメールで提出**するように、「対象企業名簿の作成について」のワードファイルに記載しております。

　〇請負業者は、共通仕様書１－１－１６の第２項により、労務費調査へ協力する責務を負っており、そのための費用も請負業者が負担しなければなりません。

２．現況調査の実施および現況調査表の作成

　各立会官は、対象工事において、１０月１日から３１日までの間で協力会社(下請)が最も多いと思われる日を作業工程表等より選定し、現況調査を実施してください。

　各立会官は、現況調査の際に確認した作業内容や（概数）労働者数等について、添付の現況調査表(様式－１)に記入し、**建設企画課の川野にメールで提出**してください。

※詳しい要領は、別添②「現況調査表の作成」を参照下さい。

現況調査票の提出アドレス：kijyunchosa@pref.nagasaki.lg.jp

現況調査票の提出締切：**令和２年１１月６日（金）**

※　労務費調査に当たった担当者は、
現況調査表の作成をお願いします。

別添②

現況調査表の作成

【現況調査表の作成】

現況調査表記入要領

1. 共通事項

(1)　現況調査表は、第１次審査実施前に対象工事現場の調査月（１０月調査の場合は１０月）における作業内容及び概数労働者数を把握することにより、第１次審査立会時における調査票記入内容の確認を行うことを目的とする。

(2)　現況調査表は、原則として、調査対象工事を発注した**地方連絡協議会構成機関の監督職員等が実施するものとする。**

(3)　現況調査の実施は、調査月の任意の１日とし、調査月における当該現場の作業内容及び概数労働者数等が把握できる日とする。

(4)　現況調査にあたっては、２．に示す項目について調査対象となる会社毎に確認するものとし、調査月に稼働している全ての会社（協力会社を含む）を対象とする。

(5)　現況調査表の様式例を「様式１　公共事業労務費調査（令和2年 10 月調査）現況調査表」に示す。

2. 確認事項

(1)現場作業内容

①　実施工程表等に基づき、元請会社からのヒアリング及び直接現場で確認を行って記入する。

②　現場作業内容は、工種名又は科目名程度で職種の確認が可能な内容とする。

(2)概数労働者数

①　労働者数算出の対象となる労働者は､調査対象 51 職種に該当する労働者とする。

②　概数労働者数は、現場における確認又は元請会社及び協力会社へのヒアリングによるほか、作業日報等の資料を確認する等により記入する。

③　概数労働者数は、調査月に当該現場へ配置する概ねの労働者数を記入すること。

現況調査表記入要領の解説

1. 現況調査日の決定方法について
   ○ 予定工程表より稼働している協力会社の数が一番多いと思われる１日を選定して下さい。
   ○ 例のような場合には、14 日～22 日が元請会社及び協力会社 3 社（合計 4 社）といちばん作業がラップしており、その内、特別に労働者数を増減していない 1 日（例えば 15 日）を選定して調査願います。

2. 現況調査票の会社数について
   ○ 現況調査表は 10 月に稼働している会社すべてが対象となります。
   ○ したがって、現況調査日に稼働していない会社がある場合は、第１次審査までに現場代理人等に協力会社の稼働状況を確認して、稼働している会社が他にあった場合は、ヒアリングして現況調査表を作成して下さい。
   ○ 例の場合、協力会社 C は 10 月に全く作業がないため作成する必要はありません。
   ○ 協力会社 E については現況調査日には稼働していませんが、第１次審査までに現場代理人等にヒアリングして、現況調査表を作成して下さい。
   ○ よって、例の場合は５社分の現況調査表を作成していただくことになります。

3. 作業内容、概数労働者数について
   ○ 現況調査日（ヒアリング日）に確認した作業内容、概数労働者数を記入する。
   ○ 作業内容は、工種名又は科目名（建築工事）程度で職種の確認が可能な内容とします。
   ○ 例の協力会社 E の場合のように現場代理人等にヒアリングの結果、前後で労働者数が違う場合は人数の多い方を記入して下さい。(例の場合は 8 人の職種別人数を記入して下さい)

4. 現況調査表の提出について
   ○ 現況調査表は 1 枚に 3 社分記入できますが、対象会社が 4 社以上となる場合は現況調査表をコピーして作成下さい。
   ○ 現況調査表は 1 部作成し、建設企画課の川野までメールで提出して下さい。

《現況調査日の決定の例》

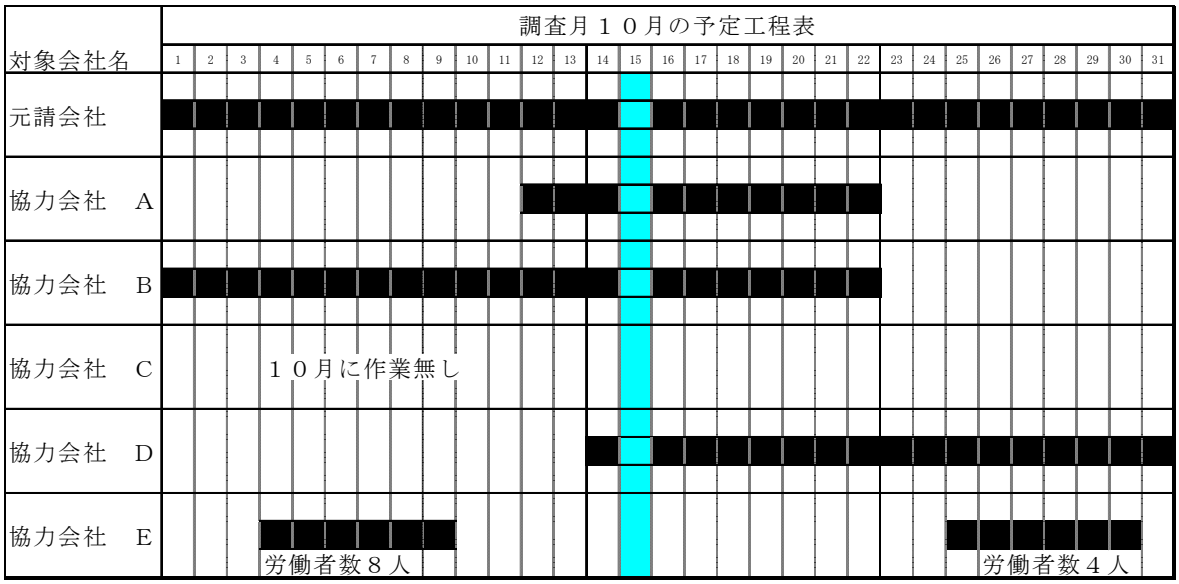
調査月１０月の予定工程表
対象会社名
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
元請会社
協力会社　A
協力会社　B
協力会社　C
１０月に作業無し
協力会社　D
協力会社　E
労働者数８人
労働者数４人

※記入は発注機関の監督職員等

現況調査表の記載例

様式１

公共事業労務費調査（令和２年10月調査）現況調査表

現況調査実施日　令和２年　　月　　日

※調査月の任意の１日に発注機関の担当職員が現況調査を行い、調査当日に稼働している、いないに関わらず調査月中に稼働予定がある企業を調査し、記入すること。調査当日に稼働していない企業については、元請企業へのヒアリング、その他の書類等で概数を把握し、記入すること。なお、調査月が複数月に及ぶ場合、各月の任意の１日にそれぞれ実施すること。

記入者	（所属・官職）　△△振興局○○課 （氏名）　労務　太郎　（電話番号）　12-3456-7890		
構成機関名	長崎県	構成機関コード	320
対象工事名	国道○○号線○○地区工事その１	労務費調査工事番号	１２３
対象企業名 ○○建設（株）		元請・下請の別	・元請 ・＿次下請

現場作業内容		概数労働者数	
積算体系における工種	労務費調査における職種		
擁壁工	土木一般世話役	1	人
擁壁工	型枠工	2	人
擁壁工	普通作業員	3	人
			人

対象企業名 （株）○○組		元請・下請の別	・元請 ・1次下請

現場作業内容		概数労働者数	
積算体系における工種	労務費調査における職種		
法面工	法面工	1	人
法面工	特殊作業員	1	人
法面工	普通作業員	2	人
			人

対象企業名 （株）○○工務店		元請・下請の別	・元請 ・2次下請

現場作業内容		概数労働者数	
積算体系における工種	労務費調査における職種		
舗装工	運転手（特殊）	1	人
舗装工	運転手（一般）	2	人
舗装工	普通作業員	2	人
			人

2-4　既通知文書について

2-4　既通知文書について

令和2年4月1日以降に技術基準班から通知（イントラ掲載）した主な文書は下記のとおりです。今後の業務執行に留意して下さい。

文書番号	年月日	文書名	要点
(31建企第812号)	R2.3.27	土木工事標準積算基準書の一部改訂について	10/1以降は『別紙』を付ける必要なし。
(31建企第813号)	R2.3.27	港湾・漁港請負工事積算基準の一部改訂について	
(31建企第820号)	R2.3.30	空港請負工事積算基準の一部改訂について	
(31建企第815号)	R2.3.27	工事関係書類の統一様式の活用について	建設業の働き方改革に向け、建設産業界の負担軽減を図る取り組みとして九州内で工事関係書類の統一化に取り組む。
31建企第776号 (2建企第69号)	R2.3.19 (R2.4.24)	「令和２年度 週休２日モデル工事の試行要領」の策定及び実施について	当初設計において、「４週８休」の補正を行い発注し、達成状況により各パターンの補正に応じた変更契約を行う。
2建企第92号	R2.5.7	ダンプトラックのひっ迫状況に対する措置の廃止について	運転手の担い手不足の解消及び新幹線工事の影響を受けていないことから廃止。
2建企第109号	R2.5.18	資材価格の特別（臨時）調査依頼の早期依頼について	コロナの影響もあり、特別調査依頼は早めに依頼するよう周知。
2建企第130号	R2.5.26	「土木工事書類スリム化の手引き」の改定について	これまでに修正した項目を新旧表にまとめて令和2年5月版として改定。
2建企第131号	R2.5.26	「設計変更ガイドライン」及び「土木設計業務等変更ガイドライン」の改定について	契約書の改正による条文の修正等に伴う改定。
2建企第174号	R2.6.17	設計等業務のテレビ会議等に伴う離島旅費の計上方法について	離島地区の設計等業務でテレビ会議を使用した場合の旅費と宿泊費は減額。
2建企第206号	R2.7.1	設計図書・参考資料の作成要領について	電子入札における縦覧設計書の作成方法を掲載。
2建企第266号	R2.7.30	新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防について	真夏日の定義を「日最高気温が３０度以上」から「日最高気温が２８度以上」と読み替える。
2建企第301号	R2.8.21	印刷製本費の適切な計上について	測量、設計、地質調査、解析業務の印刷製本費として計上する費用を改定。

３１建企第　８１２　号
令和　２年　３月　27日

関　係　各　課　長
関係各地方機関長
（検査指導幹、石木ダム建設課長経由）　様

建設企画課長
（公印省略）

土木工事標準積算基準書の一部改訂について

標記について、下記のとおり改訂しましたので、関係職員に周知願います。

記

１．改訂内容
　１）土木工事標準積算基準書（総則・共通編）の改訂
　　第Ⅰ編　第２章　②間接工事費　３．現場管理費
　　別表第２　現場管理費率　　該当ページ：Ⅰ-2-②-47、48

２．適用年月日
　令和２年４月１日以降に起工する工事について適用する。

３．積算システムのデータ配信
　令和２年３月３１日にデータ配信予定です。

４．その他
　１）当面の間（令和２年９月末）は縦覧（参考資料）に別添を添付すること。
　２）入札参加者へは、土木部ホームページ上に閲覧場所を掲載することにより周知します。

土木部　建設企画課　技術基準班　川野
TEL:095－894－3025(ダイヤルイン)

３１建企第　８１３　号
令和　２年　３月　27 日

関　係　各　課　長
関係各地方機関長
（検査指導幹、石木ダム建設課長経由）　様

建設企画課長
（公印省略）

港湾・漁港請負工事積算基準の一部改訂について

標記について、下記のとおり改訂しましたので、関係職員に周知願います。

記

１．改訂内容
　１）港湾・漁港請負工事積算基準の改訂
　　第１部　第２章　２節　間接工事費　３．現場管理費
　　表－③　現場管理費率　　該当ページ：２－２－１０

２．適用年月日
　令和２年４月１日以降に起工する工事について適用する。

３．積算システムのデータ配信
　令和２年３月３１日にデータ配信予定です。

４．その他
　１）当面の間（令和２年９月末）は縦覧（参考資料）に別添を添付すること。
　２）入札参加者へは、土木部ホームページ上に閲覧場所を掲載することにより周知します。

土木部　建設企画課　技術基準班
TEL:095－894－3025(ダイヤルイン)

３１建企第　８２０　号
令和　２年　３月　30 日

関　係　各　課　長
関係各地方機関長
（検査指導幹、石木ダム建設課長経由）　様

建設企画課長
（公印省略）

空港請負工事積算基準の一部改訂について

標記について、下記のとおり改訂しましたので、関係職員に周知願います。

記

１．改訂内容
　１）空港請負工事積算基準の改訂
　　第１部　第２章　②間接工事費　２．現場管理費
　　別表第２　　該当ページ：１－２－２９

２．適用年月日
　令和２年４月１日以降に起工する工事について適用する。

３．積算システムのデータ配信
　令和２年３月３１日にデータ配信予定です。

４．その他
　１）当面の間（令和２年９月末）は縦覧（参考資料）に別添を添付すること。
　２）入札参加者へは、土木部ホームページ上に閲覧場所を掲載することにより周知します。

土木部　建設企画課　技術基準班
TEL:095－894－3025(ダイヤルイン)

別添

工事番号：２〇〇〇第〇〇号

工事名：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

現場管理費率：【令和２年４月１日改訂】を適用

※施工地域補正は【令和元年１０月】を適用

↑一般土木のみ追記（R2.6.11付事務連絡）

３１建企第８１５号
令和２年３月２７日

土木部関係各課（室）長
関係地方機関長　様
（検査指導幹、石木ダム建設課長経由）

建設企画課長

工事関係書類の統一様式の活用について

建設業の働き方改革に向け、建設産業界の負担軽減を図る取り組みとして、九州・沖縄ブロック土木部長等会議メンバーである九州地方整備局、沖縄総合事務局、県及び政令市において、令和２年度より工事関係書類の統一化に取り組むこととなりました。

受発注者の更なる業務効率化を図ることにより働き方改革を行うとともに、将来の担い手確保に向けた取り組みですので、統一様式の活用徹底について関係職員へ周知願います。また、受注業者へは関係職員から周知を図っていただきますようお願いします。

記

１．統一化様式：２６書類（添付一覧表参照）
※長崎県土木部では様式を指定しないものもあります

２．適用年月日：令和２年４月１日以降
※ただし、令和３年３月３１日までは旧様式の使用も認める

３．そ　の　他：様式は、県HP（基準班イントラ）に掲載します

建設企画課
公共工事契約指導班　岩本・後藤
技術情報班　木下・田﨑
技術基準班　光武・藤﨑

令和２年度における「工事関係書類の統一化」の対象書類

様式番号	書類名称等	統一化の対象	長崎県
様式-1	現場代理人等通知書		県様式使用
様式-1(2)	経歴書		県様式使用
様式-1(3)	現場代理人等変更通知書		県様式使用
様式-2	請負代金内訳書		県様式使用
様式-3(1)	工程表	○	様式フリー
様式-3(2)	変更工程表	○	様式フリー
様式-4	建設業退職金共済制度の掛金収納書	○	○
様式-5	請求書(前払金,中間前払金,指定部分完済払金,部分払金,完成代金)		○
様式-5(2)	請求内訳書(部分払)	○	提出不要
様式-5(3)	請求内訳書(国債部分払)	○	提出不要
様式-5(4)	請求内訳書(指定部分払)		提出不要
様式-6(1)	ＶＥ提案書(契約後VE時)	○	活用未定
様式-6(2)	ＶＥ提案書(契約後VE時)	○	活用未定
様式-6(3)	ＶＥ提案書(契約後VE時)	○	活用未定
様式-6(4)	ＶＥ提案書(契約後VE時)	○	活用未定
様式-7	品質証明員通知書	○	提出不要
様式-9	工事打合せ簿(指示,協議,承諾,提出,報告,通知)	○	○
様式-10	材料確認書	○	○
様式-11	段階確認書		県様式使用
様式-12	確認・立会依頼書	○	提出不要
様式-13	工事事故速報		県様式使用
様式-14	工事履行報告書	○	○
様式-15	認定請求書		○
様式-16　様式第19号の3	指定部分完成通知書		○
様式-17	指定部分引渡書	○	提出不要
様式-18	工事出来高内訳書		○
様式-19　様式第19号	請負工事既済部分検査請求書		○
様式-21　様式第18号の2	修補完了届		○
様式-22	部分使用承諾書		○
様式-23　様式第11号	工期延期届		○
様式-24	支給品受領書	○	○
様式-25	支給品精算書	○	○
様式-26	建設機械使用実績報告書	○	○
様式-27	建設機械借用・返納書	○	○
様式-28	現場発生品調書	○	○
様式-29	完成通知書		○
様式-30	引渡書		提出不要
様式-31	出来形管理図表	○	○
様式-31-2	出来形合否判定総括表	○	提出不要
様式-32	品質管理図表	○	○
様式-33	品質証明書	○	提出不要
様式-34(1)	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	○	○
様式-34(2)	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	○	○
		26	22

※ 上表は、国土交通省が定める「工事関係書類の標準様式」の一覧であり、そのうち「統一化の対象」が○の様式について
九州・沖縄ブロックで統一様式として運用を図ることとしていますが、長崎県においての取扱いは「長崎県」を参照してください。

※ 統一された様式は、以下のホームページにて掲載しています。

九地整HP： http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/koujisyorui.html

県HP： https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kijun/

３１建企第７７６号
令和２年３月１９日

土木部関係各課（室）長
関 係 地 方 機 関 長 様
（検査指導幹、石木ダム建設課長経由）

建設企画課長

「令和２年度週休２日モデル工事の試行要領」の策定及び実施について

「建設工事に従事する労働者の就労環境の改善、適正な工期設定」に向けて、週休２日モデル工事（以下、「モデル工事」という。）の試行を平成２７年度より実施しているところですが、取り組みの拡大を図るため下記のとおり取り組み内容を見直し、令和２年度の試行要領を別添のとおり策定しましたので、発注機関毎に実施して頂きますようお願いします。

なお、過年度より試行を実施しているモデル工事については、引き続き発注時点の適用試行要領にて対応をお願いします。

モデル工事は、就労環境の改善のみならず、若手技術者の雇用拡大に向けた重要な取組みですので、ご協力をお願いします。

記

１．対象工事の金額条件を撤廃
２．週休２日を実施しない場合においても４週５休以上を確保
（ただし、４週５休以上を達成できなかった場合の減点なし）
３．当初設計において「４週８休」の補正を計上し、変更時に精算
４．祝日の現場閉所は求めない
５．補正係数の一部見直し
６．週休２日実施証明書の発行

土木部 建設企画課 技術基準班　藤﨑
TEL：095-894-3025（ダイヤルイン）
E-Mail：kijyun@pref.nagasaki.lg.jp

長崎県における令和2年度週休二日モデル工事の試行方針について

		H30年度　県試行	H30年度　県試行改訂 【H31.1～適用】	R2年度　県試行 【R2.4～適用】
対象工事	工種	道路、河川、砂防、港湾、漁港	同左	同左
	金額	1000万円以上	同左	全ての工事
発注方式		一般競争入札　：　発注者指定型：5000万円以上~~（A等級のみ対象）~~ 施工者希望型：5000万円未満（~~全等級が対象~~）	一般競争入札　：　受注者希望型	受注者希望型
週休二日	方式	「週休二日パターン方式（完全と4週8休の組合せ）」 ※完全：土日祝日を休日、4週8休：4週のうち8日を休日 ※祝祭日、年末年始、夏季休暇は休日の対象外 ※雨天休は「現場完全閉所」「元請（技術者）休み」であれば対象	4週8休（4週6休以上を評価） ※4週のうち8日以上の休日を確保 ※祝祭日、年末年始、夏季休暇は休日に含まない ※降雨・降雪等の気象・海象による現場閉所日は「現場完全閉所」「元請（技術者）休み」であれば休日に含む。	4週8休（4週6休以上を評価） ※4週のうち8日以上の休日を確保 ※年末年始、夏季休暇は休日に含まない（祝日は現場閉所日にカウント） ※降雨・降雪等の気象・海象による現場閉所日は「現場完全閉所」「元請（技術者）休み」であれば休日に含む。 4週5休は確保する(施工条件)※当面ペナルティなし
	内容	現場完全閉所（現場作業、資料作成は行わない） 元請（技術者）は休み 下請（協力依頼）	現場完全閉所（現場作業、資料作成は行わない） 元請（技術者）は休み 下請（協力依頼）	同左
	工期	受注者が「必要工期」を設定 ※「標準工期」で発注し、受注後、受注者が「必要工期」を算出し発注者と協議を行い工期の変更	受注者が「必要工期」を設定 ※「標準工期」で発注し、受注後、受注者が「必要工期」を算出し発注者と協議を行い工期の変更	同左
	経費	週休二日用の補正係数を設定（港湾、漁港工事は対象外） ・労務費：1.05　・機械経費（賃料）：1.04 ・共通仮設費：1.04　・現場管理費：1.05 ●「発注者指定型」 発注当初は経費を計上せず、受注者が週休二日を完全実施できた場合に「補正係数」の対象とし契約変更を行う ●「受注者希望型」 受注者が週休二日を選択し、完全実施できた場合に「補正係数」の対象とし契約変更を行う ※国の週休二日補正係数は「旧建設系」のみが対象であり、港湾関係については現行歩掛に含まれる（国港湾部回答）とのことで対象外とする。	週休二日用の補正係数を設定（港湾、漁港工事は対象外） 4週6休　4週7休　4週8休 ・労務費：1.01　1.03　1.05 ・機械経費（賃料）：1.01　1.03　1.04 ・共通仮設費：1.01　1.03　1.04 ・現場管理費：1.02　1.04　1.05 ●「発注者指定型」 発注当初は経費を計上せず、4週6休以上が実施できた場合は、達成状況に応じて「補正係数」の対象とし契約変更を行う。 ●「受注者希望型」 受注者が週休二日を選択した場合に、達成状況に応じて「補正係数」の対象とし契約変更を行う ※国の週休二日補正係数は「旧建設系」のみが対象であり、港湾関係については現行歩掛に含まれる（国港湾部回答）とのことで対象外とする。部分的な補正有り。	週休二日用の補正係数を設定（港湾、漁港工事は対象外） 4週6休　4週7休　4週8休 ・労務費：1.01　1.03　1.05 ・機械経費（賃料）：1.01　1.03　1.04 ・共通仮設費：1.02　1.03　1.04 ・現場管理費：1.03　1.04　1.06 ●「受注者希望型」 当初設計において4週8休の補正により積算を行う。 竣工時において、現場閉所状況に応じて変更契約を行う。 ※国の週休二日補正係数は「旧建設系」のみが対象であり、港湾関係については現行歩掛に含まれる（国港湾部回答）とのことで対象外とする。部分的な補正有り。
工事成績評定		【実施〇】 ●「発注者指定型」及び「施工者希望型」 様式「施工状況-工程管理」（主任監督員）で評価 ※「休日を確保している」、「その他（4週8休等を行っている）」 ※更に「完全」の実施割合により、「法令遵守等」で別枠最大3点 （0～29：0点、30～59：1点、60～99：2点、100：3点） 【実施×】 ●「発注者指定型」 様式「施工状況-工程管理」（主任監督員）で減点評価 ※「休日を確保している」、「その他（4週8休等を行っている）」 ●「施工者希望型」：減点なし	【実施（4週6休以上）〇】 ●「発注者指定型」及び「施工者希望型」 様式「施工状況-工程管理」（主任監督員）で評価 ※「休日を確保している」、「その他（4週8休等を行っている）」 ※現場閉所の達成状況に応じて「法令遵守等」で別枠最大3点 4週6休未満：0点 4週6休以上4週7休未満：1点 4週7休以上4週8休未満：2点 4週8休以上：3点 【実施（4週6休以上）×】 ●「発注者指定型」及び「施工者希望型」：減点なし	同左
備考				

２建企第９２号
令和２年５月　７日

土木部関係各課（室）長
関係地方機関長　　様
（検査指導幹、石木ダム建設課長経由）

建設企画課長
（公印省略）

【通知】ダンプトラックのひっ迫状況に対する措置の廃止について

標記について、２９建企第５４７号平成２９年１２月２７日付け「ダンプトラックのひっ迫状況に対する措置について」にて、特記仕様書に記載することとなっていましたが、近年、運転手の担い手不足の解消および新幹線工事の影響を受けていないことから、令和２年度より廃止いたします。

記

令和２年度より廃止する事項は、下記のとおり。

第〇条　大型ダンプトラックのひっ迫対応措置（暫定措置）

大型ダンプトラックがひっ迫しており、工期内の竣工が間に合わないため、小型ダンプトラックでの施工を余儀なくされた場合は、ダンプトラックの規格を協議の対象とする。

（問合せ先）　技術基準班　椋尾

２建企第１０９号
令和２年５月１８日

土木部関係各課（室）長
土木部外関係各課（室）長
関係地方機関長　様
（検査指導幹、石木ダム建設課長経由）

建設企画課長

（公印省略）

資材価格の特別（臨時）調査依頼の早期依頼について

標記について、令和2年4月1日より受付を開始しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、調査会社や資材メーカーには在宅勤務を実施しているところがあり、依頼内容の確認作業に時間を要するため、特別（臨時）調査結果の報告に遅れが生じております。発注に際し、特別（臨時）調査を依頼する必要がある場合は、早めの調査依頼に努めていただきますようお願いします。

２建企第１３０号
令和２年５月２６日

関　係　各　課　長
関係各地方機関長　様
（検査指導幹、石木ダム建設課長経由）

長崎県土木部
建設企画課長
（公印省略）

「土木工事書類スリム化の手引き」の改定について

令和元年５月１７日付け３１建企第１３２号で通知した「土木工事書類スリムかの手引き」について、これまでに修正した項目を含めて新旧表にまとめ、2020 年 5 月版として改定しましたので、通知します。

土木部　建設企画課　技術基準班
電　話：０９５－８９４－３０２５（ダイヤルイン）
メール：kijyun@pref.nagasaki.lg.jp

２建企第１３１号
令和２年５月２６日

土木部関係各課長
関係地方機関長　　様

長崎県　土木部
建設企画課長
（公印省略）

「設計変更ガイドライン」及び「土木設計業務等変更ガイドライン」の改定について

標記について、平成２９年５月 30 日付け２９建企第１３４号で通知した「設計変更ガイドラインの改定について」及び平成 28 年３月 30 日付け２７建企第６５２号で通知した「土木設計業務等変更ガイドライン」について、契約書の改正による条文の修正等に伴い、改定しましたので、通知します。

土木部　建設企画課　技術基準班　川野
TEL：０９５－８９４－３０２５（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
Email：kijyun@pref.nagasaki.lg.jp

２建企第 174 号
令和２年６月 17 日

土木部関係各課（室）長
関 係 地 方 機 関 長　様
(検査指導幹、石木ダム建設課長経由)

建設企画課長
（公印省略）

設計等業務のテレビ会議等に伴う離島旅費の計上方法について

離島地区（五島・上五島・壱岐・対馬）の設計等業務での設計協議や納品検査における旅費及び宿泊について、テレビ会議等を使用した場合は、設計変更にて旅費及び宿泊費を減額することとしましたので、通知します。

記

１．令和２年７月１日以降に発注する設計等業務に適用する。

なお、発注済みの設計等業務であっても適用可とする。

２．起工時から離島旅費を計上している設計等業務に適用する。

３．離島旅費の減額については、受発注間協議の上、実績に応じて設計変更すること。

（問合せ先）
土木部　建設企画課
技術基準班　椋尾

２建企第２０６号
令和２年７月１日

関係各課長
関係地方機関長
（検査指導幹及び石木ダム建設課長経由）
様

建設企画課長
（公印省略）

設計図書・参考資料の作成要領について

標記について、１７技第３５７号により運用しているところですが、電子（縦覧）設計図書の作成方法に一部差異が見られることから、下記のとおり取り扱うこととしましたので、関係職員へ周知していただきますようよろしくお願い致します。

なお、平成１８年３月２日付１７技第３５７号「設計図書・参考資料の作成要領について」並びに１３技第２８５号「数量総括表作成の運用について」は廃止致します。

記

１．作成要領：別添１「設計図書・参考資料の作成要領」による。

２．主な変更点：電子（縦覧）設計図書の作成方法を掲載

３．適　用　日：令和２年７月１日以降に電子（縦覧）設計図書を作成するもの。

建設企画課　技術基準班
TEL：095-894-3025
E-mail：kijyun@pref.nagasaki.lg.jp

（別添１）

設計図書・参考資料の作成要領

１．適用範囲

長崎県土木部の所管する**工事**、及び**業務委託**とする。ただし、建築・住宅工事を除く。

２．編集方法

「設計図書」と「参考資料」に分割・編集する。

３．設計図書の内容

設計図書には、工事目的物の品質・規格・数量など、又は業務委託の精度・規格など、発注者が契約事項として指定する情報や、個々の工事・業務委託における特記事項を記載する。

なお、設計図書は契約事項が記載された書類であるため、契約図書の一部となる。

４．参考資料の内容

参考資料には、入札参加業者の適正・迅速な見積もりに必要な情報（積算に用いた建設機械の機種・規格、指定仮設以外の仮設の数量、測量の地域・地形等の変化率など）を記載する。（契約事項ではない。）

また、見積もりにより決定した歩掛等を積算に使用した場合は参考資料において、数量（工数等）を公表する。ただし、県及びその他の機関等により公表されている積算基準による数量（工数等）は非表示とする。

なお、参考資料は契約上の拘束力を生ずるものではないため、契約図書には添付されない。

５．設計図書・参考資料の構成

（１）設計図書

品質・規格等、契約事項となる情報を明示する。

※明細書は添付しない。

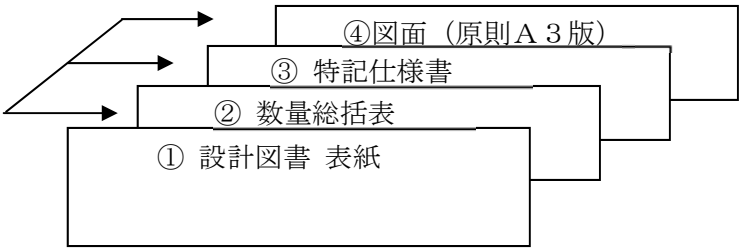

＜数量総括表について＞

別添２「数量総括表についての運用」による。

＜数量計算書について＞

数量計算書は、設計図書には添付しない。

（契約後、請負業者に必要に応じて数量計算書のコピーを渡すことができる。）

（２）参考資料

指定仮設以外の仮設に関する資料を添付。

見積もり歩掛等を公表する。

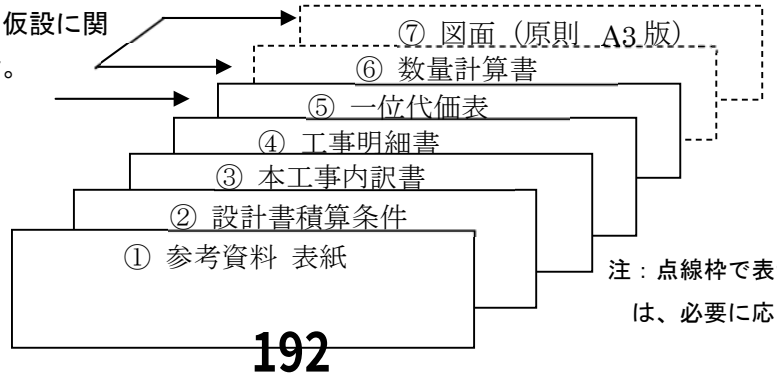

注：点線枠で表示しているものは、必要に応じて添付する。

６．電子（縦覧）設計図書作成方法（工事・業務で電子入札を行うもの）

（１）マスターＣＤ作成手順

①帳票および図面のＰＤＦファイルを作成する

②作成した各ＰＤＦファイルを「設計図書.pdf」、「参考資料.pdf」に結合する。

③マスターＣＤにファイルを書き込む

・マスターＣＤには圧縮ファイルだけを保存する。

・圧縮ファイルはフォルダごと**ＺＩＰ形式で圧縮**して作成する。

・圧縮ファイルの名称は、**PEIS 番号_tosho_連番（２桁）**とする。

（例）　123456_tosho_01

123456_tosho_02

※ファイル名は半角英数字と一部の記号のみ利用可能。

・ファイル容量は１個あたり　２０メガバイトまで。

２０メガバイトを超える場合は、ファイルを分割する。

・{PEIS 番号_tosho_連番（２桁）} に「設計図書.pdf」、「参考資料.pdf」および（必要に応じて）「その他資料（ＰＤＦ形式）」を保存する。

（２）フォルダ構成および作成例

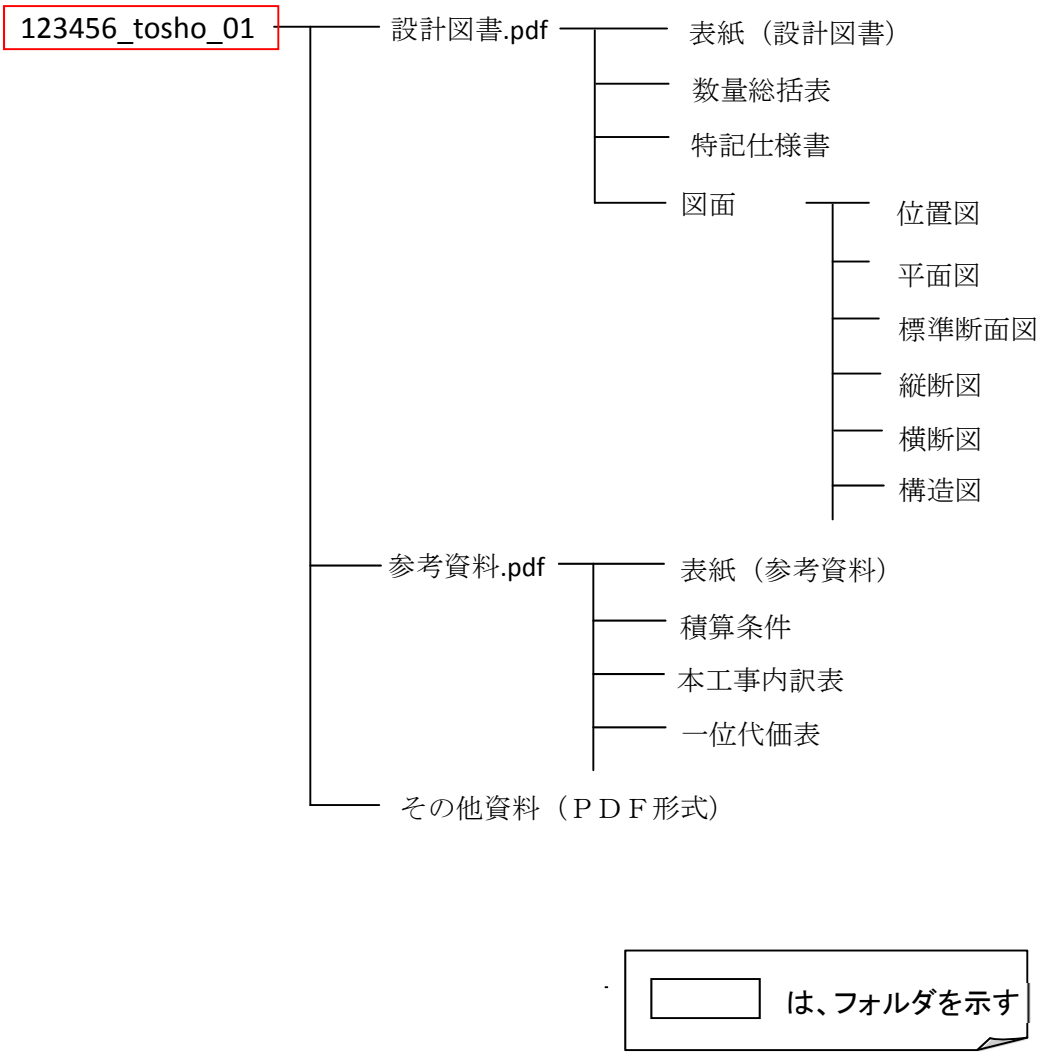

（３）ＣＤ－Ｒ表面の記載例

「作成イメージ」

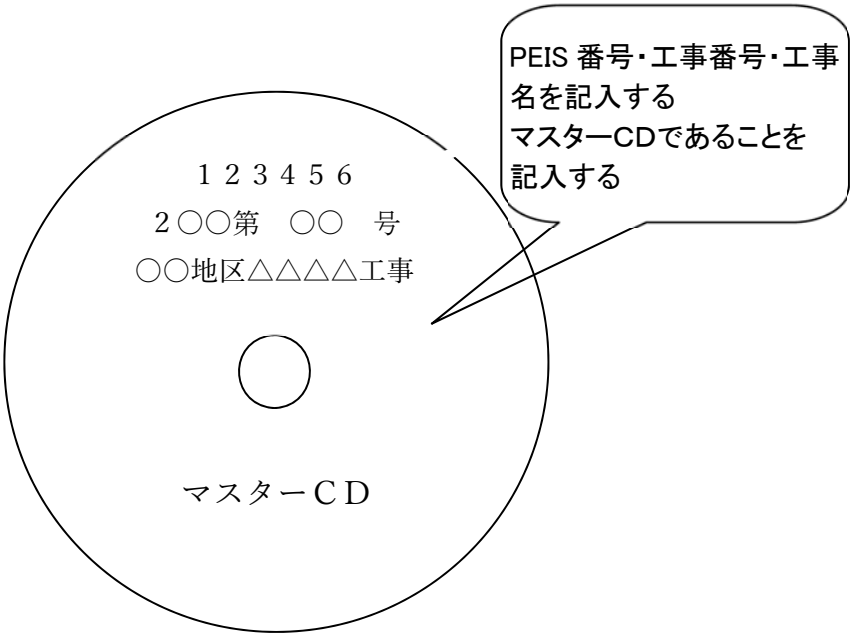

①ＣＤ－Ｒの表面にも間違い防止のため、マジック、印鑑等で工事（委託）番号等を明記すること。ただし、通し番号など指名業者数が推定できるようなものは記入しないこと。

②ＣＤ－Ｒの表面へは専用のラベル（強粘着性）以外のネームランド等のシールは故障の原因となる恐れがあるので貼り付けないこと。

（別添２）

数量総括表についての運用（設計図書添付用）

１）数量総括表は設計図書に必ず添付する。

２）数量総括表には、標準歩掛に関する記載、補正係数は記載しない。

３）任意仮設の数量は「１式」と記載する。（足場、型枠等）

（例）

	積算数量		数量総括表に記載する数量
足場	１００掛ｍ2	⟶	足場　１式

４）本工事費内訳書に明細書（Ａ明細書、Ｂ明細書）を積上げている場合は、設計図書には明細書の数量表は添付しない。

５）支給材料表及び貸与材料表は、必要に応じて別途添付する。

２建企第２６６号
令和２年　７月３０日

土木部関係各課（室）長
関係地方機関長　　様
（検査指導幹、石木ダム建設課長経由）

建設企画課長

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防について

標記について、熱中症対策に掛かる経費に関しては、３１建企第２２７号「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」にて運用しておりましたが、九州ブロック発注者協議会事務局（国土交通省九州地方整備局企画部技術調整管理官）より別紙のとおり通知があったことから、当面の間、新型コロナウィルスが終息するまで、運用の一部を変更しましたので、通知します。

記

変更内容：真夏日の定義を「日最高気温が３０度以上」から「日最高気温が２８度以上」と読み替える。
また、「夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が３０度以上」についても、「最高気温が２８度以上」と読み替える。
適　　用：本通知日以降に発注する工事に適用する。
なお、発注済みの工事であっても適用可とする。

建設企画課技術基準班　椋尾
TEL：095-894-3025（ダイヤルイン）

２建企第３０１号
令和２年８月２１日

土木部関係各課長　様
関係地方機関長　様

建設企画課長
（公印省略）

印刷製本費の適切な計上について

令和２年１０月以降の測量業務、設計業務、地質調査業務及び地質調査業務の解析等調査業務について、印刷物の提出を求める場合は、別紙費用を計上することとします。

記

１．対象業務：港湾・漁港事業を除く測量業務、設計業務、地質調査業務及び地質調査業務の解析等調査業務

２．適　　用：令和２年１０月１日以降に起工する業務に適用する。

３．そ の 他：以下の文書は、本通知の適用に伴い廃止する。
・平成２９年８月１７日付け　２９建企第３０７号
印刷製本費の適切な計上について
・令和元年８月３０日付け　３１建企第３９４号
印刷製本費の適切な計上について

印刷製本費

別紙

適用範囲

・長崎県で発注する**測量業務**の印刷製本費用に適用する。

注意事項

・紙代（プリンタのリース料など）、金文字黒表紙、ドッチファイル、図面袋等の資材代及び印刷に要する一切の費用を含む。
・電子成果品作成費は別途計上することから、電子データで完成している報告書を印刷し、製本（穴あけ・綴じ込み・図面折り込み）作業に要する費用を含む。
・大図面（A0,A1サイズ等）については、発注者から要求される標準的な枚数を含む。
・設計変更により直接人件費が増減する場合は、印刷製本費についても適切に変更すること。
・直接人件費が２０百万円を超える場合は、起工前に参考見積りを徴すること。
・測量と設計など抱き合わせて発注する場合、業務ごとに印刷製本費を計上すること。
・測量と設計など抱き合わせて発注する場合、納品形態は合冊、分冊どちらの場合も適用可とする。

1部あたり

表紙（外枠）	直接人件費	直接経費	備考
金文字黒表紙	～１百万円	28 千円	
	～2百万円	40 千円	
	～3百万円	59 千円	
	～4百万円	72 千円	
	～5百万円	83 千円	
	～6百万円	88 千円	
	～7百万円	100 千円	
	～8百万円	105 千円	
	～9百万円	117 千円	
	～１０百万円	124 千円	
	～１１百万円	133 千円	
	～１２百万円	140 千円	
	～１３百万円	149 千円	
	～１４百万円	158 千円	
	～１５百万円	167 千円	
	～１６百万円	175 千円	
	～１７百万円	183 千円	
	～１８百万円	193 千円	
	～１９百万円	201 千円	
	～２０百万円	210 千円	
ドッチファイル	～１百万円	22 千円	
	～2百万円	34 千円	
	～3百万円	52 千円	
	～4百万円	63 千円	
	～5百万円	70 千円	
	～6百万円	76 千円	
	～7百万円	87 千円	
	～8百万円	91 千円	
	～9百万円	107 千円	
	～１０百万円	110 千円	
	～１１百万円	118 千円	
	～１２百万円	123 千円	
	～１３百万円	130 千円	
	～１４百万円	137 千円	
	～１５百万円	145 千円	
	～１６百万円	152 千円	
	～１７百万円	159 千円	
	～１８百万円	166 千円	
	～１９百万円	173 千円	
	～２０百万円	180 千円	

印刷製本費

別紙

適用範囲

・長崎県で発注する**設計業務**の印刷製本費用に適用する。

注意事項

・紙代（プリンタのリース料など）、金文字黒表紙、ドッチファイル、図面袋等の資材代及び印刷に要する一切の費用を含む。
・電子成果品作成費は別途計上することから、電子データで完成している報告書を印刷し、製本（穴あけ・綴じ込み・図面折り込み）作業に要する費用を含む。
・大図面（A0,A1サイズ等）については、発注者から要求される標準的な枚数を含む。
・設計変更により直接人件費が増減する場合は、印刷製本費についても適切に変更すること。
・直接人件費が２０百万円を超える場合は、起工前に参考見積りを徴すること。
・測量と設計など抱き合わせて発注する場合、業務ごとに印刷製本費を計上すること。
・測量と設計など抱き合わせて発注する場合、納品形態は合冊、分冊どちらの場合も適用可とする。

1部あたり

表紙（外枠）	直接人件費	直接経費	備考
金文字黒表紙	～１百万円	28 千円	
	～2百万円	41 千円	
	～3百万円	58 千円	
	～4百万円	72 千円	
	～5百万円	82 千円	
	～6百万円	86 千円	
	～7百万円	99 千円	
	～8百万円	103 千円	
	～9百万円	117 千円	
	～１０百万円	123 千円	
	～１１百万円	131 千円	
	～１２百万円	139 千円	
	～１３百万円	147 千円	
	～１４百万円	156 千円	
	～１５百万円	163 千円	
	～１６百万円	175 千円	
	～１７百万円	183 千円	
	～１８百万円	193 千円	
	～１９百万円	201 千円	
	～２０百万円	210 千円	
ドッチファイル	～１百万円	22 千円	
	～2百万円	34 千円	
	～3百万円	50 千円	
	～4百万円	62 千円	
	～5百万円	69 千円	
	～6百万円	74 千円	
	～7百万円	87 千円	
	～8百万円	91 千円	
	～9百万円	105 千円	
	～１０百万円	109 千円	
	～１１百万円	115 千円	
	～１２百万円	122 千円	
	～１３百万円	128 千円	
	～１４百万円	137 千円	
	～１５百万円	145 千円	
	～１６百万円	152 千円	
	～１７百万円	159 千円	
	～１８百万円	166 千円	
	～１９百万円	173 千円	
	～２０百万円	180 千円	

印刷製本費

別紙

適用範囲

・長崎県で発注する**地質調査業務、地質調査業務の解析等調査業務**の印刷製本費用に適用する。

注意事項

・紙代（プリンタのリース料など）、金文字黒表紙、ドッチファイル、図面袋等の資材代及び印刷に要する一切の費用を含む。
・電子成果品作成費は別途計上することから、電子データで完成している報告書を印刷し、製本（穴あけ・綴じ込み・図面折り込み）作業に要する費用を含む。
・大図面（A0,A1サイズ等）については、発注者から要求される標準的な枚数を含む。
・設計変更により直接調査費や直接人件費が増減する場合は、印刷製本費についても適切に変更すること。
・直接調査費や直接人件費が２０百万円を超える場合は、起工前に参考見積りを徴すること。
・地質調査と解析など抱き合わせて発注する場合、業務ごとに印刷製本費を計上すること。
・地質調査と解析など抱き合わせて発注する場合、納品形態は合冊、分冊どちらの場合も適用可とする。

1部あたり

表紙（外枠）	直接調査費（地質調査） 直接人件費（解析）	直接経費 （地質調査）	直接経費 （解析）	備考
金文字黒表紙	～１百万円	28 千円	28 千円	
	～２百万円	40 千円	40 千円	
	～３百万円	58 千円	58 千円	
	～４百万円	72 千円	72 千円	
	～５百万円	82 千円	82 千円	
	～６百万円	86 千円	86 千円	
	～７百万円	99 千円	99 千円	
	～８百万円	103 千円	103 千円	
	～９百万円	117 千円	117 千円	
	～１０百万円	123 千円	123 千円	
	～１１百万円	129 千円	129 千円	
	～１２百万円	136 千円	136 千円	
	～１３百万円	143 千円	143 千円	
	～１４百万円	150 千円	150 千円	
	～１５百万円	157 千円	157 千円	
	～１６百万円	165 千円	165 千円	
	～１７百万円	173 千円	173 千円	
	～１８百万円	182 千円	182 千円	
	～１９百万円	191 千円	191 千円	
	～２０百万円	201 千円	201 千円	
ドッチファイル	～１百万円	22 千円	22 千円	
	～２百万円	34 千円	34 千円	
	～３百万円	50 千円	50 千円	
	～４百万円	62 千円	62 千円	
	～５百万円	69 千円	69 千円	
	～６百万円	74 千円	74 千円	
	～７百万円	87 千円	87 千円	
	～８百万円	91 千円	91 千円	
	～９百万円	105 千円	105 千円	
	～１０百万円	109 千円	109 千円	
	～１１百万円	113 千円	113 千円	
	～１２百万円	119 千円	119 千円	
	～１３百万円	125 千円	125 千円	
	～１４百万円	131 千円	131 千円	
	～１５百万円	138 千円	138 千円	
	～１６百万円	144 千円	144 千円	
	～１７百万円	152 千円	152 千円	
	～１８百万円	159 千円	159 千円	
	～１９百万円	167 千円	167 千円	
	～２０百万円	176 千円	176 千円	

参考資料

工種・工区名

内　訳　書

諸経費区分：測量業務

名　称　：　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
測量設計費				978,480	
1級基準点測量 平地　耕地	点	2.000	207,891	415,782	第　2号代価表SJ0006
直接費計				415,000	
電子成果品作成費	式	1.000		31,000	2.3 X ^ 0.44
印刷製本費（積上）				28,000	
印刷製本費 金文字黒表紙	部	1.000	28,000	28,000	第　1号代価表SJ0000
間接費計				59,000	
直接測量費				474,000	
諸経費	%	91.200	474,000	432,000	

ここに必要部数を計上する。

長崎県